

(5) 貨物自動車運送事業者	((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(6) 放送会社	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、須高ケーブルテレビ(株)) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(8) 医師会、歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(9) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10) (一社)長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(11) (一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(12) (社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 農業協同組合	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。
(2) 森林組合	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3) 漁業協同組合	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 漁船、共同施設の地震災害応急対策及びその復旧に関すること。
(4) 商工会、商工会議所等商工業関係団体	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(5) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ 地震災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。

(5) 貨物自動車運送事業者	((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(6) 放送会社	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、須高ケーブルテレビ(株)) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(8) 医師会、歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(9) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10) (一社)長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(11) (一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(12) (社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 農業協同組合	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。
(2) 森林組合	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3) 漁業協同組合	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 漁船、共同施設の地震災害応急対策及びその復旧に関すること。
(4) 商工会、商工会議所等商工業関係団体	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(5) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ 地震災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。

(8) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 イ 地震災害時における教育対策に関する事 ウ 被災施設の災害復旧に関する事
(9) 危険物施設及び 高圧ス施の管理 者	ア 安全管理の徹底に関する事 イ 防護施設の整備に関する事
(10) 青年団、婦人会 等	ア 県、市町村が行う地震災害応急対策の協力に関する事

(8) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 イ 地震災害時における教育対策に関する事 ウ 被災施設の災害復旧に関する事
(9) 危険物施設及び 高圧ガス施設の 管理者	ア 安全管理の徹底に関する事 イ 防護施設の整備に関する事
(10) 青年団、婦人会 等	ア 県、市町村が行う地震災害応急対策の協力に関する事

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第1 基本方針 県内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災対策強化地域においては地震防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進地域においては南海トラフ地震防災対策推進基本計画、<u>首都直下地震緊急対策区域においては首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき地震防災に関する措置を実施し耐震性の確保を図る。</u> また、地震防災緊急事業五箇年計画等を作成し、<u>それに基づく事業を推進するとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い県づくり、市町村づくりを図る。</u> 地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 施設等への耐震性の確保、県土保全機能の増進等地震に強い県土を形成する。 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。</p> <p>第3 計画の内容 1 地震に強い県土づくり (1) 現状及び課題 県内には多くの活断層があり、急峻な地形、もろい地質とあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替路を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 (ウ) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの県土保全機能の維持を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。 (エ) 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した大規模地震防災・減災対策大綱〔地震防災対策のマスタープラン(防災対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策)〕や地震防災戦略(期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策)を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を基に減災目標を策定するとともに、減災目標を達成するための地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。 (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第1 基本方針 県内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災対策強化地域においては地震防災基本計画に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域においては南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき耐震性の確保を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を作成し、それに基づく事業の推進を図り地域の特性に配慮しつつ、地震に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。 また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 施設等に耐震性の確保、県土保全機能の増進等地震に強い県土を形成する。 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。</p> <p>第3 計画の内容 1 地震に強い県土づくり (1) 現状及び課題 県内には多くの活断層があり、急峻な地形、もろい地質をあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替路を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 (ウ) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの県土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。 (エ) 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した大規模地震防災・減災対策大綱〔地震防災対策のマスタープラン(防災対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策)〕や地震防災戦略(期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策)を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を基に減災目標を策定するとともに、減災目標を達成するための地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。 (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p>

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの市町村土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。
- (エ) 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（交通・通信施設管理機関）

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。

2 地震に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い都市構造、建築物への安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 地震に強い都市構造の形成
 - a 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
 - b 幹線道路、都市公園、河川、空港など骨格的な都市基盤整備及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための都市防災総合推進事業、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。
なお、事業の実施に当たっては、効果的・効果的に行われるよう配慮する。
 - c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。
- (イ) 建築物等の安全化
 - a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。
特に、県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成19年11月に策定した「県有施設耐震化整備プログラム（平成23年度改定）」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの市町村土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。
- (エ) 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（交通・通信施設管理機関）

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。

2 地震に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い都市構造、建築物への安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 地震に強い都市構造の形成
 - a 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
 - b 幹線道路、都市公園、河川、空港など骨格的な都市基盤整備及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための都市防災総合推進事業、~~防災街区整備事業~~、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。
なお、事業の実施に当たっては、効果的・効果的に行われるよう配慮する。
 - c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。
- (イ) 建築物等の安全化
 - a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。
特に、県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成19年11月に策定した「県有施設耐震化整備プログラム（平成23年度改定）」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備

県営住宅については、老朽化等の状況を踏まえ、改善、建替え等を実施し、その適正な維持管理に努める。

- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。

(エ) 地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

(カ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。
- b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 地震に強い都市構造の形成

- a 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- b 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

の耐震改修に努める。

県営住宅については、老朽化等の状況を踏まえ、改善、建替え等を実施し、その適正な維持管理に努める。

- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。

(エ) 地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

(カ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。
- b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 地震に強い都市構造の形成

- a 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- b 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

- c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化するものとする。
- (イ) 建築物等の安全化
 - a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。
特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
 - b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
 - c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。
 - d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
 - b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (エ) 地質、地盤の安全確保
 - a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。
 - b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。
- (オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。
- (カ) 災害応急対策等への備え
 - a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図るものとする。
 - b 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
 - c 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
 - d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

- する。
- c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化するものとする。
- (イ) 建築物等の安全化
 - a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。
特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
 - b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
 - c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。
 - d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
 - b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (エ) 地質、地盤の安全確保
 - a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。
 - b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。
- (オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。
- (カ) 災害応急対策等への備え
 - a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図るものとする。
 - b 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
 - c ~~民間企業等を含む~~関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
 - d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 地震に強い都市構造の形成
不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。
- (イ) 建築物等の安全化
不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、電気、ガス、電話等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
 - b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (エ) 地盤、地質の安全確保
施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。
- (オ) 危険物施設等の安全確保
危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。
- (カ) 災害応急対策等への備え
 - a 次章以降に掲げる、震災が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。
 - b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
 - c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
 - d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 地震に強い都市構造の形成
不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。
- (イ) 建築物等の安全化
不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、電気、ガス、電話等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
 - b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (エ) 地盤、地質の安全確保
施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。
- (オ) 危険物施設等の安全確保
危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。
- (カ) 災害応急対策等への備え
 - a 次章以降に掲げる、震災が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。
 - b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
 - c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
 - d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第1 基本方針 災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。 2 県・市町村は、防災関連情報のデータベース化を図り、住民等に周知するとともに震災時の被害予測システムの研究を推進する。 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。</p> <p>第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 現状及び課題 情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第1節災害情報の収集・連絡活動参照) (危機管理部) (イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。(危機管理部) (ウ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進する。(警察本部) (エ) 震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のため、全市町村に震度計を設置し、県と消防庁を結ぶ震度情報ネットワークの高度化を図る。<u>また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(Lアラート)その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。</u>(危機管理部) (オ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。(警察本部) (カ) 毎年、防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。(危機管理部) (キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」を構築する。(危機管理部) (ク) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化を図る。 (ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求める。(危機管理部) (コ) 「長野県地震被害予測システム」により得た被害予測結果を災害時の応急対策活動に活用できる体制の構築に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p>	<p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第1 基本方針 災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。 2 県・市町村は、防災関連情報のデータベース化を図り、住民等に周知するとともに震災時の被害予測システムの研究を推進する。 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。</p> <p>第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 現状及び課題 情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第1節災害情報の収集・連絡活動参照) (危機管理部) (イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。(危機管理部) (ウ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進する。(警察本部) (エ) 震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のため、全市町村に震度計を設置し、県と消防庁を結ぶ震度情報ネットワークの高度化を図る。(危機管理部) (オ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。(警察本部) (カ) 毎年、防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。(危機管理部) (キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」を構築する。(危機管理部) (ク) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。 (キ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p>

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
- (エ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (オ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。（危機管理部）
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築する。（危機管理部）
- (ウ) 震災時を想定した非常通信訓練を行う。（危機管理部、警察本部）
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部）
- (オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
- (カ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）その他の災害情報等を瞬時に受信するシステムを維持・整備するよう努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
- (エ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (オ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。（危機管理部）
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築する。（危機管理部）
- (ウ) 震災時を想定した非常通信訓練を行う。（危機管理部、警察本部）
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部）
- (オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
- (カ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信するシステムを維持・整備するよう努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。

- (ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努めるものとする。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- (エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。
- (オ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (カ) 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努めるものとする。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- (エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。
- (オ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J－ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (カ) 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(1) 現状及び課題 震災による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (ア) 地震に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する他、各市町村に震度計を設置し、県内の震度情報の収集体制の整備を図る。 (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。 なお、東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行う。 また、必要に応じ、見直しを行う。 (詳細は第3章第2節非常参集職員の活動に掲載) (ウ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法の検討を深める。 (エ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。 (カ) 過去の災害対応を検証し、必要に応じて体制の見直しを図る。また体制の見直しについては、訓練等を通じP D C Aサイクルの観点から改善を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情</p>	<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(1) 現状及び課題 震災による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (ア) 地震に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する他、各市町村に震度計を設置し、県内の震度情報の収集体制の整備を図る。 (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。 なお、東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行う。 また、必要に応じ、見直しを行う。 (詳細は第3章第2節非常参集職員の活動に掲載) (ウ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法を検討する。 (エ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。 (カ) 過去の災害対応を検証し、必要に応じて体制の見直しを図る。また体制の見直しについては、訓練等を通じP D C Aサイクルの観点から改善を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情</p>

報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、東南海・南海地震防災対策推進地域においては、過去の発生の事例から、東南海・南海地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行うものとする。

(イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行うものとする。

(イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、県、市町村にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県防災会議(危機管理部)

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

組織内の部会として地震対策部会、火山対策部会等を有する。

(イ) 地震対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に地震対策部会を設置し、地域防災計画における地震対策の具体的樹立を行う。

(ウ) 火山対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に火山対策部会を設置し、地域防災計画における火山対策の具体的樹立を行う。

報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、東南海・南海地震防災対策推進地域においては、過去の発生の事例から、東南海・南海地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行うものとする。

(イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行うものとする。

(イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、県、市町村にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県防災会議(危機管理部)

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

組織内の部会として地震対策部会、火山対策部会等を有する。

(イ) 地震対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に地震対策部会を設置し、地域防災計画における地震対策の具体的樹立を行う。

(ウ) 火山対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に火山対策部会を設置し、地域防災計画における火山対策の具体的樹立を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 災害対策基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画の作成及び地震災害の特色を考慮した震災対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。
- (イ) 震災対策計画未整備市町村は、速やかに整備を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

県においては、耐震化されている西庁舎に災害対策本部機能等を持つ防災センターを整備したが、県庁舎の他の部分については構造が高層で、かつ年数を経た建物もあり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが懸念される。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県庁舎の点検を実施し、崩落の危険個所を把握し、補強等を実施する。(総務部)
- (イ) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき県庁西庁舎に整備した災害対策本部室の機能及び県警災害警備本部の機能を有する(防災センター)を活用し、災害時において迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。(危機管理部、総務部、警察本部)
- (ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。(危機管理部、総務部)
- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)
- (オ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。
また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。
- (イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 災害対策基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画の作成及び地震災害の特色を考慮した震災対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。
- (イ) 震災対策計画未整備市町村は、速やかに整備を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

県においては、耐震化されている西庁舎に災害対策本部機能等を持つ防災センターを整備したが、県庁舎の他の部分については構造が高層で、かつ年数を経た建物もあり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが懸念される。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県庁舎の点検を実施し、崩落の危険個所を把握し、補強等を実施する。(総務部)
- (イ) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき県庁西庁舎に整備した災害対策本部室の機能及び県警災害警備本部の機能を有する(防災センター)を活用し、災害時において迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。(危機管理部、総務部、警察本部)
- (ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。(危機管理部、総務部)
- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)
- (オ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ウ) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。
また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。
- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める

ものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【県（危機管理部）、市町村及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ【市町村及び関係機関が実施する計画】

(ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

ものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【県（危機管理部）、市町村及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ【市町村及び関係機関が実施する計画】

(ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。 また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した県1カ所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所の地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。 4 消防署所の耐震診断等を実施促進、災害拠点病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 平成27年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車25台、救急自動車118台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.2%*、救急自動車98.3%*である。(*：H27.4.1現在) これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部） (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。 (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。 (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよ</p>	<p style="text-align: center;">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。 また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した県1カ所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所の地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。 4 消防署所の耐震診断等を実施促進、災害拠点病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 平成26年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車29台、救急自動車144台（うち高規格救急自動車119台）であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車83.8%*、救急自動車98.3%*である。(*：H24.4.1現在) これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部） (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。 (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。 (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災</p>

う助言する。

(エ) 警察本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。

- a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、パール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
- b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) aに掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。

その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

(イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

(ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。(日本赤十字社)

(イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。(日本赤十字社)

(ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。(自衛隊)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等66品目を県下13箇所に、衛生材料29品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。また、日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。

このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言する。

(エ) 警察本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。

- a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、パール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
- b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) aに掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。

その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

(イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

(ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。(日本赤十字社)

(イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。(日本赤十字社)

(ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。(自衛隊)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等66品目を県下13箇所に、衛生材料29品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。また、日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。

このような中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の耐震施設への転換等が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県における備蓄医薬品等について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。(健康福祉部)
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。(健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。
また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - a 各事業者の備蓄・在庫状況が常時把握できるシステムの構築に努めるものとする。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。
 - c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点となる適当な場所を選定し、災害拠点病院への傷病者の搬送を行うための体制整備に努める必要がある。

このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の耐震施設への転換等が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県における備蓄医薬品等について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。(健康福祉部)
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。(健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。
また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - a 各事業者の備蓄・在庫状況が常時把握できるシステムの構築に努めるものとする。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。
 - c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、広域搬送拠点となる適当な場所を選定し、災害拠点病院への傷病者の搬送を行うための体制整備に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）による支援体制を確保する。

また、災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備、充実を図る。

(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。

(ウ) 災害拠点病院への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な場所を選定しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

(イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

4 消防及び医療機関耐震化

(1) 現状及び課題

消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努めるものとしている。

県内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものも多く、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。

厚生労働省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害拠点病院の耐震構造の強化に対する補助の制度化を進めており、厚生労働省の補助制度を活用しながら県内の災害拠点病院の段階的な耐震強化を図っていくことが、必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 市町村等において、新耐震基準以前に建築された消防庁舎等を最優先として、所管する当該庁舎等の耐震診断の早期実施及び定期的な建物診断等が実施されるよう助言する。

また、診断結果に基づく耐震化計画等の策定及び「防災基盤整備事業」の活用等

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）による支援体制を確保する。

また、災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備、充実を図る。

(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。

(ウ) 災害拠点病院への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な場所を選定しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

(イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

4 消防及び医療機関耐震化

(1) 現状及び課題

消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努めるものとしている。

県内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものも多く、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。

厚生労働省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害拠点病院の耐震構造の強化に対する補助の制度化を進めており、厚生労働省の補助制度を活用しながら県内の災害拠点病院の段階的な耐震強化を図っていくことが、必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 市町村等において、新耐震基準以前に建築された消防庁舎等を最優先として、所管する当該庁舎等の耐震診断の早期実施及び定期的な建物診断等が実施されるよう助言する。

による、既存消防庁舎の計画的かつ速やかな耐震化が図られるよう、併せて助言する。(危機管理部)

- (イ) 地域災害医療センターの耐震構造の強化を推進する。(健康福祉部)
- (ウ) 県立病院においては、ライフラインを確保するための施設整備を進める。また、建物や危険物質等について、自主点検を定期的に行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 新耐震基準以前に建築された消防庁舎を最優先に、所管する当該庁舎等の耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震化計画等を策定するものとする。
また、定期的な建物診断を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図るものとする。
- (イ) 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な消防庁舎等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施するものとする。その際、「防災基盤整備事業」の活用を図るものとする。
- (ウ) 市町村立医療機関の点検整備等を行い、耐震化に努めるとともに、管内の他の医療機関に対し耐震化に関する指導を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努めるものとする。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行うものとする。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、被害者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)
- (エ) 市町村において、大規模地震災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成について助言する。(危機管理部)
- (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及

また、診断結果に基づく耐震化計画等の策定及び「防災基盤整備事業」の活用等による、既存消防庁舎の計画的かつ速やかな耐震化が図られるよう、併せて助言する。(危機管理部)

- (イ) 地域災害医療センターの耐震構造の強化を推進する。(健康福祉部)
- (ウ) 県立病院においては、ライフラインを確保するための施設整備を進める。また、建物や危険物質等について、自主点検を定期的に行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 新耐震基準以前に建築された消防庁舎を最優先に、所管する当該庁舎等の耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震化計画等を策定するものとする。
また、定期的な建物診断を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図るものとする。
- (イ) 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な消防庁舎等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施するものとする。その際、「防災基盤整備事業」の活用を図るものとする。
- (ウ) 市町村立医療機関の点検整備等を行い、耐震化に努めるとともに、管内の他の医療機関に対し耐震化に関する指導を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努めるものとする。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行うものとする。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、被害者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)
- (エ) 市町村において、大規模地震災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成について助言する。(危機管理部)
- (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)

び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- b 最先到着隊による措置
- c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要領
- g 通信体制
- h 関係機関との連絡
- i 報告及び広報
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

(エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

(ウ) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

(カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- b 最先到着隊による措置
- c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要領
- g 通信体制
- h 関係機関との連絡
- i 報告及び広報
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

(エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

(ウ) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針 大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題 阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。 また、特に土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】 県及び市町村は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。（県有施設管理部局） 県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）</p> <p>(イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するものとする。（健康福祉部、県民文化部）</p> <p>(ウ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。（危機管理部）</p> <p>(エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東</p>	<p style="text-align: center;">第10節 避難収容活動計画</p> <p>第1 基本方針 大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題 阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。 また、特に土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】 県及び市町村は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。（県有施設管理部局） 県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）</p> <p>(イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するものとする。（健康福祉部、県民文化部）</p> <p>(ウ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。（危機管理部）</p> <p>(エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東</p>

海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)

- (オ) 市町村が策定する避難計画について、市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。(警察本部)
- (キ) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)

ウ【市町村が実施する計画】

(ア) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

- a 避難勧告・避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- c 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- e 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
- f 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難の受入中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

(イ) 避難行動要支援者対策

市町村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要

海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)

- (オ) 市町村が策定する避難計画について、市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。(警察本部)
- (キ) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)

ウ【市町村が実施する計画】

(ア) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

- a 避難勧告・避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- c 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- e 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
- f 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難収容中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

(イ) 避難行動要支援者対策

市町村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要

支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

エ【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。(全機関)

(イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。(全機関)

(ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

- a 家の中でどこが一番安全か。
- b 救急医薬品や火気などの点検
- c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
- d 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。
- e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- g 昼の場合、夜の場合の家族の分担。

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

(ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理局)

(ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。

(イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

エ【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。(全機関)

(イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。(全機関)

(ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

- a 家の中でどこが一番安全か。
- b 救急医薬品や火気などの点検
- c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
- d 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。
- e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- g 昼の場合、夜の場合の家族の分担。

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

(ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理局)

(ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。

(イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。

(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。

(オ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。（全機関）

(イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者へ周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（県有施設管理当局）

(ア) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。

(イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

(ウ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

イ【市町村が実施する計画】

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。

(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。

(オ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。（全機関）

(イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者へ周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（県有施設管理当局）

(ア) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。

(イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

(ウ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (イ) 市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (エ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (オ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- (カ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (キ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。
- (ク) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (ケ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (コ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (サ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (シ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。
- (ス) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (セ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

- (ア) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (イ) 市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (エ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (オ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- (カ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (キ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。
- (ク) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (ケ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (コ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (サ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (シ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。
- (ス) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (セ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定避難所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震発生時、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定避難所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震発生時、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒

等」という)の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

(ア) 防災計画（教育委員会）

- a 学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 地震対策に係る防災組織の編成
 - (b) 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
 - (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 震災後における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長が必要とする事項

(イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、地震の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理（教育委員会）

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘

等」という)の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

(ア) 防災計画（教育委員会）

- a 学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 地震対策に係る防災組織の編成
 - (b) 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
 - (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 震災後における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長が必要とする事項

(イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、地震の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理（教育委員会）

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘

導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導（教育委員会）

- a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

(オ) 私立学校に対する指導（県民文化部）

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

第11節 孤立防止対策

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

第13節 給水計画

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

→ 風水害対策編 参照

導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導（教育委員会）

- a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

(オ) 私立学校に対する指導（県民文化部）

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

第11節 孤立防止対策

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

第13節 給水計画

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

→ 風水害対策編 参照

新	旧
<p style="text-align: center;">第17節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。大規模な地震が発生した場合には、予期せぬ事態が予想されるので、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。 地震の発生により、製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の高耐震化を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。 地震発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。 二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模地震を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行う。 2 製造供給施設及び導管については、耐震性の有するものとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。 3 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、震災時の出動体制をあらかじめ定めておき、地震発生時の対応を迅速に行う。 4 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 大規模地震対応マニュアルの整備</p> <p>(1) 現状及び課題 大規模地震が発生した場合には、職員の確保、交通手段、通信方法及び情報収集の困難性並びに大規模な応急対策の立案・実施と日常とは著しく異なる事態となることから、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 【関係機関が実施する計画】 都市ガス事業者は、数々の事態を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行い、大規模地震に備えるものとする。</p> <p>2 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題 製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス取締法、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計基準に準拠して耐震性に配慮している。 緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保全設備も配置している。 以前設置した導管の中には、材料・接合方法の耐震性が低いものがあり、取り替える必要がある。ガス導管の設備対策として耐震性に優れた溶接鋼管、ポリエチレン管を採用し、耐震化率が概ね90%を超える信頼性の高い導管ネットワークを構築している。 また、バックアップとしての導管の複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割(ブロック化)を推進している。</p>	<p style="text-align: center;">第17節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。大規模な地震が発生した場合には、予期せぬ事態が予想されるので、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。 地震の発生により、製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の高耐震化を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。 地震発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。 二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模地震を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行う。 2 製造供給施設及び導管については、耐震性の有するものとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。 3 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、震災時の出動体制をあらかじめ定めておき、地震発生時の対応を迅速に行う。 4 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 大規模地震対応マニュアルの整備</p> <p>(1) 現状及び課題 大規模地震が発生した場合には、職員の確保、交通手段、通信方法及び情報収集の困難性並びに大規模な応急対策の立案・実施と日常とは著しく異なる事態となることから、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 【関係機関が実施する計画】 都市ガス事業者は、数々の事態を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行い、大規模地震に備えるものとする。</p> <p>2 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題 製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス取締法、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計基準に準拠して耐震性に配慮している。 緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保全設備も配置している。 以前設置した導管の中には、材料・接合方法の耐震性が低いものがあり、取り替える必要がある。また、バックアップとしての導管の複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割(ブロック化)を推進している。 さらに、将来的には、ライフラインを確保するための共同溝設置の研究が必要である。需要家の安全対策として、震度5強以上の地震に自動的にガスを遮断するマイコンメ</p>

さらに、将来的には、ライフラインを確保するための共同溝設置の研究が必要である。
需要家の安全対策として、震度5強以上の地震に自動的にガスを遮断するマイコンメータの全戸設置を推進している。

情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。

製造施設、供給施設及び導管の被害を発生直後の確に判断する手段として、建築物の被害と相関のある数値（S I 値又は最大速度値）を表示する地震計を設置している。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

ア 経年管対策の推進

イ マイコンメータの全戸設置

ウ 地震計の設置

3 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

地震発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

休日・夜間の震災に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、震度5強以上の地震が発生した場合は、職員は連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行うものとする。

4 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏えいによる火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、震災の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応できない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

ウ【都市ガス事業者が実施する計画】

(ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地方事務所・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておくものとする。

(イ) 都市ガス事業者間では、震災の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応でき

一タの全戸設置を推進している。

情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。

製造施設、供給施設及び導管の被害を発生直後の確に判断する手段として、建築物の被害と相関のある数値（S I 値又は最大速度値）を表示する地震計を設置している。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

ア 既設導管の取替え

イ マイコンメータの全戸設置

ウ 地震計の設置

3 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

地震発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

休日・夜間の震災に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、震度5強以上の地震が発生した場合は、職員は連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行うものとする。

4 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏えいによる火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、震災の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応できない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

ウ【都市ガス事業者が実施する計画】

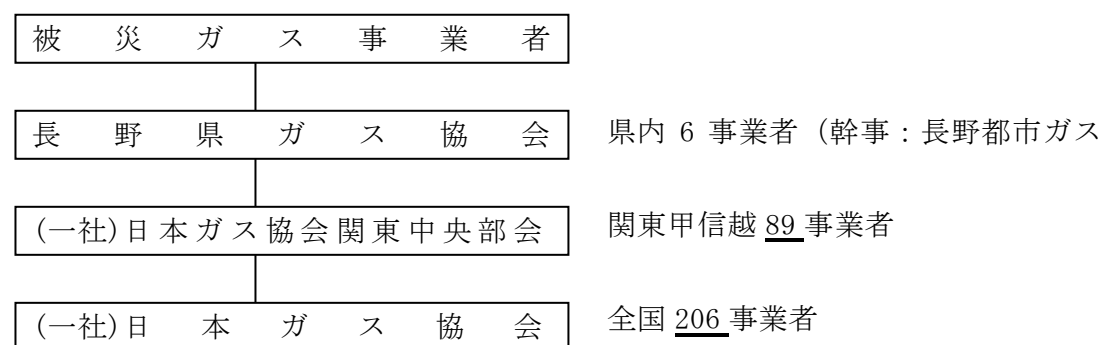
(ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地方事務所・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておくものとする。

(イ) 都市ガス事業者間では、震災の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応でき

ない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

- a (一社)日本ガス協会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
- b (一社)日本ガス協会関東中央部会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
「帝石パイプライン事故対策要領」
- c 長野県ガス協会
「会員相互の保安の確保の為の相互援助協定書」

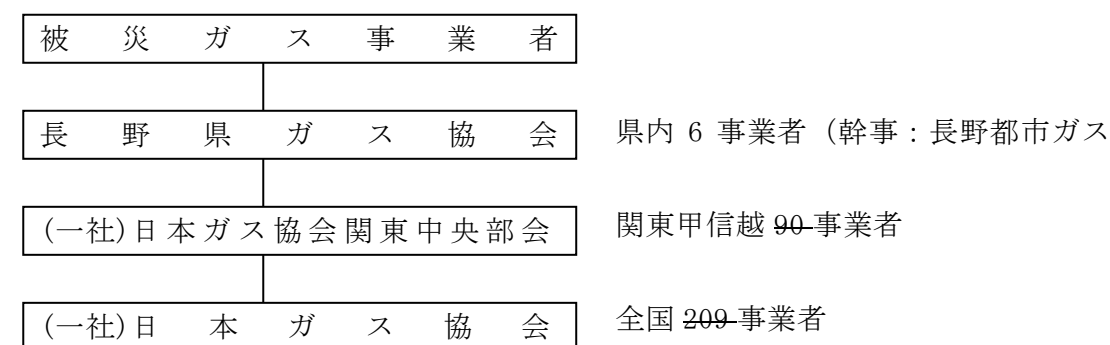
都市ガス事業者応援系統図



ない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

- a (一社)日本ガス協会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
- b (一社)日本ガス協会関東中央部会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
「東京パイプライン事故対策要領」
- c 長野県ガス協会
「会員相互の保安の確保の為の相互援助協定書」

都市ガス事業者応援系統図



新	旧
<p style="text-align: center;">第18節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。</p> <p>第2 主な取組み 老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。</p> <p>第3 計画の内容 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>1 現状及び課題 水道事業者等については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。 またライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。 水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p> <p>2 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(環境部) 水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。</p> <p>イ【水道事業者等が実施する計画】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a <u>基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を促進する。</u> b <u>浄水場等の基幹施設の耐震化を促進する。</u> c <u>隣接事業体と緊急連絡管の設置について検討を行う。</u> d 無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。 e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。 f 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。 g 「大規模地震時の初動マニュアル」に職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。 <p>(イ) 市町村が実施する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図るものとする。 b 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。 c 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。 d 復旧資材の備蓄を行うものとする。 	<p style="text-align: center;">第18節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。</p> <p>第2 主な取組み 老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。</p> <p>第3 計画の内容 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>1 現状及び課題 水道事業者等については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。 またライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。 水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p> <p>2 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(環境部) 水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。</p> <p>イ【水道事業者等が実施する計画】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 管路の耐震化を行う。 b 浄水場の耐震診断を行い、必要に応じ補強工事を行う。 e 無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。 d 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。 e 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。 f 「大規模地震時の初動マニュアル」に職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。 <p>(イ) 市町村が実施する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図るものとする。 b 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。 c 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。 d 復旧資材の備蓄を行うものとする。

e 水道管路図等の整備を行うものとする。

e 水道管路図等の整備を行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、<u>地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。</u> このため、地震による被害が予想される地域の<u>施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。</u> また、<u>地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</u></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 3 緊急用、復旧用資材の計画的な<u>備蓄を図る。</u> 4 下水道施設台帳等の整備・<u>充実を図る。</u> 5 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 新耐震基準に基づく施設整備</p> <p>(1) 現状及び課題 <u>下水道施設等の中には、軟弱地盤に建設されたものや、老朽化が進んでいるものがある。</u> このため、既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、<u>施設の新設に当たっては、耐震対策を講ずる必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画 【県（環境部）及び市町村が実施する計画】 ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずるものとする。 イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずるものとする。</p> <p>2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 現状及び課題 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。 また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p style="text-align: center;">第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも体むことのできない重要な施設である。 そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強いまちづくり に資する下水道施設等の整備を推進することが肝要である。 このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。 また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 3 緊急用、復旧用資材の計画的な<u>確保に努める。</u> 4 下水道施設台帳等の整備・<u>拡充を図る。</u> 5 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 新耐震基準に基づく施設整備</p> <p>(1) 現状及び課題 県内の下水道等整備は、昭和34年から進められてきており、施設の老朽化が進んで いる。また、特に処理場は、湖や河川に隣接している場合が多く、その地盤は決して 良好とはいえない。このため、既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、<u>施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画 【県（環境部）及び市町村が実施する計画】 ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずるものとする。 イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずるものとする。</p> <p>2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 現状及び課題 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。 また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する必要がある。</p>

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定するものとする。
イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立するものとする。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。

4 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。
下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。
また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備するものとする。

5 管渠及び処理場施設等の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定するものとする。
イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。
ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立するものとする。なお、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール及び下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールにより、他市町村及び応援要請をすることができる。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

発電機、ポンプ、~~テレビカメラ~~等の緊急用・復旧用資材を計画的に購入、備蓄するものとする。

4 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。
下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳等から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

下水道施設台帳等の適切な調製・保管に努める。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備するものとする。

5 管渠及び処理場施設等の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等は、~~住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも体むことのできない施設であり、万一被災を受けた場合においてもライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。~~このため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

新	旧
<p style="text-align: center;">第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置をとる。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。 2 県は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備および災害情報収集処理システムの整備を図る。 3 市町村は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。 4 電気通信事業者は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。 5 放送機関は通信施設の地震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。 6 警察機関は通信機器の地震対策、情報収集体制の強化を図る。 7 通信ケーブルの地中化を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(1) 現状および課題 災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能またはふくそうの発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。</p> <p>(2) 実施計画 各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。 また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。<u>この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</u></p> <p>2 県防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題 県と市町村および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。 また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。 今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。 通信施設については、次の災害予防対策を行っている。 ア 各無線通信施設の耐震診断を実施済である。 イ 各無線局には、非常用電源装置として発動発電機を設置している。 ウ 各無線局の通信機器の据付にあたっては転倒防止・揺れ止め施工をしている。</p> <p>(2) 実施計画 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、建設部） ア 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機</p>	<p style="text-align: center;">第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置をとる。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。 2 県は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備および災害情報収集処理システムの整備を図る。 3 市町村は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。 4 電気通信事業者は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。 5 放送機関は通信施設の地震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。 6 警察機関は通信機器の地震対策、情報収集体制の強化を図る。 7 通信ケーブルの地中化を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(1) 現状および課題 災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能またはふくそうの発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。</p> <p>(2) 実施計画 各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。 また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。</p> <p>2 県防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題 県と市町村および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。 また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。 今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。 通信施設については、次の災害予防対策を行っている。 ア 各無線通信施設の耐震診断を実施済である。 イ 各無線局には、非常用電源装置として発動発電機を設置している。 ウ 各無線局の通信機器の据付にあたっては転倒防止・揺れ止め施工をしている。</p> <p>(2) 実施計画 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、建設部） ア 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機</p>

能の分散化を図る。(危機管理部、総務部、建設部)
 イ 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。(危機管理部、建設部)
 ウ 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。(危機管理部、建設部)
 エ 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。(危機管理部、総務部、建設部)
 オ 通信機器の動作状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。(危機管理部、総務部、建設部)

3 市町村防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成25年度末現在次のとおりである。

方式別	平成25年度末市町村数
同報系（一斉通報）	66（85.7%）
移動系（移動局）	69（89.6%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図る。また、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図るものとする。

4 電気通信施設災害予防

(1) 現状および課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6弱）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)が実施する計画】

通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施するものとする。

能の分散化を図る。(危機管理部、総務部、建設部)
 イ 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。(危機管理部、建設部)
 ウ 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。(危機管理部、建設部)
 エ 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。(危機管理部、総務部、建設部)
 オ 通信機器の動作状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。(危機管理部、総務部、建設部)

3 市町村防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成25年度末現在次のとおりである。

方式別	平成25年度末市町村数
同報系（一斉通報）	66（85.7%）
移動系（移動局）	69（89.6%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を図る。また、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図るものとする。

4 電気通信施設災害予防

(1) 現状および課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6弱）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)が実施する計画】

通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施するものとする。

る。

- (ア) 建物・鉄塔および端末機器等の耐震対策
 - a 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施するものとする。
 - b 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強するものとする。
- (イ) 電気通信設備の停電対策
 - 予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保、及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図るものとする。
- (ウ) 設備監視体制
 - 通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立するものとする。
- (エ) 重要ファイルの管理
 - 交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図るものとする。
- (オ) 緊急受付窓口の強化
 - 災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立するものとする。
- (カ) 災害時優先電話の活用
 - 現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大するものとする。
- (キ) 特設公衆電話の早期設置による通信確保
 - 指定避難所に合わせた特設公衆電話設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保するものとする。
- (ク) 被災状況の早期把握
 - 通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び市町村等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図るものとする。
- (ケ) 危機管理、復旧体制の強化
 - a 社内情報連絡ツールの充実
 - b 災害発生直後に出勤できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置
- (コ) 電気通信設備の停電対策
 - 移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努めるものとする。

5 放送施設災害予防

(1) 現状および課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

地震災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

- ・放送施設、局舎の耐震補強

長野放送会館、松本支局、美ヶ原放送所、富竹ラジオ放送所、島立ラジオ放送所の電源設備、保管庫などについては、耐震補強対策は完了している。

イ 信越放送㈱

地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し災害対策を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

る。

- (ア) 建物・鉄塔および端末機器等の耐震対策
 - a 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施するものとする。
 - b 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強するものとする。
- (イ) 電気通信設備の停電対策
 - 予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保、及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図るものとする。
- (ウ) 設備監視体制
 - 通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立するものとする。
- (エ) 重要ファイルの管理
 - 交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図るものとする。
- (オ) 緊急受付窓口の強化
 - 災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立するものとする。
- (カ) 災害時優先電話の活用
 - 現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大するものとする。
- (キ) 特設公衆電話の早期設置による通信確保
 - 指定避難所に合わせた特設公衆電話設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保するものとする。
- (ク) 被災状況の早期把握
 - 通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び市町村等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図るものとする。
- (ケ) 危機管理、復旧体制の強化
 - a 社内情報連絡ツールの充実
 - b 災害発生直後に出勤できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置
- (コ) 電気通信設備の停電対策
 - 移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努めるものとする。

5 放送施設災害予防

(1) 現状および課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

地震災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

- ・放送施設、局舎の耐震補強

長野放送会館、松本支局、美ヶ原放送所、富竹ラジオ放送所、島立ラジオ放送所の電源設備、保管庫などについては、耐震補強対策は完了している。

イ 信越放送㈱

地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し災害対策を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

- (ア) 放送施設、局舎の補強
高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の耐震対策は完了している。
- (イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。
- (ウ) 衛星を使った移動中継設備SNGを長野と松本に配備している。

ウ ㈱長野放送

地震等の災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

- (ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。(放送装置の現用予備2台化等)
- (イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。
- (ウ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策(固定化)を施す。
- (エ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ ㈱テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

- (ア) 局舎の耐震性について
演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な耐震構造だが、更新時には見直しをし万全を期すようにしている。
- (イ) 電源設備について
演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。
- (ウ) 非常災害対策訓練の実施
非常時に迅速適切な措置がとれるよう会社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送㈱

地震災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実に努める。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

- (ア) 社屋の耐震性について
社屋は平成3年竣工であり新法規により建設されているため耐震性は十分ある。
- (イ) 電源設備について
自家発電および無停電設備により停電時に備えている。
- (ウ) 放送設備について
災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送㈱

非常災害時における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 放送施設の耐震固定の実施
- (イ) 予備放送設備の整備
- (ウ) CS衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保
- (エ) 非常災害時緊急音声割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

- (ア) 放送施設、局舎の補強
高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の耐震対策は完了している。
- (イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。
- (ウ) 衛星を使った移動中継設備SNGを長野と松本に配備している。

ウ ㈱長野放送

地震等の災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

- (ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。(放送装置の現用予備2台化等)
- (イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。
- (ウ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策(固定化)を施す。
- (エ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ ㈱テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

- (ア) 局舎の耐震性について
演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な耐震構造だが、更新時には見直しをし万全を期すようにしている。
- (イ) 電源設備について
演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。
- (ウ) 非常災害対策訓練の実施
非常時に迅速適切な措置がとれるよう会社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送㈱

地震災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実に努める。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

- (ア) 社屋の耐震性について
社屋は平成3年竣工であり新法規により建設されているため耐震性は十分ある。
- (イ) 電源設備について
自家発電および無停電設備により停電時に備えている。
- (ウ) 放送設備について
災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送㈱

非常災害時における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 放送施設の耐震固定の実施
- (イ) 予備放送設備の整備
- (ウ) CS衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保
- (エ) 非常災害時緊急音声割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の耐震補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの耐震補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備の充実を図るものとする。

イ【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、耐震補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図るものとする。

ウ【㈱長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、耐震対策箇所の点検、補強を行うものとする。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行うものとする。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努めるものとする。

エ【㈱テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させるものとする。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送㈱が実施する計画】

- 放送回線・通信回線の拡充を図るものとする。
- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加。
- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施。
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検。

カ【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

- (ア) 設備の耐震基準（震度4以上）の見直しを行うものとする。
- (イ) STL送受信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行うものとする。
- (ウ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行うものとする。
- (エ) 演奏所電源系改修を行うものとする。
- (オ) STL非常回線の設置を検討するものとする。
- (カ) 非常用送信機設置等を実施するものとする。

6 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

警察通信施設は、警察本部、各警察署および無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。特に無線中継所にあつては、平成6年度以降に建設されたものは、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。また、地震による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。無線多重回線については、平成5年度に2ルート化の工事を完了し、信頼性の向上を図っている。平成8年度にはヘリコプターテレビシステムの整備を行い、被災現場における情報収集体制の強化を行っている。また、衛生通信固定局の整備を行い、災害に強い情報収集と同報性の確保を図っている。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の耐震補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの耐震補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備の充実を図るものとする。

イ【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、耐震補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図るものとする。

ウ【㈱長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、耐震対策箇所の点検、補強を行うものとする。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行うものとする。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努めるものとする。

エ【㈱テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させるものとする。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送㈱が実施する計画】

- 放送回線・通信回線の拡充を図るものとする。
- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加。
- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施。
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検。

カ【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

- (ア) 設備の耐震基準（震度4以上）の見直しを行うものとする。
- (イ) STL送受信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行うものとする。
- (ウ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行うものとする。
- (エ) 演奏所電源系改修を行うものとする。
- (オ) STL非常回線の設置を検討するものとする。
- (カ) 非常用送信機設置等を実施するものとする。

6 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

警察通信施設は、警察本部、各警察署および無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。特に無線中継所にあつては、平成6年度以降に建設されたものは、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。また、地震による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。無線多重回線については、平成5年度に2ルート化の工事を完了し、信頼性の向上を図っている。平成8年度にはヘリコプターテレビシステムの整備を行い、被災現場における情報収集体制の強化を行っている。また、衛生通信固定局の整備を行い、災害に強い情報収集と同報性の確保を図っている。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信

機器の保管場所の整備を推進する。

イ 災害現場における情報収集活動を効率的に行うため映像機器、映像伝送機器の拡充整備を行う。

ウ 情報の同報性、共時性を図るため衛星通信車の導入整備を行う。

エ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を行う。

7 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、地震発生時に倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】（建設部、市町村、地方整備局）

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備をおこない、通信ケーブルの地中化の推進を図るものとする。

機器の保管場所の整備を推進する。

イ 災害現場における情報収集活動を効率的に行うため映像機器、映像伝送機器の拡充整備を行う。

ウ 情報の同報性、共時性を図るため衛星通信車の導入整備を行う。

エ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を行う。

7 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、地震発生時に倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】（建設部、市町村、地方整備局）

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備をおこない、通信ケーブルの地中化の推進を図るものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。 これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 2 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地すべり対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状及び課題 本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成27年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部） (イ) 所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。（建設部、林務部、農政部） (ウ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。（建設部、林務部、農政部） (エ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部） (オ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。（建設部、林務部、農政部） (カ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。（建設部、林務部、農政部） 	<p style="text-align: center;">第23節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。 これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 2 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地すべり対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状及び課題 本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成26年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部） (イ) 所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。（建設部、林務部、農政部） (ウ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。（建設部、林務部、農政部） (エ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部） (オ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。（建設部、林務部、農政部） (カ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。（建設部、林務部、農政部）

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

(ウ) 地すべり災害の発生の発生する恐れがある場合に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告又は指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確率するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、中部森林管理局）

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。

(イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成26年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,710箇所、崩壊土砂流出危険地区4,605箇所である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。

また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険箇所の抽出を行っている。

これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

イ【関係機関が実施する計画】（中部森林管理局）

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流発生危険溪流は5,912溪流で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

(ウ) 地すべり災害の発生の発生する恐れがある場合に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告又は指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確率するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、中部森林管理局）

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。

(イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成26年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,710箇所、崩壊土砂流出危険地区4,605箇所である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。

また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険箇所の抽出を行っている。

これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

イ【関係機関が実施する計画】（中部森林管理局）

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流発生危険溪流は5,912溪流で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域の指定を行い、その結果を市町村へ提供する。
- (イ) 砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指定地の指定を促進する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、土石流危険渓流を住民に周知するものとする。
- (ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。現在の危険箇所数は8,868箇所（建設部所管）で全国でも上位となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施工することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。（建設部）
- (イ) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）

- (ア) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域の指定を行い、その結果を市町村へ提供する。
- (イ) 砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指定地の指定を促進する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、土石流危険渓流を住民に周知するものとする。
- (ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。現在の危険箇所数は8,868箇所（建設部所管）で全国でも上位となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施工することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。（建設部）
- (イ) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）

(ウ) 土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。

(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

(エ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)

(イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

(ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)

(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)

(オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)

(カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に関する地すべり危険箇所に関する情報を提

(ウ) 土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。

(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

(エ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)

(イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

(ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)

(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)

(オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)

(カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に関する地すべり危険箇所に関する情報を提

供する。(農政部)

- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険箇所等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等
 - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)
 - b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。(林務部)
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、防災マップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成27年4月1日現在で25,026区域が土砂災害警戒区域に指定されているが、未指定箇所については、市町村の協力を得ながら速やかな指定を行う必要がある。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は20,543区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部)

(ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。

- (イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。

(ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

- a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。

- (オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

供する。(農政部)

- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険箇所等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等
 - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)
 - b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。(林務部)
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、防災マップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成26年4月1日現在で21,339区域が土砂災害警戒区域に指定されているが、未指定箇所については、市町村の協力を得ながら速やかな指定を行う必要がある。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は17,468区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部、農政部、林務部、建設部)

(ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。

- (イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。

(ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

- a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒避難に関する事項
- b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

(オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

ウ【住民等が実施する計画】

(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市町村に助言を求めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒避難に関する事項
- b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

ウ【住民等が実施する計画】

住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

新	旧
<p>第25節 建築物災害予防計画</p>	<p>第25節 建築物災害予防計画</p>
<p>第1 基本方針 地震による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。</p> <p>第2 主な取組み 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。</p> <p>第3 計画の内容 1 公共建築物 (1) 現状及び課題 公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 県有施設の耐震診断及び耐震改修の実施（全機関） 庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。 また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表を行う。 (イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（建設部） 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。 (ウ) 防火管理者の設置（全機関） 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。 (エ) 県有施設を新築又は建て替える場合の措置 県有施設の新築又は建て替えに当たっては、「県有施設の耐震対策要綱」に基づき建築する。 (オ) 緊急地震速報の活用 県が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。 (県有施設管理部局) イ【市町村が実施する計画】 (ア) 市町村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施 庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等で、昭和56年以前に</p>	<p>第1 基本方針 地震による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。</p> <p>第2 主な取組み 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。</p> <p>第3 計画の内容 1 公共建築物 (1) 現状及び課題 公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 県有施設の耐震診断及び耐震改修の実施（全機関） 庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。 また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表を行う。 (イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（建設部） 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。 (ウ) 防火管理者の設置（全機関） 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。 (エ) 県有施設を新築又は建て替える場合の措置 県有施設の新築又は建て替えに当たっては、「県有施設の耐震対策要綱」に基づき建築する。 (オ) 緊急地震速報の活用 県が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。 (県有施設管理部局) イ【市町村が実施する計画】 (ア) 市町村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施 庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等で、昭和56年以前に</p>

建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

なお、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域においては、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

- (イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（特定行政庁）
建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をするものとする。
- (ウ) 防火管理者の設置
学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。
- (エ) 緊急地震速報の活用
市町村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。
- (イ) 防火管理者の設置
関係機関は、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等の恐れがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。
また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、建設部）

- (ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等
 - a 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。
 - b 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、講習会を実施し耐震診断士を養成する。
- (イ) 耐震診断・耐震改修のための支援措置
 - a 住宅・建築物耐震改修促進事業による助成
 - (a) 住宅、市町村長が指定した民間の避難施設及び特定既存耐震不適格建築物について、市町村と連携を図り耐震診断への助成を行う。
 - (b) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、市町村と連携を図り耐震改修への助成を行う。
 - b 住宅金融支援機構のリフォームローンにより耐震改修の融資を行う。
- (ウ) がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。
- (エ) 地震保険や共済制度の活用（危機管理部）
地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県はそれらの制度の普及促進に努める。

建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

なお、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域においては、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

- (イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（特定行政庁）
建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をするものとする。
- (ウ) 防火管理者の設置
学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。
- (エ) 緊急地震速報の活用
市町村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。
- (イ) 防火管理者の設置
関係機関は、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等の恐れがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。
また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、建設部）

- (ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等
 - a 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。
 - b 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、講習会を実施し耐震診断士を養成する。
- (イ) 耐震診断・耐震改修のための支援措置
 - a 住宅・建築物耐震改修促進事業による助成
 - (a) 住宅、市町村長が指定した民間の避難施設及び特定建築物について、市町村と連携を図り耐震診断への助成を行う。
 - (b) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、市町村と連携を図り耐震改修への助成を行う。
 - b 住宅金融支援機構のリフォームローンにより耐震改修の融資を行う。
- (ウ) がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。
- (エ) 地震保険や共済制度の活用（危機管理部）
地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県はそれらの制度の普及促進に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（特定行政庁）
建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をするものとする。
- (イ) 耐震診断、耐震改修のための支援措置
 - a 住宅及び市町村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行うものとする。
 - b 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行うものとする。
- (ウ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。
- (エ) 地震保険や共済制度の活用
地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市町村はそれらの制度の普及促進に努めるものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。
- (イ) 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施するものとする。
- (ウ) 地震保険や共済制度の活用
地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図るものとする。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 落下物の防止を図るため、定期的に外壁タイル等の状態を点検し、必要に応じて改修工事を行うよう指導する。
- (イ) ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をする。
- (ウ) 屋外設置物の落下・転倒による被害を防止するため、管理者及び住民に対し、安全対策について広報活動を行い、意識の啓発を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 特定行政庁
 - a 落下物の防止を図るため、定期的に外壁タイル等の状態を点検し、必要に応じて改修工事を行うよう指導するものとする。
 - b ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに、既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をするものとする。
 - c 屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行うものとする。
- (イ) (ア)以外の市町村
屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（特定行政庁）
建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をするものとする。
- (イ) 耐震診断、耐震改修のための支援措置
 - a 住宅及び市町村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行うものとする。
 - b 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行うものとする。
- (ウ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。
- (エ) 地震保険や共済制度の活用
地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市町村はそれらの制度の普及促進に努めるものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。
- (イ) 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施するものとする。
- (ウ) 地震保険や共済制度の活用
地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図るものとする。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 落下物の防止を図るため、定期的に外壁タイル等の状態を点検し、必要に応じて改修工事を行うよう指導する。
- (イ) ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をする。
- (ウ) 屋外設置物の落下・転倒による被害を防止するため、管理者及び住民に対し、安全対策について広報活動を行い、意識の啓発を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 特定行政庁
 - a 落下物の防止を図るため、定期的に外壁タイル等の状態を点検し、必要に応じて改修工事を行うよう指導するものとする。
 - b ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに、既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をするものとする。
 - c 屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行うものとする。
- (イ) (ア)以外の市町村
屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

ウ【住民が実施する計画】

- (ア) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。
- (イ) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じるものとする。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国、県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（教育委員会）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

ウ【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

ウ【住民が実施する計画】

- (ア) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。
- (イ) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じるものとする。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国、県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（教育委員会）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

ウ【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第26節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。 道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 道路及び橋梁の耐震性を確保する。 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の震災に対する整備</p> <p>(1) 現状及び課題 大地震が発生すると道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 落石等の危険か所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、道路公社）</p> <p>(イ) 橋梁の危険か所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い橋梁から順次耐震補強を実施する。（建設部、道路公社）</p> <p>(ウ) 信号機、信号柱等を震災に強い施設にするよう計画的に整備する。 また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置する。（警察本部）</p> <p>(エ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。（建設部）</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、それぞれの施設整備計画により耐震性に配慮し、整備を行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進するものとする。（地方整備局）</p> <p>(イ) 「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進するものとする。（地方整備局）</p> <p>(ウ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等</p>	<p style="text-align: center;">第26節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。 道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 道路及び橋梁の耐震性を確保する。 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の震災に対する整備</p> <p>(1) 現状及び課題 大地震が発生すると道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 落石等の危険か所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、道路公社）</p> <p>(イ) 橋梁の危険か所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い橋梁から順次耐震補強を実施する。（建設部、道路公社）</p> <p>(ウ) 信号機、信号柱等を震災に強い施設にするよう計画的に整備する。 また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置する。（警察本部）</p> <p>(エ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。（建設部）</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、それぞれの施設整備計画により耐震性に配慮し、整備を行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進するものとする。（地方整備局）</p> <p>(イ) 「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進するものとする。（地方整備局）</p> <p>(ウ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等</p>

- 策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。(地方整備局)
- (エ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。
日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)
- (オ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)
- (カ) 地震災害等に備え防災訓練を実施するものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県の協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)
- (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)
- (ウ) 災害時における応急対策業務に関する協定等に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)
- (エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。(建設部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。
- (イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)
- (ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

- 策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。(地方整備局)
- (エ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。
日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)
- (オ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)
- (カ) 地震災害等に備え防災訓練を実施するものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)
- (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)
- (ウ) 災害時における応急対策業務に関する協定等に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)
- (エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。(建設部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。
- (イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)
- (ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

新	旧
<p style="text-align: center;">第28節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 <u>下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じる恐れがある。</u> このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、耐震性の低い施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等により、ため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。 また決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップの作成及び住民への公表など減災対策の推進に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(1) 現状及び課題 県内には約2,000箇所の農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。 これらのため池の約半数は江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、<u>下流に人家や公共施設がある農業用ため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、適切な維持管理や耐震対策を講じていく必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（農政部） (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池基本台帳」を整備し、毎年更新していく。 (イ) 「ため池基本台帳」に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。 (ウ) 地震発生後のため池緊急点検に備えて、報告訓練等を実施する。 (エ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援を行う。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておくものとする。 (イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。 (ウ) ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】 (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。 (イ) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を報告するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第28節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 大規模地震により農業用ため池が被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、下流の人家や公共施設等に甚大な被害が生じる恐れがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、耐震性の低い施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等により、ため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。 また決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップの作成及び住民への公表など減災対策の推進に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(1) 現状及び課題 県内には約2,000箇所の農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。 これらのため池の約半数は江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、万一、これらのため池が決壊した場合には、下流の農地や人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れがあることから、適切な維持管理や耐震対策を講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（農政部） (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池基本台帳」を整備し、毎年更新していく。 (イ) 「ため池基本台帳」に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。 (ウ) 地震発生後のため池緊急点検に備えて、報告訓練等を実施する。 (エ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援を行う。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておくものとする。 (イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。 (ウ) ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】 (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。 (イ) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を報告するものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第29節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。 そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。 また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。</p> <p>2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市町村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題 生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。 集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（農政部） （ア） 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。 （イ） 家畜・水産物の死亡等に伴う伝染性疾患の発生及びまん延防止対策を推進する。 （ウ） 集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等の実施を指導する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】 （ア） 市町村等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。 （イ） 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。</p> <p>（ウ） 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最</p>	<p style="text-align: center;">第29節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。 そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。 また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。</p> <p>2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市町村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題 生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。 集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（農政部） （ア） 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。 （イ） 家畜・水産物の死亡等に伴う伝染性疾患の発生及びまん延防止対策を推進する。 （ウ） 集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等の実施を指導する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】 （ア） 市町村等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。 （イ） 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。</p> <p>（ウ） 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最</p>

小限にするための安全対策に努めるものとする。

エ【住民が実施する計画】

- (ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。
- (イ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(林務部)

- (ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。
- (イ) 健全な森林を育成するため、間伐総合対策に基づき間伐を実施する。
- (ウ) 林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。
- (イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。(中部森林管理局)
- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。
- (ウ) 関係業界は、県、市町村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

エ【住民が実施する計画】

- (ア) 市町村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。
- (イ) 施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

小限にするための安全対策に努めるものとする。

エ【住民が実施する計画】

- (ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。
- (イ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(林務部)

- (ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。
- (イ) 健全な森林を育成するため、間伐総合対策に基づき間伐を実施する。
- (ウ) 林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。
- (イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。(中部森林管理局)
- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。
- (ウ) 関係業界は、県、市町村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

エ【住民が実施する計画】

- (ア) 市町村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。
- (イ) 施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 「自分の命は自分で守る。」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。 3 学校における実践的な防災教育を推進する。 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題 災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。 現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、<u>簡易トイレ</u>、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 c 地震及び津波に関する一般的な知識 <u>d 警報等や、避難勧告・避難指示等の意味や内容</u> <u>e 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動</u></p>	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 「自分の命は自分で守る。」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。 3 学校における実践的な防災教育を推進する。 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題 災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。 現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 c 地震及び津波に関する一般的な知識</p>

- f 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）及び津波に関する知識
- g 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- h 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- i 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識
- j 正確な情報入手の方法
- k 要配慮者に対する配慮
- l 男女のニーズの違いに対する配慮
- m 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- n 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- o 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- p 避難生活に関する知識
- q 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- r 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- s 東海地震、東南海・南海地震を含む南海トラフ地震に関する知識
 - (a) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
 - (b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、東南海地震と南海地震が同時に発生する場合のほか、両地震が数時間から数日の時間差において連続して発生した場合に生じる危険等の知識
- t 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- u 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。
- v 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
 - (イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等の作成について促進する。
 - (ウ) 県所有の地震体験車を、貸出計画に基づき市町村等に貸し出し、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験できる機会を提供する。
 - (エ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
 - (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
 - (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア（ア）の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設けるものとする。
- (ウ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- (エ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。

- ㊦ 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）及び津波に関する知識
- ㊧ 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- ㊨ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- ㊩ 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ㊪ 正確な情報入手の方法
- ㊫ 要配慮者に対する配慮
- ㊬ 男女のニーズの違いに対する配慮
- ㊭ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ㊮ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ㊯ 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- ㊰ 避難生活に関する知識
- ㊱ 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ㊲ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- ㊳ 東海地震、東南海・南海地震を含む南海トラフ地震に関する知識
 - (a) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
 - (b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、東南海地震と南海地震が同時に発生する場合のほか、両地震が数時間から数日の時間差において連続して発生した場合に生じる危険等の知識
- ㊴ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- ㊵ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。
- ㊶ 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
 - (イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等の作成について促進する。
 - (ウ) 県所有の地震体験車を、貸出計画に基づき市町村等に貸し出し、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験できる機会を提供する。
 - (エ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
 - (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
 - (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア（ア）の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設けるものとする。
- (ウ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- (エ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。

- (オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に行き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

- (オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に行き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮

(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない、そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮

(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない、そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- エ 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 地震対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- エ 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 地震対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第1 基本方針 地震が発生し、緊急地震速報を受信した県、市町村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。 災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 緊急地震速報の伝達</p> <p>(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実 緊急地震速報の伝達を受けた県、市町村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。</p> <p>(2) 実施計画 ア 【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部、県有施設管理部局) 伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めるものとする。 イ 【放送事業者が実施する対策】 緊急地震速報の伝達を受けた放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。</p> <p>2 報告の種別</p> <p>(1) 概況速報 災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態(大量の119番通報等)が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。</p> <p>(2) 被害中間報告 被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更があった場合はその都度変更の報告をするものとする。</p> <p>(3) 被害確定報告 同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 県地方事務所長は、被災地における被害の状況から県危機管理防災課(災害対策本部室)の応援が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課(災害対策本部室)に対し情</p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第1 基本方針 地震が発生し、緊急地震速報を受信した県、市町村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。 災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 緊急地震速報の伝達</p> <p>(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実 緊急地震速報の伝達を受けた県、市町村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。</p> <p>(2) 実施計画 ア 【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部、県有施設管理部局) 伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めるものとする。 イ 【放送事業者が実施する対策】 緊急地震速報の伝達を受けた放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。</p> <p>2 報告の種別</p> <p>(1) 概況速報 災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態(大量の119番通報等)が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。</p> <p>(2) 被害中間報告 被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更があった場合はその都度変更の報告をするものとする。</p> <p>(3) 被害確定報告 同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 県地方事務所長は、被災地における被害の状況から県危機管理防災課(災害対策本部室)の応援が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課(災害対策本部室)に対し情</p>

報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（災害対策本部室）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。

また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市町村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市町村	地方事務所
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市町村	地方事務所
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地方事務所・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・森林組合
農地・農業用施設被害	市町村	地方事務所・土地改良区
林業関係被害	地方事務所・市町村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村・流域下水道関係事務所	建設事務所
水道施設被害	市町村・企業局	地方事務所
廃棄物処理施設被害	市町村	地方事務所
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地方事務所・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地方事務所
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地方事務所
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災速報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報・被災・避難・救援情報等を県関係機関へ提供するものとする。

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（災害対策本部室）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。

また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市町村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市町村	地方事務所
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市町村	地方事務所
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地方事務所・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・森林組合
農地・農業用施設被害	市町村	地方事務所・土地改良区
林業関係被害	地方事務所・市町村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村・流域下水道関係事務所	建設事務所
水道施設被害	市町村	地方事務所
廃棄物処理施設被害	市町村	地方事務所
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地方事務所・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地方事務所
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地方事務所
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災速報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報・被災・避難・救援情報等を県関係機関へ提供するものとする。

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（県災害対策本部）への報告

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（県災害対策本部）への報告

様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地方事務所等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況をとりまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等をとりまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。

この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地方事務所を通じ被災市町村へ連絡する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。また、通信途絶地域の被害状況について、「長野県地震被害予測システム」を用いて被害を予測し、迅速な応急救助活動を行う。

(イ) 県現地機関等の実施事項

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況をとりまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況をとりまとめる。
- c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
- d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関におけ

様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地方事務所等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況をとりまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等をとりまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。

この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地方事務所を通じ被災市町村へ連絡する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。

(イ) 県現地機関等の実施事項

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況をとりまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況をとりまとめる。
- c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
- d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関におけ

る情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。

e 市町村に災害対策本部が設置された場合には、現地に赴き情報収集を行う。

(ウ) 市町村の実施事項

a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。

b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地方事務所に長に応援を求めるものとする。

c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

(オ)「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

県、市町村、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により住民への伝達を行うものとする。

a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(イ) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。

る情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。

e 市町村に災害対策本部が設置された場合には、現地に赴き情報収集を行う。

(ウ) 市町村の実施事項

a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。

b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地方事務所に長に応援を求めるものとする。

c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

(オ)「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

県、市町村、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により住民への伝達を行うものとする。

a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(イ) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名とともに「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

(オ) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。

(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

(キ) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

ウ 水防情報

(ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）

a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）

a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【県が実施する事項】

ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）

イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名とともに「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

(オ) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。

(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

(キ) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

ウ 水防情報

(ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）

a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）

a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【県が実施する事項】

ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）

イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）

- ウ (一社)日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。(危機管理部)
- エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。(危機管理部)
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。(危機管理部)
- カ 県(警察)有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。(警察本部)

(2)【市町村が実施する事項】

- ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。

(3)【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱いを図るものとする。

別記 災害情報収集連絡系統

→ 風水害対策編 参照

- ウ (一社)日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。(危機管理部)
- エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。(危機管理部)
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。(危機管理部)
- カ 県(警察)有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。(警察本部)

(2)【市町村が実施する事項】

- ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。

(3)【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱いを図るものとする。

別記 災害情報収集連絡系統

→ 風水害対策編 参照

新	旧													
<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地方公共団体等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところに、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>なお、被災地方公共団体等にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮するものとする。</p> <p>また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <table border="1" data-bbox="311 882 1374 1990"> <tr> <td data-bbox="311 882 697 1302"> ①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合 </td> <td data-bbox="697 882 1038 1302"> ・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正) </td> <td data-bbox="1038 882 1374 1302"> ・<u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)</u> ・<u>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ)</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1302 697 1627"> 東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 </td> <td data-bbox="697 1302 1038 1627"> ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定) ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ) </td> <td data-bbox="1038 1302 1374 1627"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1627 697 1990"> <u>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u> </td> <td data-bbox="697 1627 1038 1990"> ・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正) ・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ) </td> <td data-bbox="1038 1627 1374 1990"></td> </tr> </table>	①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合	・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)	・ <u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)</u> ・ <u>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ)</u>	東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合	・「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定) ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ)		<u>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u>	・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正) ・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ)		<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地方公共団体等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところに、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>なお、被災地方公共団体等にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮するものとする。</p> <p>また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <table border="1" data-bbox="1608 882 2730 1371"> <tr> <td data-bbox="1608 882 2196 1144"> ①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合 </td> <td data-bbox="2196 882 2730 1144"> ・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1144 2196 1371"> 東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 </td> <td data-bbox="2196 1144 2730 1371"> ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定) ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ) </td> </tr> </table>	①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合	・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)	東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合	・「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定) ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ)
①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合	・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)	・ <u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)</u> ・ <u>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ)</u>												
東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合	・「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定) ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ)													
<u>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u>	・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正) ・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ)													
①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合	・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)													
東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合	・「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定) ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ)													

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請（危機管理部）

a 市町村長等に対する指示

知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。

b 他都道府県に対する応援要請

(a) 知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請する。また、その結果は要請市町村長に通知する。

- 緊急消防援助隊
- 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- その他、他都道府県からの消防隊

(b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。

(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請（危機管理部）

a 市町村長等に対する指示

知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。

b 他都道府県に対する応援要請

(a) 知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請する。また、その結果は要請市町村長に通知する。

- 緊急消防援助隊
- 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- その他、他都道府県からの消防隊

(b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。

(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警

認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき、警察災害派遣隊の援助の要求を行うものとする。

〈援助の要求事項〉

- a 援助を必要とする理由
- b 援助を依頼する先の都道府県警察
- c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備
- d 派遣の日時、場所
- e 援助を必要とする期間等

(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）

a 市町村長に対する要請

知事は、市町村において実施する応急措置等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを要請する。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- (a) 応援すべき市町村名
- (b) 応援の範囲又は区域
- (c) 担当業務
- (d) 応援の方法

b 他の都道府県等に対する応援要請

(a) 知事は、大規模地震災害等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努める。

○ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」

全国知事会 47都道府県

○ 「震災時等の相互応援に関する協定」 関東地方知事会 1都9県

○ 「災害時等の応援に関する協定」 中部圏知事会 9県1市

○ 「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」 新潟県、山梨県、静岡県

(b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、他の都道府県知事等に応援を要請する。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

(c) 大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、国を介してその他都道府県に対して応援を要求する。

c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

(a) 知事は、応急措置を実施するため、又は、県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請する。

なお、職員の派遣要請については、「第2節 非常参集職員の活動」による。

警察法第60条の規定に基づき、警察災害派遣隊の援助の要求を行うものとする。

〈援助の要求事項〉

- a 援助を必要とする理由
- b 援助を依頼する先の都道府県警察
- c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備
- d 派遣の日時、場所
- e 援助を必要とする期間等

(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）

a 市町村長に対する要請

知事は、市町村において実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを要請する。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- (a) 応援すべき市町村名
- (b) 応援の範囲又は区域
- (c) 担当業務
- (d) 応援の方法

b 他の都道府県等に対する応援要請

(b) 知事は、大規模地震災害等が発生した場合において、その応急措置の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努める。

○ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」

全国知事会 47都道府県

○ 「震災時等の相互応援に関する協定」 関東地方知事会 1都9県

○ 「災害時等の応援に関する協定」 中部圏知事会 9県1市

○ 「~~災害時の相互応援に関する協定~~」 新潟県

(b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認められるときは、協定締結外の道府県に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、応援を要請する。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

(c) 大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、国を介してその他都道府県に対して応援を要求する。

c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

(a) 知事は、応急措置を実施するため、又は、県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請する。

なお、職員の派遣要請については、「第2節 非常参集職員の活動」による。

(b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)

(b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

a 県内市町村に対する応援要請

市町村長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

b 他都道府県への応援要請

市町村長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

(a) 緊急消防援助隊

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

ー

(c) その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市町村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみでこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野縣市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、当該代表市町村(代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村)は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

市町村長等は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請するものとする。

の出動を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

a 県内市町村に対する応援要請

市町村長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

b 他都道府県への応援要請

市町村長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

(a) 緊急消防援助隊

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

ー

(c) その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市町村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみでこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野縣市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、当該代表市町村(代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村)は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

市町村長等は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請するものとする。

c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基

る協定書」(資料編参照)に基づき支援を行うものとする。

- (ウ) 主な支援内容は以下のとおり。
 - a 被災県等への職員派遣及び物資の提供
 - b 被災者の受入及び施設の提供
 - (a) 県内医療機関での傷病者の受入
 - (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
 - c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

【県(危機管理部、関係各部署)、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

- (1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

広域相互応援体制図

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統 →風水害対策編 参照

る協定書」(資料編参照)に基づき支援を行うものとする。

- (ウ) 主な支援内容は以下のとおり。
 - a 被災県等への職員派遣及び物資の提供
 - b 被災者の受入及び施設の提供
 - (a) 県内医療機関での傷病者の受入
 - (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
 - c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

【県(危機管理部、関係各部署)、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

- (1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

広域相互応援体制図

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統 →風水害対策編 参照

新	旧
<p style="text-align: center;">第10節 障害物の処理活動</p> <p>第1 基本方針 発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。 障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針 障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(各部局) (ア) 実施機関 a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。 b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。 (イ) 障害物除去の方法 a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。 b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。 c 緊急交通路の障害物を確認するため、発災と同時に当該緊急交通路を通行止めとする。(警察本部) d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。(警察本部) e 障害の除去のため、レッカー車、クレーン車の出動要請を行う。(警察本部) f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。(警察本部)</p> <p>(ウ) 放置車両等の移動等 a 通行禁止区域等において緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策に著しい障害が生じるおそれがあると認められる場合には、放置車両等を付近の道路外の場所に移動等する。(警察本部) b 県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。(建設部)</p>	<p style="text-align: center;">第10節 障害物の処理活動</p> <p>第1 基本方針 発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。 障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針 障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(各部局) (ア) 実施機関 a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。 b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。 (イ) 障害物除去の方法 a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。 b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。 c 緊急交通路の障害物を確認するため、発災と同時に当該緊急交通路を通行止めとする。(警察本部) d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。(警察本部) e 障害の除去のため、レッカー車、クレーン車の出動要請を行う。(警察本部) f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。(警察本部)</p> <p>(ウ) 放置車両等の移動等 a 通行禁止区域等において緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策に著しい障害が生じるおそれがあると認められる場合には、放置車両等を付近の道路外の場所に移動等する。(警察本部) b 県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。(建設部)</p>

c 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確認するため広域的な見地から指示を行う。(建設部)

(エ) 必要な資機材等の整備

- a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
- b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場等とする。

(オ) 応援協力体制

- a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部、林務部)
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(イ) 放置車両等の移動等

- a 市町村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(ウ) 応援協力体制

- a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
- b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(各機関)

(ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物(工作物を含む。)の除去は、その者が行うものとする。

(イ) 障害物除去の方法

除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 放置車両等の移動等

- a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(エ) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないた

c 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確認するため広域的な見地から指示を行う。(建設部)

(エ) 必要な資機材等の整備

- a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
- b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場等とする。

(オ) 応援協力体制

- a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部、林務部)
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(イ) 放置車両等の移動等

- a 市町村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(ウ) 応援協力体制

- a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
- b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(各機関)

(ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物(工作物を含む。)の除去は、その者が行うものとする。

(イ) 障害物除去の方法

除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 放置車両等の移動等

- a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(エ) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないた

め、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(各部局)

(ア) 実施機関

- a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得て、その所有者又は管理者が行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 必要な資機材等の整備

- a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
- b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。

(エ) 障害物の集積場所(全部局)

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

なお、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難場所として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(イ) 応援協力体制

- a 市町村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
- b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(各機関)

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 必要な資機材等の整備

め、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(各部局)

(ア) 実施機関

- a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得て、その所有者又は管理者が行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 必要な資機材等の整備

- a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
- b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。

(エ) 障害物の集積場所(全部局)

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

なお、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(イ) 応援協力体制

- a 市町村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
- b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(各機関)

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難場所として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

新	旧																																																										
<p>第11節 避難受入れ及び情報提供活動</p>	<p>第11節 避難収容及び情報提供活動</p>																																																										
<p>第1 基本方針 地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p>	<p>第1 基本方針 地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p>																																																										
<p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 市町村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 	<p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 市町村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 																																																										
<p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難勧告、避難指示</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難勧告、避難指示を行う。</p> <p>避難勧告・避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ア)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機 関 等</th> <th>根 拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>市町村長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示</td> <td>市町村長</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難所の開設、受入</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。</p> <p>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、</p>	実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害	避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般	避難指示	市町村長	〃	〃	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	〃		避難所の開設、受入	市町村長			<p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難勧告、避難指示</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難勧告、避難指示を行う。</p> <p>避難勧告・避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ア)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機 関 等</th> <th>根 拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>市町村長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示</td> <td>市町村長</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難所の開設、収容</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。</p> <p>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、</p>	実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害	避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般	避難指示	市町村長	〃	〃	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	〃		避難所の開設、収容	市町村長		
実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害																																																								
避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																								
避難指示	市町村長	〃	〃																																																								
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																								
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																								
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般																																																								
自衛官	自衛隊法第94条	〃																																																									
避難所の開設、受入	市町村長																																																										
実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害																																																								
避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																								
避難指示	市町村長	〃	〃																																																								
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																								
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																								
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般																																																								
自衛官	自衛隊法第94条	〃																																																									
避難所の開設、収容	市町村長																																																										

その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

イ 避難勧告、避難指示の意味

「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。

ウ 避難勧告、避難指示及び報告、通知等

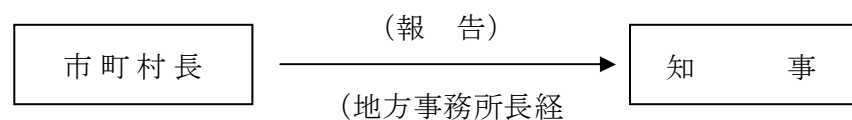
(ア) 市町村長及び消防機関の長の行う措置

a 避難勧告、避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示、勧告を行うものとする。

- (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (c) 避難路の断たれる危険のある地域
- (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 報告（災害対策基本法第60条）



(報告様式は第1節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照)

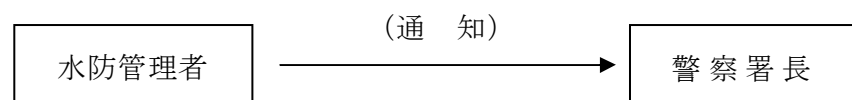
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



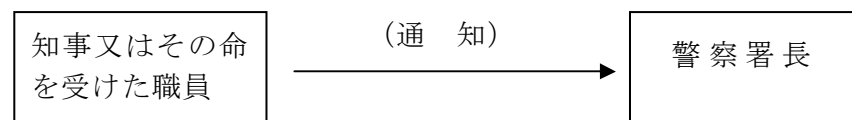
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

イ 避難勧告、避難指示の意味

「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。

ウ 避難勧告、避難指示及び報告、通知等

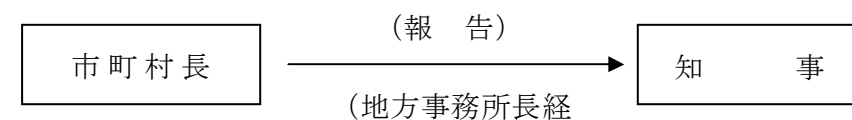
(ア) 市町村長及び消防機関の長の行う措置

a 避難勧告、避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示、勧告を行うものとする。

- (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (c) 避難路の断たれる危険のある地域
- (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 報告（災害対策基本法第60条）



(報告様式は第1節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照)

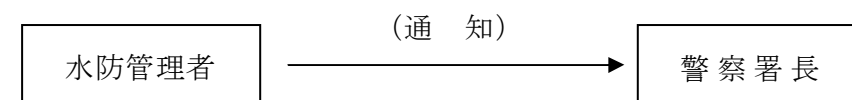
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



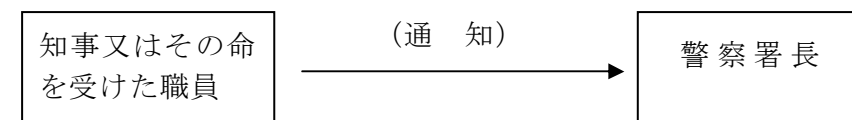
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地帯を中心に区域を定めて調査を実施する。

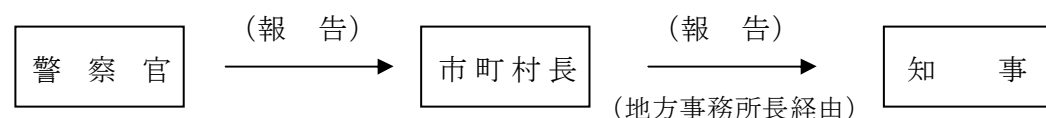
把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

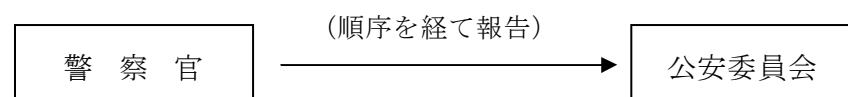
- (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c)による場合（災害対策基本法第61条）



- (b) 上記 a (d)による場合（警察官職務執行法第4条）

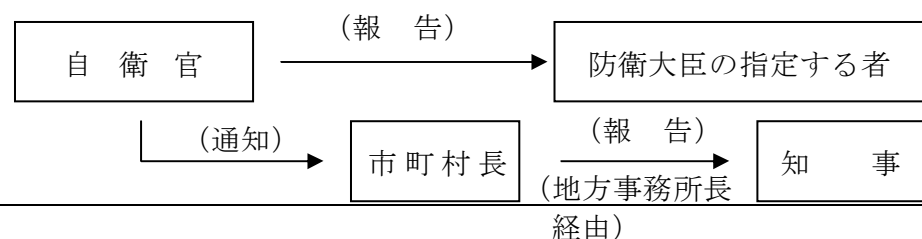


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいらない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地帯を中心に区域を定めて調査を実施する。

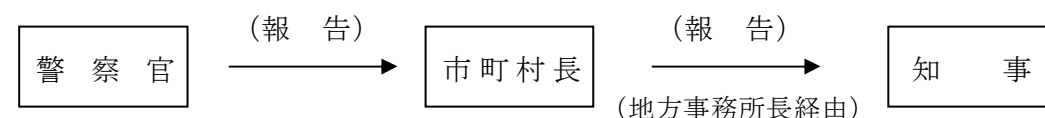
把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

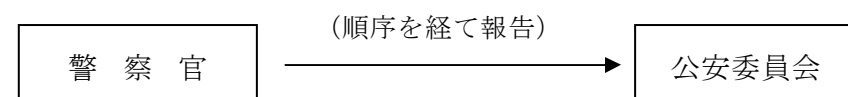
- (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c)による場合（災害対策基本法第61条）



- (b) 上記 a (d)による場合（警察官職務執行法第4条）

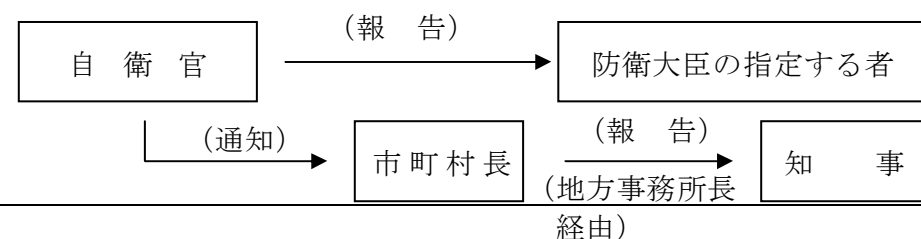


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいらない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難勧告、避難指示の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難勧告、避難指示の内容

避難勧告、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとりべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難勧告、避難指示を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

(イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

(ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。

(エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(オ) 県及び市町村は、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(カ) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

エ 避難勧告、避難指示の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難勧告、避難指示の内容

避難勧告、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとりべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難勧告、避難指示を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

(イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

(ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。

(エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(オ) 県及び市町村は、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 県有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

(イ) 避難勧告及び避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

(ア) 市町村长、市町村職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

(エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市町村长又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

(ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民

自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 県有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

(イ) 避難勧告及び避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

(ア) 市町村长、市町村職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

(エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市町村长又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

(ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難勧告、避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
 - b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
 - c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
 - d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
 - e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
 - f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。
 - g 市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
 - h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地方事務所を経由して県へ応援を要請するものとする。
被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。
 - i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。
 - j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。
- ###### (ウ) 避難時の携帯品
- 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度(貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難勧告、避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
 - b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
 - c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
 - d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
 - e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
 - f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。
 - g 市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
 - h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地方事務所を経由して県へ応援を要請するものとする。
被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。
 - i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。
 - j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。
- ###### (ウ) 避難時の携帯品
- 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度(貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。
 (イ) 任意避難地区で避難を要する場合
 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。
 この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は受入れを必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努める。(危機管理部)
- a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんに努める。
- b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんに努める。
- (イ) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。
- (ウ) 災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)
- (エ) 県立学校における対策(教育委員会)
- a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
 また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
- b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。
- c 幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (オ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れ保護するため避難所を開設するものとする。
 また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

- (イ) 任意避難地区で避難を要する場合
 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。
 この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (イ) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努める。(危機管理部)
- a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんに努める。
- b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんに努める。
- (イ) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。
- (ウ) 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)
- (エ) 県立学校における対策(教育委員会)
- a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
 また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
- b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
- c 幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (オ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。
 また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。
- (イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の

- (イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
 - a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- 地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
 - a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
 - e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウン

- e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (シ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (ス) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するものとする。

エ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。
- (エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべ

- ス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (シ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (ス) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するものとする。

エ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。
- (エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

き場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）
- (ウ) (一社)長野県宅地建物取引業協会、(一社)全国木造建設事業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。（建設部）
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。（建設部）
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合（12団体）との協定に基づき、以下について協力を求める。（健康福祉部）
 - a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）
- (ウ) (一社)長野県宅地建物取引業協会、(一社)全国木造建設事業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。（建設部）
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。（建設部）
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合（12団体）との協定に基づき、以下について協力を求める。（健康福祉部）
 - a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を

- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供するものとする。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行うものとする。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (エ) 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関など

提供するものとする。

- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供するものとする。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行うものとする。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(3) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

(4) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (エ) 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、

の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第1 基本方針 地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。</p> <p>第2 主な活動 被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 基本方針 大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</p> <p><u>(エ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</u></p> <p>イ【国が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。</p> <p>(ウ) <u>必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</u></p> <p>ウ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>(イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第1 基本方針 地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。</p> <p>第2 主な活動 被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 基本方針 大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</p> <p>イ【国が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。</p> <p>(ウ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。</p> <p>ウ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>(イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</p>

する。

(エ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施する。(建設部、農政部、林務部)

(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。(建設部)

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。

(エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。

(イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請するものとする。

(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。

(イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、地すべり防止施設等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置をとるものとする。

(ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣するものとする。

(オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

する。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施する。(建設部、農政部、林務部)

(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。(建設部)

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。

(エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。

(イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請するものとする。

(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。

(イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、地すべり防止施設等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置をとるものとする。

(ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣するものとする。

(オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 土砂災害発生状況等を調査する。
- (イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村、住民等に提供する。
- (ウ) 不安定土砂の除去等応急工事の実施する。
- (エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (オ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出勤を要請する。
- (カ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の措置を講じるものとする。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出勤を要請するものとする。
- (ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行うものとする。
- (イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。
- (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

4 崖崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 土砂災害発生状況等を調査
- (イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村、住民等に提供
- (ウ) 不安定土砂の除去等応急工事の実施
- (エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。~~（建設部）~~
- (オ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出勤を要請する。
- (カ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 必要に応じて避難勧告等の措置をとるものとする。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出勤を要請するものとする。
- (ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行うものとする。
- (イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。
- (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

4 崖崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

- (ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。
- (エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請するものとする。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求める。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)

- (ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣するものとする。
- (イ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

- (ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。
- (エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請するものとする。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求める。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)

- (ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣するものとする。
- (イ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

新	旧
<p>第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第1 基本方針 地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物や敷地に係る二次災害を防止するため危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>〔建築物関係〕 被災した建築物や敷地について余震等による倒壊等の二次災害から県民を守るための措置をとる。</p> <p>〔道路及び橋梁関係〕 道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>〔建築物関係〕</p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部） 災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から県民を守るため、被災地に応急危険度判定士を派遣する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 被災地において、危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 危険度判定士の派遣要請 b 危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定 c 市町村内の被災地域への派遣手段の確保 d 危険度判定士との連絡手段の確保 <p>(イ) 市町村長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとるものとする。</p>	<p>第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第1 基本方針 地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物や敷地に係る二次災害を防止するため危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>〔建築物関係〕 被災した建築物や敷地について余震等による倒壊等の二次災害から県民を守るための措置をとる。</p> <p>〔道路及び橋梁関係〕 道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>〔建築物関係〕</p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部） 災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から県民を守るため、被災地に応急危険度判定士を派遣する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 被災地において、危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 危険度判定士の派遣要請 b 危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定 c 市町村内の被災地域への派遣手段の確保 d 危険度判定士との連絡手段の確保 <p>(イ) 市町村長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとるものとする。</p>
<pre> graph LR A[被災地] -- "被害状況のとりまとめ" --> B[市町村] B -- "被害報告・派遣要請" --> C[長野県] C -- "判定士の派遣" --> B B -- "判定士の派遣及び活動支援" --> A </pre>	<pre> graph LR A[被災地] -- "被害状況のとりまとめ" --> B[市町村] B -- "被害報告・派遣要請" --> C[長野県] C -- "判定士の派遣" --> B B -- "判定士の派遣及び活動支援" --> A </pre>

ウ【建築物や敷地の所有者等が実施する対策】

危険度判定士により、危険度を判定された建築物や敷地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置をとるものとする。

[道路及び橋梁関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。(林務部)
- (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等から情報の収集を行う。(建設部、警察本部、道路公社)
- (ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。(建設部、警察本部、道路公社)
- (エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。(建設部、警察本部、道路公社)
- (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。
また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。
(建設部、警察本部、道路公社)

イ【市町村が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

ウ【建築物や敷地の所有者等が実施する対策】

危険度判定士により、危険度を判定された建築物や敷地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置をとるものとする。

[道路及び橋梁関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。(林務部)
- (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等から情報の収集を行う。(建設部、警察本部、道路公社)
- (ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。(建設部、警察本部、道路公社)
- (エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。(建設部、警察本部、道路公社)
- (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。
また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。
(建設部、警察本部、道路公社)

イ【市町村が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高い。

このため、地震災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

〔高圧ガス関係〕

高圧ガス製造施設等は、地震後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

〔液化石油ガス関係〕

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

〔毒物劇物関係〕

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

〔危険物関係〕

ア【県が実施する対策】

(ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（本章第7節 消防・水防活動参照）

(イ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

ウ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施する

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高い。

このため、地震災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

〔高圧ガス関係〕

高圧ガス製造施設等は、地震後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

〔液化石油ガス関係〕

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

〔毒物劇物関係〕

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

〔危険物関係〕

ア【県が実施する対策】

(ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（本章第7節 消防・水防活動参照）

(イ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

ウ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施する

とともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

- (ウ) 危険物施設における災害防止措置
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。
- (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。
 - b 関係機関への通報
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。
- (オ) 相互応援体制の整備
必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。
- (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

[火薬関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。(産業労働部)
- (イ) 下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。(産業労働部)
- (ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。
さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。(警察本部)

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。
搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。
- (イ) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置をとり、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民を非難させるものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する対策】 (産業労働部)

下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

- (ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。

とともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

- (ウ) 危険物施設における災害防止措置
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。
- (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。
 - b 関係機関への通報
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。
- (オ) 相互応援体制の整備
必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。
- (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

[火薬関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。(産業労働部)
- (イ) 下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。(産業労働部)
- (ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。
さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。(警察本部)

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。
搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。
- (イ) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置をとり、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民を非難させるものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する対策】 (産業労働部)

下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

- (ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。

- a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。
 - b 施設の保安責任者は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。
 - c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。
 - d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。
 - e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移すものとする。
 - f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。
 - g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気を取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。
 - h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請するものとする。
- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。
- a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにするものとする。
 - b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させるものとする。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させるものとする。
 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請するものとする。

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。

イ【(一社)長野県LPガス協会が実施する対策】

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するものとする。

ウ【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置をとるものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する対策】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）

- a 地震発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
- b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
- c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

(イ) 緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

- a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。
 - b 施設の保安責任者は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。
 - c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。
 - d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。
 - e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移すものとする。
 - f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。
 - g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気を取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。
 - h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請するものとする。
- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。
- a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにするものとする。
 - b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させるものとする。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させるものとする。
 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請するものとする。

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。

イ【(一社)長野県LPガス協会が実施する対策】

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するものとする。

ウ【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置をとるものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する対策】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）

- a 地震発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
- b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
- c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

(イ) 緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

(ウ) 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。
(イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道利用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。
(イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置
毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。
(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
a 応急措置及び関係機関への通報
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。
b 従業員及び周辺地域住民に対する措置
保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
(ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。
(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。
(ウ) 災害防止のため応急工事を実施するものとする。
(エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
(オ) 必要に応じて水防活動を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ウ) 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。
(イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道利用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。
(イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置
毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。
(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
a 応急措置及び関係機関への通報
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。
b 従業員及び周辺地域住民に対する措置
保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
(ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。
(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。
(ウ) 災害防止のため応急工事を実施するものとする。
(エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
(オ) 必要に応じて水防活動を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。
- (イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。
- (ウ) 災害防止のため応急工事を実施するものとする。

エ【ダム管理者が実施する対策】

- (ア) あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合は、速やかにダム施設の臨時点検を実施するものとする。
- (イ) 臨時点検の結果、漏水、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。
- (ウ) この際、各ダムの操作規則等の規定により関係機関及び一般住民への連絡及び警報等を行うものとする。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から県民を守るための措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
- (エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。
- (オ) 県と長野地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。
- (カ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。
- (イ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 長野地方気象台が発表する大雨警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施するものとする。（長野地方気象台）
- (イ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、

- (ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。
- (イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。
- (ウ) 災害防止のため応急工事を実施するものとする。

エ【ダム管理者が実施する対策】

- (ア) あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合は、速やかにダム施設の臨時点検を実施するものとする。
- (イ) 臨時点検の結果、漏水、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。
- (ウ) この際、各ダムの操作規則等の規定により関係機関及び一般住民への連絡及び警報等を行うものとする。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から県民を守るための措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
- (エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。
- (オ) 県と長野地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

イ【市町村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台）

長野地方気象台が発表する大雨警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施するものとする。

合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。(地方整備局)

新	旧
<p style="text-align: center;">第34節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。 また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動 被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置をとる。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(1) 基本方針 被害を受けた作物の技術指導は、県、市町村及び農業団体等が協力して行うとともに、病虫害、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。 また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（農政部） (ア) 県及び地方事務所は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。 (イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を作成し、農業改良普及センター、病虫害防除所等を通じて、指導の徹底を図る。 (ウ) 家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行う。 (エ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。 (オ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】 (ア) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を地方事務所に報告するものとする。 (イ) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】 (ア) 市町村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努めるものとする。 (イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p>	<p style="text-align: center;">第34節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。 また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動 被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置をとる。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(1) 基本方針 被害を受けた作物の技術指導は、県、市町村及び農業団体等が協力して行うとともに、病虫害、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。 また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（農政部） (ア) 県及び地方事務所は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。 (イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を樹立し、農業改良普及センター、病虫害防除所等を通じて、指導の徹底を図る。 (ウ) 家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行う。 (エ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。 (オ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】 (ア) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を地方事務所に報告するものとする。 (イ) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】 (ア) 市町村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努めるものとする。 (イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p>

- (ア) 市町村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施するものとする。
- (イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(林務部)

被災状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図り、その防止に努めるものとする。(中部森林管理局)

(イ) 市町村と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに市町村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

エ【住民が実施する対策】

市町村等が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

- (ア) 市町村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施するものとする。
- (イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(林務部)

被災状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図り、その防止に努めるものとする。(中部森林管理局)

(イ) 市町村と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに市町村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

エ【住民が実施する対策】

市町村等が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第35節 文教活動</p> <p>第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡し 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針 学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（総務部、県民文化部、教育委員会） （ア） 県立の学校において、学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。 a 第一次避難場所への避難誘導 （a） 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。 （b） 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。 b 第二次避難場所への避難誘導 （a） 第一次避難場所が危険になった場合は、市町村長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。 （b） 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。 （c） 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに、避難状況を県教育委員会（以下「県教委」という）、当該市町村及び関係機関に報告又は連絡する。 c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護 （a） 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。 （b） 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。</p>	<p style="text-align: center;">第35節 文教活動</p> <p>第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡し 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針 学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（総務部、教育委員会） （ア） 県立の学校において、学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。 a 第一次避難場所への避難誘導 （a） 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。 （b） 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。 b 第二次避難場所への避難誘導 （a） 第一次避難場所が危険になった場合は、市町村長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。 （b） 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。 （c） 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに、避難状況を県教育委員会（以下「県教委」という）、当該市町村及び関係機関に報告又は連絡する。 c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護 （a） 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。 （b） 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。</p>

- (c) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。
- (イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策に準じて市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（総務部、県民文化部、教育委員会）

- (ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。
 - a 県立学校施設・設備の確保
 - (a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
 - (b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。
 - b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。
 - c 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。
- (イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。
 - a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村、及び関係機関へ報告又は連絡する。
 - b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。
 - c 教育活動
 - (a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
 - (b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
 - (c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
 - (d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校

- (c) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。
- (イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策に準じて市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

- (ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。
 - a 県立学校施設・設備の確保
 - (a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
 - (b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。
 - b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。
 - c 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。
- (イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。
 - a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村、及び関係機関へ報告又は連絡する。
 - b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。
 - c 教育活動
 - (a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
 - (b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
 - (c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
 - (d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校

の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

- d 児童生徒等の健康管理
 - (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。
 - (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
 - e 教育施設・設備の確保
 - (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
 - (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
 - (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
 - f 学校給食の確保
 - (a) 学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。
また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力するものとする。
- (ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供給及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア)【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ)【市町村（教育委員会）が実施する対策】

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。市町村における調達が困難な時は、教育事務所を經由して県教委に調達の斡旋を依頼するものとする。

イ 授業料の減免

【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 県立高等学校長は、法令の原則により授業料を不徴収とされている生徒が被災した場合は、引き続き不徴収となるよう必要な手続をとるとともに、例外的に徴収されている生徒が納付困難となった場合は、減免の措置をとる。

(イ) 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

ウ 就学援助

の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

- d 児童生徒等の健康管理
 - (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。
 - (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
 - e 教育施設・設備の確保
 - (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
 - (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
 - (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
 - f 学校給食の確保
 - (a) 学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。
また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力するものとする。
- (ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供給及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア)【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ)【市町村（教育委員会）が実施する対策】

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。市町村における調達が困難な時は、教育事務所を經由して県教委に調達の斡旋を依頼するものとする。

イ 授業料の減免

【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

(ア) 県立高等学校長は、法令の原則により授業料を不徴収とされている生徒が被災した場合は、引き続き不徴収となるよう必要な手続をとるとともに、例外的に徴収されている生徒が納付困難となった場合は、減免の措置をとる。

(イ) 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

ウ 就学援助

(ア)【県が実施する対策】(教育委員会)

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

(イ)【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

(ア)【県が実施する対策】(教育委員会)

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

(イ)【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

新

第3節 情報収集伝達計画

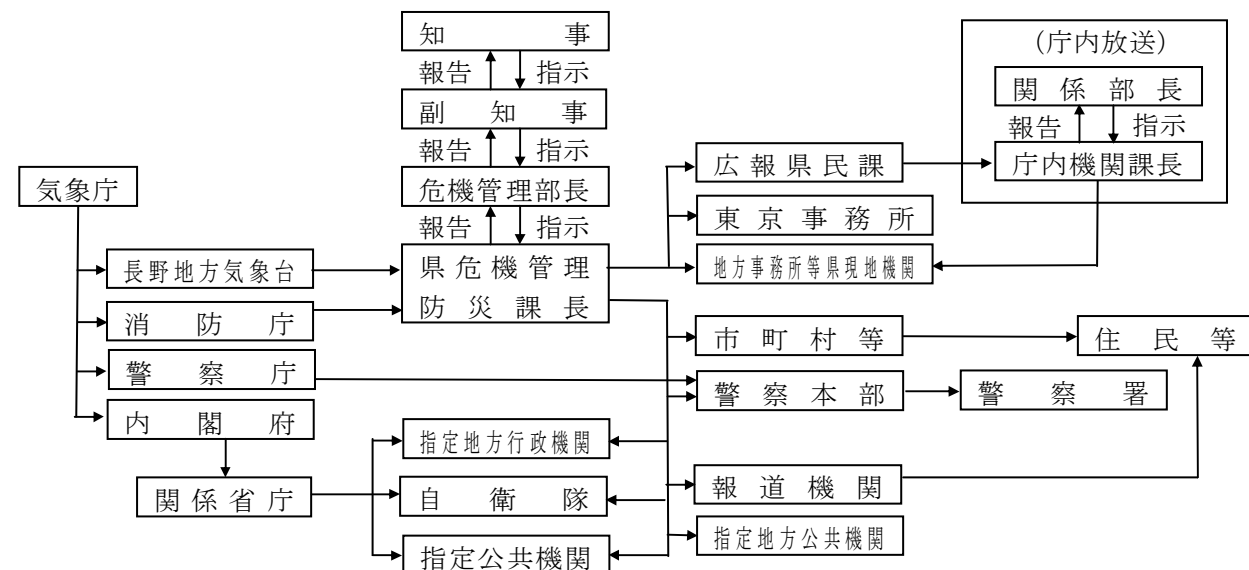
第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

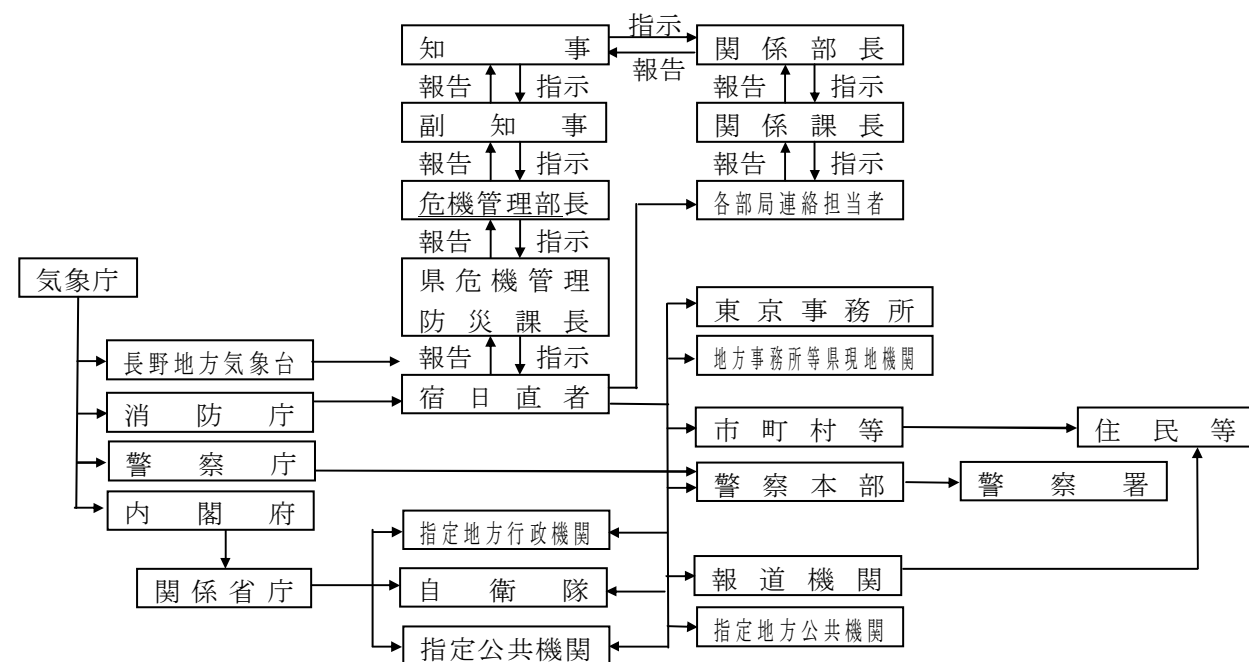
1 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

(1) 伝達系統図

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外及び休日



(2) 勤務時間内の伝達要領

ア 勤務時間内に、消防庁又は長野地方気象台から東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した危機管理防災課長は、直ちに系統図に従い知事へ報告するとともに、県防災行政無線等により市町村、県出先

旧

第3節 情報収集伝達計画

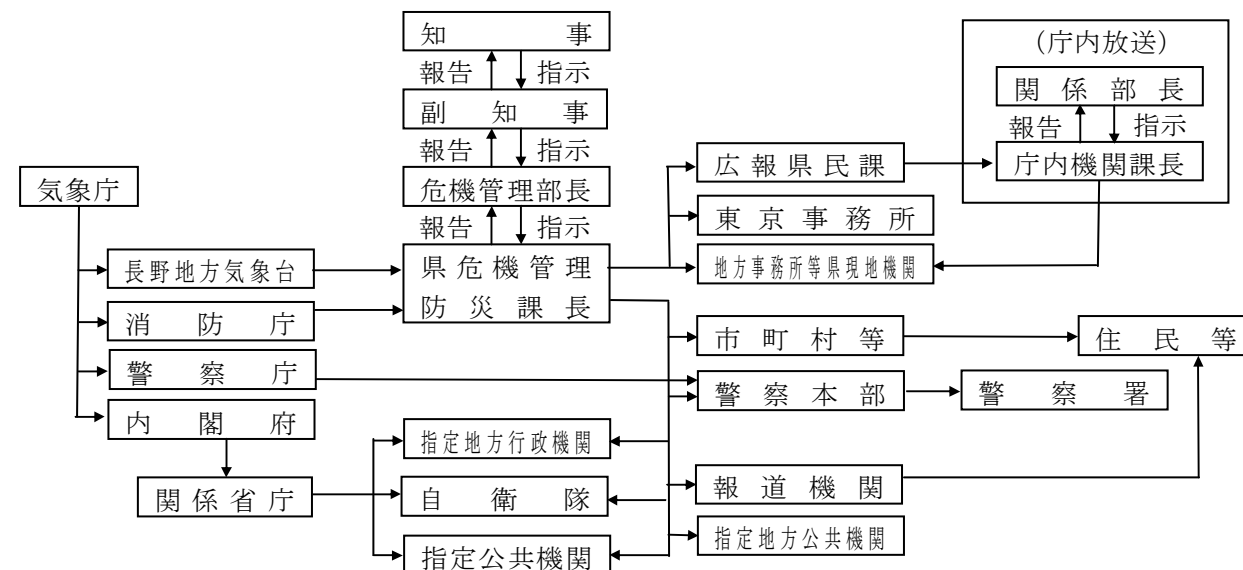
第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

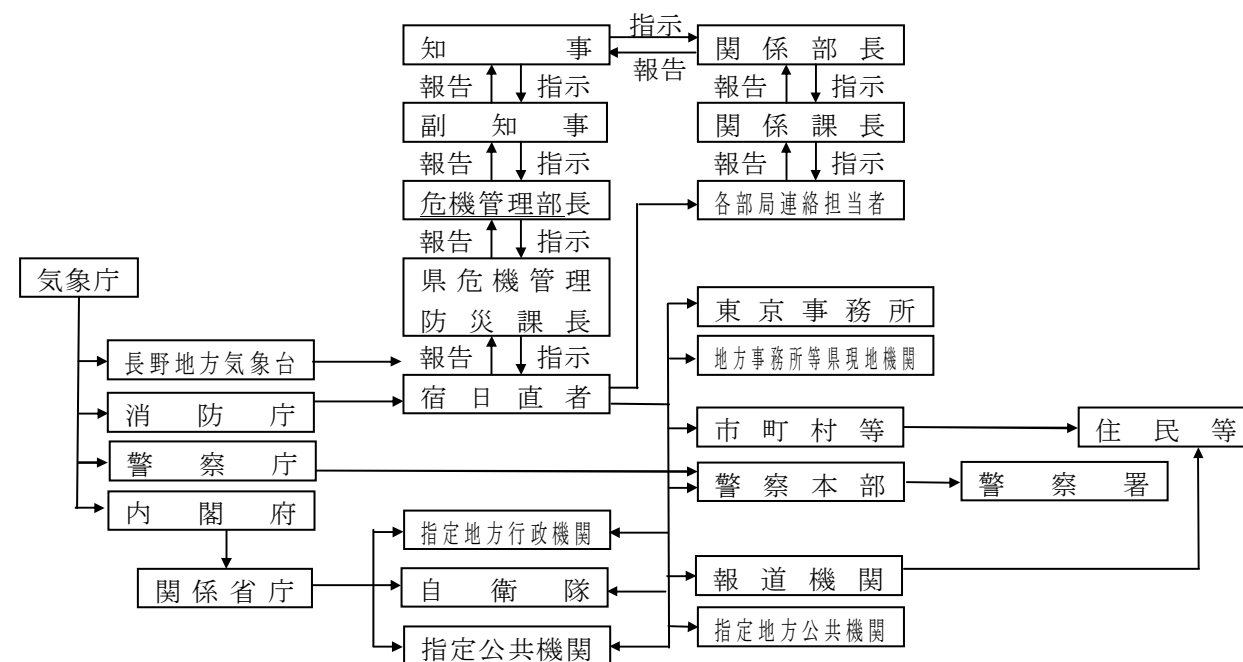
1 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

(1) 伝達系統図

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外及び休日



(2) 勤務時間内の伝達要領

ア 勤務時間内に、消防庁又は長野地方気象台から東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した危機管理防災課長は、直ちに系統図に従い知事へ報告するとともに、県防災行政無線等により市町村、県出先

機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達する。

イ 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

(3) 勤務時間外、休日の伝達要領

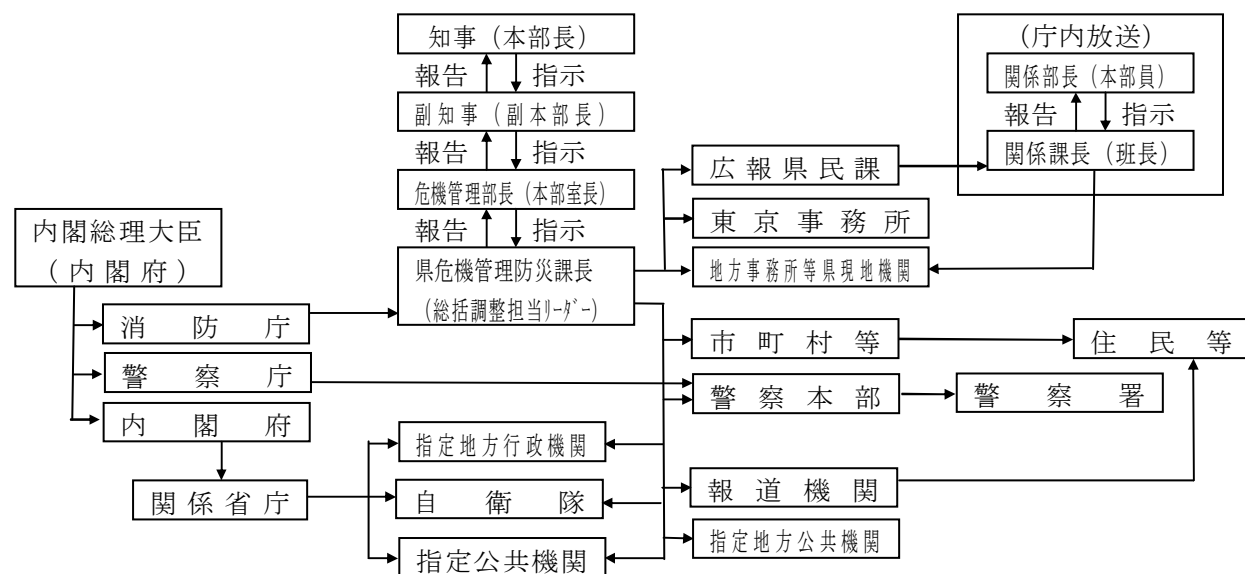
ア 勤務時間外及び休日に、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を危機管理防災課長へ報告する。

イ 報告を受けた危機管理防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い知事へ報告し、必要な指示を受ける。

ウ 危機管理防災課職員は、速やかに登庁し、県防災行政無線等により市町村、県現地機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達するとともに、各部局連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

2 警戒宣言

(1) 伝達系統図



(2) 伝達要領

ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。なお、発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を危機管理防災課長が受理した場合は、知事の指示により市町村に対して(1)の伝達系統図に準じて伝達する。

イ 警戒宣言後、消防庁より警戒宣言文及び東海地震予知情報の内容等の通知を受理した危機管理防災課長（県警戒本部総括調整担当リーダー）は、直ちに系統図に従い知事（県警戒本部長）へ報告するとともに、指示に基づき、県防災行政無線により市町村、県現地機関等へ伝達する。また、県警戒本部要員、その他の配備職員へは、放送設備による一斉庁内放送により伝達するとともに、必要な資料を配付する。

機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達する。

イ 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

(3) 勤務時間外、休日の伝達要領

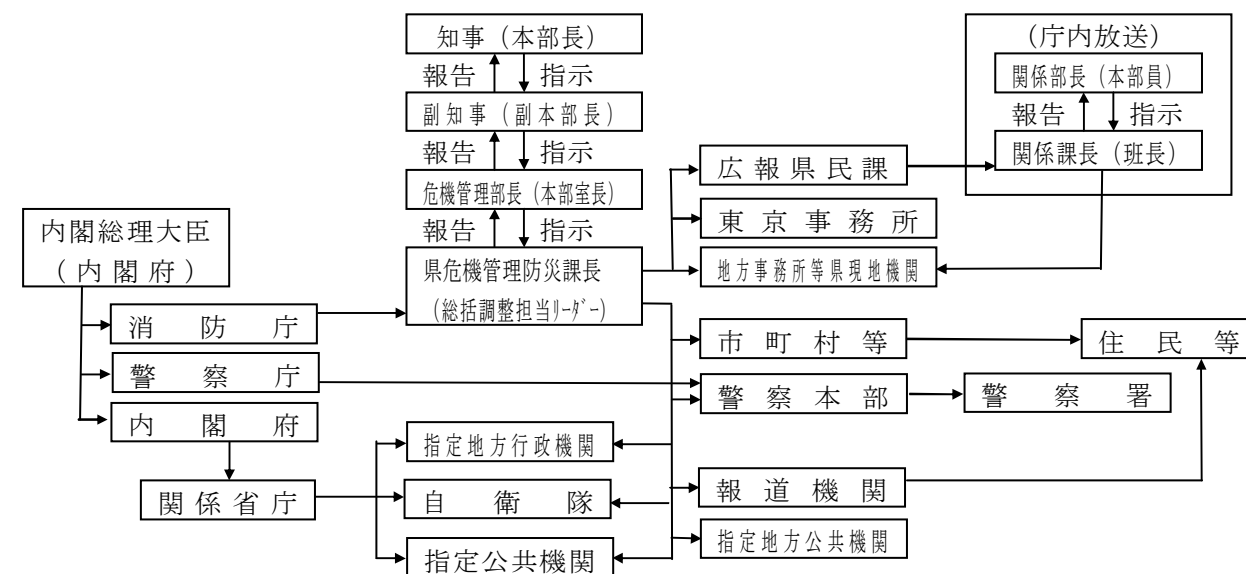
ア 勤務時間外及び休日に、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を危機管理防災課長へ報告する。

イ 報告を受けた危機管理防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い知事へ報告し、必要な指示を受ける。

ウ 危機管理防災課職員は、速やかに登庁し、県防災行政無線等により市町村、県現地機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達するとともに、各部局連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

2 警戒宣言

(1) 伝達系統図



(2) 伝達要領

ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。なお、発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を危機管理防災課長が受理した場合は、知事の指示により市町村に対して(1)の伝達系統図に準じて伝達する。

イ 警戒宣言後、消防庁より警戒宣言文及び東海地震予知情報の内容等の通知を受理した危機管理防災課長（県警戒本部総括調整担当リーダー）は、直ちに系統図に従い知事（県警戒本部長）へ報告するとともに、指示に基づき、県防災行政無線により市町村、県現地機関等へ伝達する。また、県警戒本部要員、その他の配備職員へは、放送設備による一斉庁内放送により伝達するとともに、必要な資料を配付する。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)
東海地震に関連する調査情報(臨時)	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)
東海地震に関連する調査情報(定例)	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)
東海地震に関連する調査情報(臨時)	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)
東海地震に関連する調査情報(定例)	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出動体制	病院管理者－市町村－保健福祉事務所(保健所)－県警戒本部(健康福祉部)
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部(危機管理部) (農協－市町村－地方事務所－県警戒本部)(農政部) (労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地方事務所－県警戒本部)(危機管理部)
主要食料の在庫状況等	関東農政局長野地域センター－県警戒本部(農政部)
列車の運転状況、旅客の状況	J R各社－県警戒本部(企画振興部)
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社－県警戒本部(企画振興部)
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者－県警戒本部(危機管理部)
救護医療班の出動体制	日本赤十字社長野県支部－県警戒本部(健康福祉部) (公社)県医師会－県警戒本部(健康福祉部)
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)－県警戒本部(建設部) 地方整備局－県警戒本部(建設部) 市町村－建設事務所－県警戒本部(建設部)
緊急輸送車両の確保台数	(公社)県トラック協会－県警戒本部(危機管理部)
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	市町村－地方事務所－県警戒本部(危機管理部)
幼稚園、小中学校の授業実施状況等	市町村教育委員会－教育事務所－県警戒本部(教育委員会) 私立学校－県警戒本部(県民文化部)

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出動体制	病院管理者－市町村－保健福祉事務所(保健所)－県警戒本部(健康福祉部)
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部(危機管理部) (農協－市町村－地方事務所－県警戒本部)(農政部) (労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地方事務所－県警戒本部)(危機管理部)
主要食料の在庫状況等	関東農政局長野地域センター－県警戒本部(農政部)
列車の運転状況、旅客の状況	J R各社－県警戒本部(企画振興部)
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社－県警戒本部(企画振興部)
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者－県警戒本部(危機管理部)
救護医療班の出動体制	日本赤十字社長野県支部－県警戒本部(健康福祉部) (公社)県医師会－県警戒本部(健康福祉部)
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)－県警戒本部(建設部) 地方整備局－県警戒本部(建設部) 市町村－建設事務所－県警戒本部(建設部)
緊急輸送車両の確保台数	(公社)県トラック協会－県警戒本部(危機管理部)
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	市町村－地方事務所－県警戒本部(危機管理部)
幼稚園、小中学校の授業実施状況等	市町村教育委員会－教育事務所－県警戒本部(教育委員会) 私立学校－県警戒本部(総務部)

新	旧
<p>第4節 広報計画</p>	<p>第4節 広報計画</p>
<p>第1 基本方針 地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等などに対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。 なお、強化地域外の居住者等に対しても、的確な広報を行い、これらの者の冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 東海地震注意情報受理時の広報 【県が実施する計画】（危機管理部、<u>企画振興部</u>、県警察本部） 県は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。</p> <p>(1) 広報内容 ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容 イ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項 ウ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項 エ その他必要な事項</p> <p>(2) 報道機関との応援協力関係 東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて県民に呼びかける。</p> <p>2 警戒本部設置時の広報 【県が実施する計画】（危機管理部、<u>企画振興部</u>、県警察本部） 県は、警戒本部が設置された場合は、次により広報を行う。</p> <p>(1) 広報内容 ア 警戒宣言及び地震予知情報等 イ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況 ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置 エ ライフラインに関する情報 オ 強化地域内外の生活関連情報 カ 事業者等がとるべき措置 キ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ ク 家庭において実施すべき事項 ケ 自主防災組織に対する防災活動の要請 コ 犯罪予防等のために住民のとるべき措置 サ 金融機関等が講じた措置に関する情報 シ その他必要な事項</p> <p>(2) 広報手段 報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、ヘリコプター、広報車等により実施する。</p>	<p>第1 基本方針 地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等などに対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。 なお、強化地域外の居住者等に対しても、的確な広報を行い、これらの者の冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 東海地震注意情報受理時の広報 【県が実施する計画】（危機管理部、<u>総務部</u>、県警察本部） 県は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。</p> <p>(1) 広報内容 ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容 イ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項 ウ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項 エ その他必要な事項</p> <p>(2) 報道機関との応援協力関係 東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて県民に呼びかける。</p> <p>2 警戒本部設置時の広報 【県が実施する計画】（危機管理部、<u>総務部</u>、県警察本部） 県は、警戒本部が設置された場合は、次により広報を行う。</p> <p>(1) 広報内容 ア 警戒宣言及び地震予知情報等 イ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況 ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置 エ ライフラインに関する情報 オ 強化地域内外の生活関連情報 カ 事業者等がとるべき措置 キ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ ク 家庭において実施すべき事項 ケ 自主防災組織に対する防災活動の要請 コ 犯罪予防等のために住民のとるべき措置 サ 金融機関等が講じた措置に関する情報 シ その他必要な事項</p> <p>(2) 広報手段 報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、ヘリコプター、広報車等により実施する。</p>

なお、外国籍県民等の情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、警戒宣言が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

3【市町村が実施する計画】

市町村においては、前記1及び2に準じた、内容、手段、方法により、県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、同報無線、有線放送、広報車、半鐘等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に周知するものとする。

4【防災関係機関が実施する計画】

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行うものとする。

(2) 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行うものとする。

(3) ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行うものとする。

(4) NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)

報道機関、広報車等を通じ、通信のそ通状況、利用制限措置等について住民に周知するものとする。

(5) JR会社

報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知するものとする。

(6) 路線バス会社

報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知するものとする。

(7) 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の通行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について住民に周知するものとする。

(8) 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について住民に周知するものとする。

(9) その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行うものとする。

なお、外国籍県民等の情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、警戒宣言が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

3【市町村が実施する計画】

市町村においては、前記1及び2に準じた、内容、手段、方法により、県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、同報無線、有線放送、広報車、半鐘等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に周知するものとする。

4【防災関係機関が実施する計画】

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行うものとする。

(2) 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行うものとする。

(3) ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行うものとする。

(4) NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)

報道機関、広報車等を通じ、通信のそ通状況、利用制限措置等について住民に周知するものとする。

(5) JR会社

報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知するものとする。

(6) 路線バス会社

報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知するものとする。

(7) 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の通行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について住民に周知するものとする。

(8) 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について住民に周知するものとする。

(9) その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第5節 避難活動等</p> <p>第1 基本方針 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置をとるものとする。 その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍県民等、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。 また、避難勧告、避難指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。 なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。</p> <p>第2 活動の内容 1 避難の勧告又は指示 (1) 【県が実施する計画】 ア 地震防災対策強化地域の市町村に対し、避難勧告、避難指示の実施に関する連絡調整及び助言を行う。（危機管理部） イ 警察署は、地元市町村と密接な連携を図り、市町村が行う避難に関する広報、伝達等の活動に協力する。（警察本部） ウ 警察官は、警戒宣言が発せられた場合は、大震法第25条に基づき、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、危険事態発生防止のため、次の事項を実施することができる。 （ア）危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対する必要な警告又は指示 （イ）（ア）の場合において特に必要な場合における危険な場所への立ち入りの禁止若しくはその場所からの退去 （ウ）（ア）の場合において特に必要な場合における危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置 エ 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は大規模地震対策特別措置法第26条で準用する災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 オ 次の事項について市町村に協力する。（各部局） （ア）県が管理する施設の開放 （イ）県が管理する介護施設等への該当者の収容 （ウ）県が把握する物資等の供給、あっせん （エ）給水資機材の配備</p> <p>(2) 【市町村が実施する計画】 ア 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ市町村長が定める地区とする。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 避難活動等</p> <p>第1 基本方針 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置をとるものとする。 その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍県民等、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。 また、避難勧告、避難指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。 なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。</p> <p>第2 活動の内容 1 避難の勧告又は指示 (1) 【県が実施する計画】 ア 地震防災対策強化地域の市町村に対し、避難勧告、避難指示の実施に関する連絡調整及び助言を行う。（危機管理部） イ 警察署は、地元市町村と密接な連携を図り、市町村が行う避難に関する広報、伝達等の活動に協力する。（警察本部） ウ 警察官は、警戒宣言が発せられた場合は、大震法第25条に基づき、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、危険事態発生防止のため、次の事項を実施することができる。 （ア）危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対する必要な警告又は指示 （イ）（ア）の場合において特に必要な場合における危険な場所への立ち入りの禁止若しくはその場所からの退去 （ウ）（ア）の場合において特に必要な場合における危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置 エ 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は大規模地震対策特別措置法第26条で準用する災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 オ 次の事項について市町村に協力する。（各部局） （ア）県が管理する施設の開放 （イ）県が管理する介護施設等への該当者の収容 （ウ）県が把握する物資等の供給、あっせん （エ）給水資機材の配備</p> <p>(2) 【市町村が実施する計画】 ア 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ市町村長が定める地区とする。</p>

- (ア) がけ地、山崩れ崩落危険地区
- (イ) 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- (ウ) その他市町村長が危険と認める地域
- イ 避難対象地区の住民等に広報車、無線施設、有線放送等の手段を活用し、地区の範囲、指定緊急避難場所、避難路及び避難勧告、避難指示の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。
- ウ 警戒宣言が発せられた時、市町村長は、避難対象地区に避難勧告、避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。
また、市町村長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。
- (ア) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- (イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (ウ) 避難場所の点検及び収容準備
- (エ) 収容者の安全管理
- (オ) 負傷者の救護準備
- (カ) 避難行動要支援者の避難救護

(3) 【住民が実施する計画】

平常時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は、市町村の指示に従いあらかじめ指定された避難場所に速やかに避難するものとする。

2 車両による避難

(1) 【県が実施する計画】(危機管理部、警察本部)

市町村が、必要最小限の車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整を行う。

なお、市町村から事前に車両避難対象地区について協議があった場合、警察本部及び危機管理部において、基本的事項についての確認を行い、管轄の警察署において、災害時における交通管理に支障が発生する可能性の有無や避難路における交通障害発生のおそれの有無等、具体的事項について精査・調整を行う。

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア 市町村は、警察本部、危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておくものとする。
- イ 車両避難対象地区は、山間地等で、避難場所までの距離がおおむね4 km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、管轄の警察署と調整しておくものとする。
- ウ 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。
- エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や指定緊急避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。
- オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図るものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

- (ア) がけ地、山崩れ崩落危険地区
- (イ) 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- (ウ) その他市町村長が危険と認める地域
- イ 避難対象地区の住民等に広報車、無線施設、有線放送等の手段を活用し、地区の範囲、指定緊急避難場所、避難路及び避難勧告、避難指示の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。
- ウ 警戒宣言が発せられた時、市町村長は、避難対象地区に避難勧告、避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。
また、市町村長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。
- (ア) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- (イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (ウ) 避難場所の点検及び収容準備
- (エ) 収容者の安全管理
- (オ) 負傷者の救護準備
- (カ) 避難行動要支援者の避難救護

(3) 【住民が実施する計画】

平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は、市町村の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難するものとする。

2 車両による避難

(1) 【県が実施する計画】(危機管理部、警察本部)

市町村が、必要最小限の車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整を行う。

なお、市町村から事前に車両避難対象地区について協議があった場合、警察本部及び危機管理部において、基本的事項についての確認を行い、管轄の警察署において、災害時における交通管理に支障が発生する可能性の有無や避難路における交通障害発生のおそれの有無等、具体的事項について精査・調整を行う。

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア 市町村は、警察本部、危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておくものとする。
- イ 車両避難対象地区は、山間地等で、避難場所までの距離がおおむね4 km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、管轄の警察署と調整しておくものとする。
- ウ 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。
- エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や指定緊急避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。
- オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図るものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難場所における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

3 屋内避難

(1) 【県が実施する計画】

ア 市町村が、屋内避難施設を選定する際にその実情を把握し、必要な調整及び助言を行う。(危機管理部、建設部)

イ 県は、屋内避難に適する県有施設の活用について市町村に協力する。(各部局)

(2) 【市町村が実施する計画】

ア 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」(以下「屋内避難指針」という。)(資料編参照)の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とするものとする。

イ 市町村は、指針に従い、公立小中高校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておくものとする。

ウ 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じるものとする。

4 要配慮者利用施設における避難対策

(1) 【県が実施する計画】

県は、避難対象地区内の要配慮者利用施設について状況を把握するとともに、避難対策等について市町村へ助言を行う。

(2) 【市町村が実施する計画】

市町村は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法を調整しておくものとする。

- ・警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達(夜間等を含む)
- ・徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- ・屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

(3) 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、市町村と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

- ・夜間・休日を含めた連絡体制
- ・避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
- ・利用者・入所者等の態様に応じた避難先

5 避難活動

(1) 【県が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難地における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

3 屋内避難

(1) 【県が実施する計画】

ア 市町村が、屋内避難施設を選定する際にその実情を把握し、必要な調整及び助言を行う。(危機管理部、建設部)

イ 県は、屋内避難に適する県有施設の活用について市町村に協力する。(各部局)

(2) 【市町村が実施する計画】

ア 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」(以下「屋内避難指針」という。)(資料編参照)の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とするものとする。

イ 市町村は、指針に従い、公立小中高校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておくものとする。

ウ 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じるものとする。

4 要配慮者利用施設における避難対策

(1) 【県が実施する計画】

県は、避難対象地区内の要配慮者利用施設について状況を把握するとともに、避難対策等について市町村へ助言を行う。

(2) 【市町村が実施する計画】

市町村は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法を調整しておくものとする。

- ・警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達(夜間等を含む)
- ・徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- ・屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

(3) 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、市町村と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

- ・夜間・休日を含めた連絡体制
- ・避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
- ・利用者・入所者等の態様に応じた避難先

5 避難活動

(1) 【県が実施する計画】

- ア 避難生活維持のための食料、生活必需品等の調達等について、市町村からの要請に基づき、調達、提供及びあっせんについて協力する。
- イ 県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市町村が実施する避難誘導、保護等の活動が円滑に行われるように協力するとともに、必要に応じて市町村間の調整等を行う。
- ウ 警察は、市町村と連携し、避難誘導の措置等について協力するものとする。また、避難所及び避難後の地域の治安維持のためのパトロールを行う。

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア 市町村は、避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告するものとする。
- イ 避難所の設置及び運営については、次により行うものとする。
 - (ア) 避難所の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておくものとする。
また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得るものとする。
 - (イ) 避難所で避難生活をする者は、避難勧告、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。
なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。
 - (ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
 - (エ) 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
 - (オ) 避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て市町村が行うものとする。
 - (カ) 避難所には、運営のため必要な市町村職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請するものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

住民及び自主防災組織は、避難及び避難場所の運営に関し市町村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努めるものとする。

- ア 避難生活維持のための食料、生活必需品等の調達等について、市町村からの要請に基づき、調達、提供及びあっせんについて協力する。
- イ 県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市町村が実施する避難誘導、保護等の活動が円滑に行われるように協力するとともに、必要に応じて市町村間の調整等を行う。
- ウ 警察は、市町村と連携し、避難誘導の措置等について協力するものとする。また、避難所及び避難後の地域の治安維持のためのパトロールを行う。

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア 市町村は、避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告するものとする。
- イ 避難所の設置及び運営については、次により行うものとする。
 - (ア) 避難所の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておくものとする。
また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得るものとする。
 - (イ) 避難所で避難生活をする者は、避難勧告、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。
なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。
 - (ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
 - (エ) 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
 - (オ) 避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て市町村が行うものとする。
 - (カ) 避難所には、運営のため必要な市町村職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請するものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し市町村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第8節 児童生徒等の保護活動計画</p> <p>第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、平常時から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。 なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難場所及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1【県が実施する計画】（教育委員会） 県立の学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しないこととする。 なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引き渡し等の安全確保対策をとることができるものとする。 (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。 (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、市町村が設置した避難場所又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。 (3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、当該市町村警戒本部及び県教育委員会へ報告する。 (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、当該市町村警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。 (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。 ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。 イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。 ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。</p> <p>2【市町村（教育委員会）及び私立学校が実施する計画】 県（教育委員会）が実施する計画の例に準じて、市町村の地震防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 児童生徒等の保護活動計画</p> <p>第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、平常時から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。 なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1【県が実施する計画】（教育委員会） 県立の学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しないこととする。 なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引き渡し等の安全確保対策をとることができるものとする。 (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。 (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、市町村が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。 (3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、当該市町村警戒本部及び県教育委員会へ報告する。 (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、当該市町村警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。 (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。 ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。 イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。 ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。</p> <p>2【市町村（教育委員会）及び私立学校が実施する計画】 県（教育委員会）が実施する計画の例に準じて、市町村の地震防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第10節 警備対策</p> <p>第1 基本方針 警察本部は、警戒宣言が発せられた場合、犯罪及び混乱防止等に関して、主に次の事項を実施する。</p> <p>第2 活動の内容 【県が実施する計画】（警察本部）</p> <p>(1) 正確な情報収集及び伝達 警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。</p> <p>(2) 不法事案等の予防及び取締り 悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。</p> <p>(3) 避難地域、警戒区域、重要施設等の警戒 避難地域、重要施設等のパトロールの強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪・事故の未然防止を図り、住民等の不安の軽減に努める。</p> <p>(4) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導 民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。</p>	<p style="text-align: center;">第10節 警備対策</p> <p>第1 基本方針 警察本部は、警戒宣言が発せられた場合、犯罪及び混乱防止等に関して、主に次の事項を実施する。</p> <p>第2 活動の内容 【県が実施する計画】（警察本部）</p> <p>(1) 正確な情報収集及び伝達 警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。</p> <p>(2) 不法事案等の予防及び取締り 悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。</p> <p>(3) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒 避難地、重要施設等のパトロールの強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪・事故の未然防止を図り、住民等の不安の軽減に努める。</p> <p>(4) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導 民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。</p>

新

第13節 交通対策

第1 基本方針

警戒宣言時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制等を実施する。
また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置をとる。
なお、県、公安委員会、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

第2 活動の内容

1 道路に関する事項

【県が実施する計画】（警察本部）

- (1) 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制する。
- (2) 強化地域への一般車両の流入は極力制限する。
- (3) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (4) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- (5) 高速自動車国道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。
- (6) 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行う。
- (7) 自動車運転者の執るべき措置の指導
平常時から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図る。

○ 警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中の時	① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 ② 車両をおいて避難する時は、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
避難する時	第5節でいう「車両による避難」が認められた地区を除いては、避難のために車両を使用しないこと。

【市町村が実施する計画】

- (1) 市町村は、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。
- (2) 市町村は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

旧

第13節 交通対策

第1 基本方針

警戒宣言時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制等を実施する。
また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置をとる。
なお、県、公安委員会、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

第2 活動の内容

1 道路に関する事項

【県が実施する計画】（警察本部）

- (1) 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制する。
- (2) 強化地域への一般車両の流入は極力制限する。
- (3) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (4) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- (5) 高速自動車国道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。
- (6) 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行う。
- (7) 自動車運転者の執るべき措置の指導
平常時から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図る。

○ 警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中の時	① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 ② 車両をおいて避難する時は、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
避難する時	第5節でいう「車両による避難」が認められた地区を除いては、避難のために車両を使用しないこと。

【市町村が実施する計画】

- (1) 市町村は、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。
- (2) 市町村は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

【東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)が実施する計画】

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)は、その防災業務計画に定めるところにより、警戒宣言の対策を実施するものとする。

【路線バス会社が実施する計画】

- (1) 主要バスターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達するものとする。
- (2) 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難場所を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとるものとする。

2 鉄道に関する事項

【県が実施する計画】

県は、規制の結果生じる滞留旅客等の保護のために行う市町村等の活動について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整を行う。

【市町村が実施する計画】

市町村は、関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行うものとする。

【JR会社が実施する計画】

(1) 東海旅客鉄道(株)

ア 東海地震注意情報発表時の対応

- (ア) 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内するものとする。
- (イ) 東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
 - ・ 旅客列車は運転を継続するものとする。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止するものとする。
 - ・ 貨物列車は強化地域への進入を禁止するものとする。

イ 警戒宣言発令時の対応

- (ア) 警戒宣言が発せられたときは、旅客等にその情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運行状況について案内するものとする。
- (イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難場所へ避難させる等必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 警戒宣言発令後、列車の運転取扱いは次のとおり実施するものとする。
 - ・ 強化地域内への進入を禁止するものとする。
 - ・ 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車するものとする。
 - ・ 長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続するものとする。
 - ・ 強化地域外においては、坂下駅以北で折り返し可能な駅（南木曾駅）以北の運転を必要に応じ速度を制限して可能な限り確保するものとする。

(2) 東日本旅客鉄道(株)

ア 東海地震注意情報発表時の対応

- (ア) 東海地震注意情報が発表された場合は、旅客等に対して、警戒宣言時に列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止を勧めるものとする。
- なお、強化地域の境界付近を内方に向かって運転中の列車の旅客に対しては、状

【東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)が実施する計画】

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)は、その防災業務計画に定めるところにより、警戒宣言の対策を実施するものとする。

【路線バス会社が実施する計画】

- (1) 主要バスターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達するものとする。
- (2) 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとるものとする。

2 鉄道に関する事項

【県が実施する計画】

県は、規制の結果生じる滞留旅客等の保護のために行う市町村等の活動について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整を行う。

【市町村が実施する計画】

市町村は、関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行うものとする。

【JR会社が実施する計画】

(1) 東海旅客鉄道(株)

ア 東海地震注意情報発表時の対応

- (ア) 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内するものとする。
- (イ) 東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
 - ・ 旅客列車は運転を継続するものとする。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止するものとする。
 - ・ 貨物列車は強化地域への進入を禁止するものとする。

イ 警戒宣言発令時の対応

- (ア) 警戒宣言が発せられたときは、旅客等にその情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運行状況について案内するものとする。
- (イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 警戒宣言発令後、列車の運転取扱いは次のとおり実施するものとする。
 - ・ 強化地域内への進入を禁止するものとする。
 - ・ 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車するものとする。
 - ・ 長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続するものとする。
 - ・ 強化地域外においては、坂下駅以北で折り返し可能な駅（南木曾駅）以北の運転を必要に応じ速度を制限して可能な限り確保するものとする。

(2) 東日本旅客鉄道(株)

ア 東海地震注意情報発表時の対応

- (ア) 東海地震注意情報が発表された場合は、旅客等に対して、警戒宣言時に列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止を勧めるものとする。
- なお、強化地域の境界付近を内方に向かって運転中の列車の旅客に対しては、状

況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内するものとする。

- (イ) 東海地震注意情報が発表された場合は、次のとおり列車の運転規制手配を行うものとする。
- ・強化地域内を運転中、又は、強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として最寄りの貨物駅に抑止を行うが、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続するものとする。
 - ・強化地域内を旅行目的としない旅客を主に輸送する列車(夜行寝台列車等)は、原則として強化地域内への入り込みを規制するものとする。なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続するものとする。
 - ・強化地域及び隣接する地域においては、帰宅困難者や滞留旅客軽減のため必要により輸送力の増強を実施するものとする。

イ 警戒宣言発令時の対応

- (ア) 警戒宣言が発せられた場合は、予め定めた方法により列車の運転状況、旅客の待機状況等を適宜報道機関等に発表するものとする。
- (イ) 駅施設内の旅客及び停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内又は列車内に残留させる。ただし、列車の停車が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は地方自治体の定める避難場所へ旅客を避難させる。また、旅客に対し必要に応じ食事のあっ旋を行うものとする。
- (ウ) 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配を次のとおり行うものとする。
- ・強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制するものとする。
 - ・当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車させるものとする。
 - ・強化地域外においては、運行状況を勘案し、中央本線塩尻駅、小海線小海駅で速度を制限して折り返し運転を行うものとする。

況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内するものとする。

- (イ) 東海地震注意情報が発表された場合は、次のとおり列車の運転規制手配を行うものとする。
- ・強化地域内を運転中、又は、強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として最寄りの貨物駅に抑止を行うが、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続するものとする。
 - ・強化地域内を旅行目的としない旅客を主に輸送する列車(夜行寝台列車等)は、原則として強化地域内への入り込みを規制するものとする。なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続するものとする。
 - ・強化地域及び隣接する地域においては、帰宅困難者や滞留旅客軽減のため必要により輸送力の増強を実施するものとする。

イ 警戒宣言発令時の対応

- (ア) 警戒宣言が発せられた場合は、予め定めた方法により列車の運転状況、旅客の待機状況等を適宜報道機関等に発表するものとする。
- (イ) 駅施設内の旅客及び停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内又は列車内に残留させる。ただし、列車の停車が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は地方自治体の定める避難地へ旅客を避難させる。また、旅客に対し必要に応じ食事のあっ旋を行うものとする。
- (ウ) 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配を次のとおり行うものとする。
- ・強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制するものとする。
 - ・当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車させるものとする。
 - ・強化地域外においては、運行状況を勘案し、中央本線塩尻駅、小海線小海駅で速度を制限して折り返し運転を行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 計画作成の趣旨</p> <p>1 計画の目的 この計画は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に備え、対処するため、雲仙岳噴火災害、御嶽山噴火災害など過去の大規模な災害の経験を教訓に、社会構造の変化を踏まえ、県、市町村、公共機関、事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>2 計画の性格 この計画は、災害対策基本法第40条に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「火山災害対策編」として、大規模な火山災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。</p> <p>3 計画の推進及び修正 この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。 また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。</p> <p>4 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等 <u>長野県強靱化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。このため、地方公共団体及び地方指定公共機関は、長野県の国土強靱化に関する部分については、長野県強靱化計画の総合目標「多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく」を基本とし、基本目標である</u> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 人命の保護が最大限図られること</u> <u>2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること</u> <u>3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること</u> <u>4 必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること</u> <u>5 流通・経済活動が停滞しないこと</u> <u>6 二次的な被害を発生させないこと</u> <u>7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること</u> <u>を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 計画作成の趣旨</p> <p>1 計画の目的 この計画は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に備え、対処するため、雲仙岳噴火災害、御嶽山噴火災害など過去の大規模な災害の経験を教訓に、社会構造の変化を踏まえ、県、市町村、公共機関、事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>2 計画の性格 この計画は、災害対策基本法第40条に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「火山災害対策編」として、大規模な火山災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。</p> <p>3 計画の推進及び修正 この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。 また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。</p>

新	旧								
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 県 県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。</p> <p>2 市町村 市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関等 指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p> <p>5 火山防災協議会 <u>火山防災協議会は、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制の検討・整備を行う。</u></p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 長野県</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関の名称</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長野県</td> <td>(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他火山防災に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他火山防災に関すること。	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 県 県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。</p> <p>2 市町村 市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関等 指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 長野県</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関の名称</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長野県</td> <td>(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他火山防災に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他火山防災に関すること。
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱								
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他火山防災に関すること。								
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱								
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他火山防災に関すること。								

2 市町村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市町村	(1) 市町村防災会議、市町村警戒本部及び市町村災対本部に関する こと。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関する こと。 (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他防災に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関するこ と。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するこ と。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関するこ と。
(2) 関東財務局 (長野財務事務 所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。
(4) 関東農政局 (長野支局)	ア 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実 施又は指導に関すること。 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、 土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止 等の施設の整備に関すること。 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関するこ と。 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関するこ と。 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病 害虫の防除に関すること。 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関 すること。 ウ 復旧対策

2 市町村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市町村	(1) 市町村防災会議、市町村警戒本部及び市町村災対本部に関する こと。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関す ること。 (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他防災に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関するこ と。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するこ と。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関するこ と。
(2) 関東財務局 (長野財務事務 所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。
(4) 関東農政局 (長野地域センタ ー)	ア 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実 施又は指導に関すること。 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、 土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止 等の施設の整備に関すること。 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関するこ と。 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関するこ と。 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病 害虫の防除に関すること。 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関 すること。 ウ 復旧対策

	(ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。			(ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
(5) 中部森林管理局	ア 防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。		(5) 中部森林管理局	ア 防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。
(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ 被災中小企業の振興に関すること。		(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ 被災中小企業の振興に関すること。
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。		(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。		(8) 関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(9) 中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること。		(9) 中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること。
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。		(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
(11) 東京航空局 (東京空港事務所松本空港出張所)	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。		(11) 東京航空局 (東京空港事務所松本空港出張所)	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 火口付近の観測に関すること。 イ 噴火警報等の伝達、解説に関すること。 ウ 防災知識の普及に関すること。 エ 災害防止のための統計調査に関すること。		(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 火口付近の観測に関すること。 イ 噴火警報等の伝達、解説に関すること。 ウ 防災知識の普及に関すること。 エ 災害防止のため統計調査に関すること。
(13) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ <u>災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器の貸出</u> に関すること。		(13) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。
(14) 長野労働局	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。		(14) 長野労働局	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。
(15) 関東地方整備局、 北陸地方整備局、中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保		(15) 関東地方整備局、 北陸地方整備局、中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施

	<p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な 応急対策の実施</p>		<p>(エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な 応急対策の実施</p>
--	--	--	---

4 陸上自衛隊第13普通科連隊	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災時における急復旧活動に関すること。
5 指定公共機関	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株)信越支社	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) J R 会社	(東日本旅客鉄道(株)(長野支社)、東海旅客鉄道(株)(飯田支店)、西日本旅客鉄道(株)(金沢支社)) ア 鉄道施設の防災に関すること。 イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株)(関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)) ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(5) 日本銀行(松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。
(6) 日本赤十字社長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集に関すること。
(7) 国立病院機構(関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
(8) 日本放送協会(長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(9) 日本通運(株)(長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力にすること。
(10) 電力会社	(中部電力(株)、東京電力(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(11) 独立行政法人水資源機構(愛知用水総合事業部牧尾支所)	ダムの防災に関すること。
(12) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 上信越自動車道、長野自動車道(安曇野 I C ~ 更埴 J C T)、中部横断自動車道(佐久小諸 J C T ~ 小諸御影 T B)の防災に関すること。 (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷 J C T ~ 安曇野 I C)、安房峠道路の防災に関すること。
6 指定地方公共機関	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。

4 陸上自衛隊第13普通科連隊	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災時における急復旧活動に関すること。
5 指定公共機関	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株)信越支社	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) J R 会社	(東日本旅客鉄道(株)(長野支社)、東海旅客鉄道(株)(飯田支店)、西日本旅客鉄道(株)(金沢支社)) ア 鉄道施設の防災に関すること。 イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株)(関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)) ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(5) 日本銀行(松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。
(6) 日本赤十字社長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集に関すること。
(7) 国立病院機構(関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
(8) 日本放送協会(長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(9) 日本通運(株)(長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力にすること。
(10) 電力会社	(中部電力(株)、東京電力(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(11) 独立行政法人水資源機構(愛知用水総合事業部牧尾支所)	ダムの防災に関すること。
(12) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 上信越自動車道、長野自動車道(安曇野 I C ~ 更埴 J C T)、中部横断自動車道(佐久小諸 J C T ~ 小諸御影 T B)の防災に関すること。 (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷 J C T ~ 安曇野 I C)、安房峠道路の防災に関すること。
6 指定地方公共機関	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。

	イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。
(2) ガス会社	(松本ガス(株)、上田ガス(株)、諏訪瓦斯(株)、大町ガス(株)、信州ガス(株)、 帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(3) 鉄道会社	(長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に 関すること。
(4) 路線バス会社等	(長電バス(株)、アルピコ交通(株)、千曲バス(株)、信南交通(株)、伊那バス(株)、 おんたけ交通(株)、草軽交通(株)、(株)関電アメニックス、(公社)長野県バス 協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(5) 貨物自動車運送 事業者	((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関するこ と。
(6) 放送会社	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム 放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エル シーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジ ョン、須高ケーブルテレビ(株)) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(7) 長野県情報ネッ トワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(8) 医師会、歯科医 師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(9) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10) (一社)長野県L Pガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(11) (一社)長野県 建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(12) (社福)長野県 社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 農業協同組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ と。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。
(2) 森林組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ と。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3) 漁業協同組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ と。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
(4) 商工会、商工会	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ

	イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。
(2) ガス会社	(松本ガス(株)、上田ガス(株)、諏訪瓦斯(株)、大町ガス(株)、信州ガス(株)、 帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(3) 鉄道会社	(長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に 関すること。
(4) 路線バス会社等	(長電バス(株)、アルピコ交通(株)、千曲バス(株)、信南交通(株)、伊那バス(株)、 おんたけ交通(株)、草軽交通(株)、(株)関電アメニックス、(公社)長野県バス 協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(5) 貨物自動車運送 事業者	((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関するこ と。
(6) 放送会社	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム 放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エル シーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジ ョン、須高ケーブルテレビ(株)) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(7) 長野県情報ネッ トワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(8) 医師会、歯科医 師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(9) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10) (一社)長野県L Pガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(11) (一社)長野県 建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(12) (社福)長野県 社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 農業協同組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ と。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。
(2) 森林組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ と。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3) 漁業協同組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ と。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
(4) 商工会、商工会	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関するこ

議所等商工業関係団体	と。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(5) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(8) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(9) 危険物施設及び 高圧ガス施設の 管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(10) 青年団、婦人会 等	ア 県、市町村が行う災害応急対策の協力に関すること。

議所等商工業関係団体	と。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(5) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(8) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(9) 危険物施設及び 高圧ガス施設の 管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(10) 青年団、婦人会 等	ア 県、市町村が行う災害応急対策の協力に関すること。

8 その他

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
火山防災協議会	<p>ア <u>火山災害警戒区域毎の警戒避難体制の整備に関すること。</u></p> <p>(ア) <u>噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること。</u></p> <p>(イ) <u>影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること。</u></p> <p>(ウ) <u>噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること</u></p> <p>(エ) <u>避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制に関すること。</u></p> <p>(オ) <u>登山者や旅行者を想定した訓練の実施に関すること。</u></p> <p>(カ) <u>火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達される体制に関すること。</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第1 基本方針 県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等災害に強い県土を形成する。 総合的災害対策の推進等による火山災害に強いまちづくりを推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 火山災害に強い県土づくり</p> <p>(1) 現状及び課題 県内には、概ね過去1万年以内に噴火した火山、及び現在活発な噴気活動のある火山（活火山）が6つあり、火山災害による大きな被害が懸念されることから、火山災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替路を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。</p> <p>(ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。</p> <p>(エ) 火山災害に強い県土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。</p> <p>(オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設の安全性の確保等に努めるものとする。</p> <p>(エ) 火山災害に強い市町村土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。</p> <p>(オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。</p> <p>(カ) 一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第1 基本方針 県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等災害に強い県土を形成する。 総合的災害対策の推進等による火山災害に強いまちづくりを推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 火山災害に強い県土づくり</p> <p>(1) 現状及び課題 県内には、概ね過去1万年以内に噴火した火山、及び現在活発な噴気活動のある火山（活火山）が6つあり、火山災害による大きな被害が懸念されることから、火山災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替路を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。</p> <p>(ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。</p> <p>(エ) 火山災害に強い県土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。</p> <p>(オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設の安全性の確保等に努めるものとする。</p> <p>(エ) 火山災害に強い市町村土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。</p> <p>(オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。</p> <p>(カ) 一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。</p>

ウ【関係機関が実施する計画】（交通・通信施設管理機関）

基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

2 火山災害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により火山災害の及ぼす被害は多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 災害に強いまちの形成

- a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。
- b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。
- c 登山者や旅行者等火山を訪れる人々(以下「登山者等」という。)に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。
- d 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
- e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備の促進を図る。
- f 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(イ) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(エ) 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

(オ) 災害応急対策等への備え

ウ【関係機関が実施する計画】（交通・通信施設管理機関）

基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

2 火山災害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により火山災害の及ぼす被害は多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 災害に強いまちの形成

- a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。
- b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。
- c 登山者や旅行者等火山を訪れる人々(以下「登山者等」という。)に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。
- d ~~火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕、退避舎その他指定緊急避難場所となる退避施設の整備を推進する。~~
- e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備の促進を図る。
- f 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(イ) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(エ) 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

(オ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じる。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- f 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
- g 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。
- h 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

(カ) 火山災害警戒地域の指定

- a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が長野県にあった時は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を組織する。なお、県内の市町村が、火山災害警戒地域に含まれない火山防災協議会に任意に参加する場合は県も任意に火山防災協議会に参加することができる。
- b 火山災害警戒地域の指定あった場合は、県防災会議は、事前に火山防災協議会の意見を踏まえ、活動火山対策特別措置法第5条第1項に規定する事項を定めなければならない。

(キ) 避難施設緊急整備地域

内閣総理大臣が長野県内で火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生じる又は生じるおそれがある地域でその被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定したとき、県は国の基本指針に基づき、住民等の速やかな避難のための必要な施設を緊急に整備するための計画を作成する。
計画の作成にあたっては、関係市町村長の意見をあらかじめ聞くものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図るものとする。
- b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避

- a 次章以降に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じる。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- f 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
- g 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。
- h 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図るものとする。
- b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備の

難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努めるものとする。その際、各火山の特性を十分考慮するものとする。

- c 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする。
- d 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図るものとする。
- e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進するものとする。
- f 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- g 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- h 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。
- i 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。

(イ) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。

(オ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がある事に十分留意して災害応急対応を講じるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

推進に努めるものとする。その際、各火山の特性を十分考慮するものとする。

- c 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする。
- d ~~火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕、退避舎その他退避施設の整備を推進するものとする。~~
- e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進するものとする。
- f 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- g 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- h 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。
- i 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。

(イ) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。

(オ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がある事に十分留意して災害応急対応を講じるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、

- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
- e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

(カ) 火山災害警戒地域の指定

- a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が長野県にあった時は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための協議会を組織する。なお、火山災害警戒地域に含まれない市町村も、火山防災協議会に任意に参加できるものとする。
- b 火山災害警戒地域の指定あった場合は、市町村防災会議は、事前に火山防災協議会の意見を踏まえ、活動火山対策特別措置法第6条第1項に規定する事項を定めなければならない。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- b 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする。

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス、電気、電話等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(ウ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、火山災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
- e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

- e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- b 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする。

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス、電気、電話等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(ウ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
- e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

エ【火山防災協議会が実施する計画】

活火山対策特別措置法第4条に基づく火山防災協議会は、火山災害の特徴に応じた警戒避難体制を整備するため、関係する都道府県及び市町村が一堂に会し、かつ、火山現象について専門的知見を有する様々な者が参画して、「山単位」の警戒避難体制について下記事項の協議を行うものとする。

(ア) 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」

(イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」

(ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」

(エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制

(オ) 登山者や旅行者を想定した訓練の実施

(カ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に伝達される体制

(キ) 退避壕・退避舎等の整備の必要性についての検討

新	旧
<p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策</p> <p>第1 基本方針 火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 火山の異常を把握した際、<u>住民、登山者等</u>に対して行うわかりやすい情報提供及び情報伝達手段の体制強化を図る。 住民の避難誘導体制を整備する。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>住民、登山者等に対する情報の伝達体制の整備</u> 住民に対する情報の伝達体制の整備、噴火警報等の発表の基準、伝達の経路については、第3章第1節「災害直前活動」のとおりである。 県及び市町村は、気象台、市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、<u>登山者等及び山小屋駐在者、登山ガイド等、日頃から山と接している関係者</u>（以下「火山関係者」という）への情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図るものとする。 避難誘導体制の整備 県及び市町村は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。 【関係機関が実施する計画】 第11節「避難収容活動計画」参照 	<p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策</p> <p>第1 基本方針 火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 火山の異常を把握した際の住民に対する情報伝達体制を整備する。 住民の避難誘導体制を整備する。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 住民に対する情報の伝達体制の整備、噴火警報等の発表の基準、伝達の経路については、第3章第1節「災害直前活動」のとおりであるが、県及び市町村は、気象台、市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図るものとする。 避難誘導体制の整備 県及び市町村は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。 【関係機関が実施する計画】 第11節「避難収容活動計画」参照

新	旧
<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第1 基本方針 災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。 県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報が確実に伝達される通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努めわかりやすい情報提供、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図るとともにわかりやすい情報提供、関係機関の連携強化に努める。 2 県・市町村は、防災関連情報のデータベース化を図り、火山に関するハザードマップの作成や地理情報システムの構築に努める。 3 確実に情報が伝達されるよう情報伝達手段の多ルート化等を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。 また、火山に関する情報（以下「火山情報」という。）を一般の人々が行動に結び付けることができるよう分かりやすい内容にすることが必要である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 市町村と連携し、火山情報が確実に伝達できるよう、関係機関及び火山関係者との情報共有を図る。（危機管理部） (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行う。 (ウ) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。（第3章災害応急対策計画第2節災害情報の収集・連絡活動参照）（危機管理部） (エ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施する。（危機管理部） (オ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的運用を推進する。（警察本部） (カ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。（警察本部） (キ) 毎年防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。（危機管理部） (ク) 噴火及び泥流等の状況を把握するため、監視カメラ、雨量計等を設置する。（建設部） (ケ) <u>情報を一元的に収集・伝達する「防災情報システム」を構築する。（危機管理部）</u> (コ) <u>「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。（危機管理部）</u> (サ) <u>災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。（危機管理部）</u></p>	<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第1 基本方針 災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。 県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報が確実に伝達される通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努めわかりやすい情報提供、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図るとともにわかりやすい情報提供、関係機関の連携強化に努める。 2 県・市町村は、防災関連情報のデータベース化を図り、火山に関するハザードマップの作成や地理情報システムの構築に努める。 3 確実に情報が伝達されるよう情報伝達手段の多ルート化等を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。 また、火山に関する情報（以下「火山情報」という。）を一般の人々が行動に結び付けることができるよう分かりやすい内容にすることが必要である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 市町村と連携し、火山情報が確実に伝達できるよう、関係機関及び火山関係者との情報共有を図る。（危機管理部） (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行う。 (ウ) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。（第3章災害応急対策計画第2節災害情報の収集・連絡活動参照）（危機管理部） (エ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施する。（危機管理部） (オ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的運用を推進する。（警察本部） (カ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。（警察本部） (キ) 毎年防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。（危機管理部） (ク) 噴火及び泥流等の状況を把握するため、監視カメラ、雨量計等を設置する。（建設部） (ケ) <u>災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。（危機管理部）</u></p>

(シ) 噴火警報、噴火速報等（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）の火山防災情報を住民等に伝達する体制の整備に努める。

(ソ) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

(イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行うものとする。

(ウ) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

(エ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

(オ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。

(カ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究するものとする。

(キ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。

(ク) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進するものとする。

(ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

(コ) 噴火警報、噴火速報等（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）の火山防災情報を住民等に伝達する体制を整備するものとする。

(サ) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

ウ【気象庁が実施する計画】

(ア) 火山活動の状態をわかりやすく伝え、地方公共団体の的確な防災対応に資するよう、火山活動に応じて警戒が必要な範囲ととるべき防災対応を5段階に区分して発表する噴火警戒レベルの設定及び改善について火山防災協議会での検討を通じて進めると共に、噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準について、科学的知見に基づく精査を行ない、火山防災協議会と事前に調整、情報共有した上で公表する。

(イ) 火山活動の変化を観測した場合、臨時の発表であることを明記した火山の状況に関する解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表し、県等に伝達するものとする。また、火山活動が変化していることを理解できるよう分かりやすい説明を加えて発信するものとする。

(ウ) 気象庁、内閣府、県、市町村は、臨時の解説情報に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応、手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し定めておくものとする。

エ【防災関係機関が実施する計画】

(ア) 県及び市町村、関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

(イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

(イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行うものとする。

(ウ) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

(エ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

(オ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。

(カ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究するものとする。

(キ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進するものとする。

(ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【防災関係機関が実施する計画】

(ア) 県及び市町村、関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

(イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を

行うものとする。

- (ウ) 火山情報を地元の関係者や一般の人々が行動に結びつけることができるよう情報提供に努めるものとする。(長野地方気象台)
- (エ) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (オ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (カ) 火山防災協議会において、噴火警戒レベルの引き下げの考え方についてあらかじめ検討し、関係機関で共有する。
- (キ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において整備するものとする。

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図るとともに、火山専門家を火山防災協議会等の構成員として参画させるなど、専門家の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

3 通信手段の強化

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

また、火山情報の伝達は、火山周辺の情報インフラが必ずしも充実しているとは限らないため、特に登山者等への伝達を確実にするため、伝達手段の多重化が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築する。(危機管理部)
- (ウ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MC A移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)
- (オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。

行うものとする。

- (ウ) 火山情報を地元の関係者や一般の人々が行動に結びつけることができるよう情報提供に努めるものとする。(長野地方気象台)
- (エ) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (オ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (カ) 火山防災協議会において、噴火警戒レベルの引き下げの考え方についてあらかじめ検討し、関係機関で共有する。

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図るとともに、火山専門家を火山防災協議会等の構成員として参画させるなど、専門家の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

3 通信手段の強化

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

また、火山情報の伝達は、火山周辺の情報インフラが必ずしも充実しているとは限らないため、特に登山者等への伝達を確実にするため、伝達手段の多重化が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築する。(危機管理部)
- (ウ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MC A移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)
- (オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある

- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努めるものとする。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- (エ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。
- (オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

- 堅固な場所への設置するよう努めるものとする。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- (エ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。
- (オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図るとともに、火山近隣地域の火山防災協議会の総合調整を行う。 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(1) 現状及び課題 災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 災害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。 (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。 また、必要に応じ見直しを行う。（詳細は第3章第3節 非常参集職員の活動に掲載） (ウ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法を検討する。 (エ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の火山専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。 (カ) 過去の災害対応を検証し、必要に応じて体制の見直しを図る。また体制の見直しについては、訓練等を通じP D C Aサイクルの観点から改善を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。 その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。 また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。 (イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。 (ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外</p>	<p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図るとともに、火山近隣地域の火山防災協議会の総合調整を行う。 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(1) 現状及び課題 災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 災害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。 (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。 また、必要に応じ見直しを行う。（詳細は第3章第3節 非常参集職員の活動に掲載） (ウ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法を検討する。 (エ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の火山専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。 (カ) 過去の災害対応を検証し、必要に応じて体制の見直しを図る。また体制の見直しについては、訓練等を通じP D C Aサイクルの観点から改善を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。 その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。 また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。 (イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。 (ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外</p>

部の火山専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。
その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。
また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。
- (イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

住民生活に様々な被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。
現在、県、市町村にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県防災会議
災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。
防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員、専門委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。
組織内の部会として地震対策部会、火山対策部会等を有する。
- (イ) 地震対策部会
災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に地震対策部会を設置し、地域防災計画における地震対策の具体的樹立を行う。
- (ウ) 火山対策部会
災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に火山対策部会を設置し、地域防災計画における火山対策の具体的樹立を行う。
- (エ) 火山防災協議会
「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。
 - a 御嶽山火山防災協議会
御嶽山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、御嶽山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。
 - b 浅間山火山防災協議会
浅間山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、浅間山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。
 - c 焼岳火山防災協議会
焼岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対

部の火山専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。
その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。
また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。
- (イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

住民生活に様々な被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。
現在、県、市町村にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県防災会議
災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。
防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員、専門委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。
組織内の部会として地震対策部会、火山対策部会等を有する。
- (イ) 地震対策部会
災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に地震対策部会を設置し、地域防災計画における地震対策の具体的樹立を行う。
- (ウ) 火山対策部会
災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に火山対策部会を設置し、地域防災計画における火山対策の具体的樹立を行う。
- (エ) 火山防災協議会
国、市町村、公共機関、火山専門家等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会を設置するなど体制の整備を行う。
 - a 御嶽山火山防災協議会
御嶽山を取り巻く関係市町村及び関係機関の連携を確立し、平常時からの御嶽山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行う。
 - b 浅間山火山防災協議会
浅間山を取り巻く市町村及び関係機関及び火山専門家と、浅間山の火山災害に備えるため平時から情報の共有化を図るとともに、浅間山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究、噴出時の避難について共同で検討を行う。
また必要に応じて、検討事項に応じたコアグループ会議を設置する。
 - c 焼岳火山噴火対策協議会
焼岳を取り巻く市町村及び関係機関及び火山専門家と、火山噴火における的確な初動対応および地域住民の防災意識の向上に資するため、焼岳における火山

策の特殊性を踏まえ、焼岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

- d 新潟焼山火山防災協議会
新潟焼山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、新潟焼山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。
- e 弥陀ヶ原火山防災協議会
弥陀ヶ原周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、弥陀ヶ原の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。
- f 乗鞍岳火山防災協議会
乗鞍岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、乗鞍岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。
- g 草津白根山火山防災協議会
草津白根山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、草津白根山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 災害対策基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

(イ) 火山防災協議会

「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行うものとする。

- a 御嶽山火山防災協議会
御嶽山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、御嶽山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。
- b 浅間山火山防災協議会
浅間山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、浅間山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。
- c 焼岳火山防災協議会
焼岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、焼岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。
- d 新潟焼山火山防災協議会
新潟焼山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、新潟焼山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。
- e 弥陀ヶ原火山防災協議会
弥陀ヶ原周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、弥陀ヶ原の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。
- f 乗鞍岳火山防災協議会
乗鞍岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災

~~活動ならびに火山防災対策に関する情報交換・対策検討を行う。~~

- d 新潟焼山火山防災協議会
新潟焼山を取り巻く関係市町村並びに関係機関との連携を確立し、平常時から新潟焼山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上を図る。
~~また、新潟焼山の特性を考慮した複数の噴火シナリオを作成するとともに、必要に応じて避難計画を策定する。~~
- e 弥陀ヶ原火山防災協議会
弥陀ヶ原を取り巻く関係市町村並びに関係機関との連携を確立し、平常時から弥陀ヶ原の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上を図る。
- f 乗鞍岳火山噴火対策連絡会議
乗鞍岳における火山防災対策に関する検討のため、会員が情報共有、連絡調整を図る。

イ【市町村が実施する計画】

~~(ア) 災害対策基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。~~

~~(イ) 御嶽山火山防災協議会~~

~~御嶽山を取り巻く関係市町村及び関係機関の連携を確立し、平常時からの御嶽山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うものとする。~~

~~(ウ) 浅間山火山防災協議会~~

~~浅間山を取り巻く市町村及び関係機関及び火山専門家と、浅間山の火山災害に備えるため、平時から情報の共有化を図るとともに、浅間山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究、噴出時の避難について共同で検討を行うものとする。~~

~~(エ) 焼岳火山噴火対策協議会~~

~~焼岳を取り巻く市町村が県及び関係機関及び火山専門家と、火山噴火における的確な初動対応および地域住民の防災意識の向上に資するため、焼岳における火山活動ならびに火山防災対策に関する情報交換・対策検討を行うものとする。~~

~~(オ) 新潟焼山火山防災協議会~~

~~新潟焼山を取り巻く県及び関係機関との連携を確立し、平常時から新潟焼山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上を図るものとする。~~

~~また、新潟焼山の特性を考慮した複数の噴火シナリオを作成するとともに、避難計画を策定するものとする。~~

~~(カ) 弥陀ヶ原火山防災協議会~~

~~弥陀ヶ原を取り巻く関係市町村並びに関係機関との連携を確立し、平常時から弥陀ヶ原の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上を図るものとする。~~

~~(キ) 乗鞍岳火山噴火対策連絡会議~~

~~乗鞍岳における火山防災対策に関する検討のため、会員が情報共有、連絡調整を図るものとする。~~

対策の特殊性を踏まえ、乗鞍岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

g 草津白根山火山防災協議会

草津白根山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、草津白根山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

(イ) 火山防災協議会

「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行うものとする。

a 御嶽山火山防災協議会

御嶽山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、御嶽山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

b 浅間山火山防災協議会

浅間山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、浅間山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

c 焼岳火山防災協議会

焼岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、焼岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

d 新潟焼山火山防災協議会

新潟焼山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、新潟焼山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

e 弥陀ヶ原火山防災協議会

弥陀ヶ原周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、弥陀ヶ原の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

f 乗鞍岳火山防災協議会

乗鞍岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、乗鞍岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

g 草津白根山火山防災協議会

草津白根山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、草津白根山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行うものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

(イ) 御嶽山火山防災協議会

御嶽山を取り巻く関係市町村及び関係機関の連携を確立し、平常時からの御嶽山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うものとする。

(ウ) 浅間山火山防災協議会

浅間山を取り巻く市町村及び関係機関及び火山専門家と、浅間山の火山災害に備えるため、平時から情報の共有化を図るとともに、浅間山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究、噴出時の避難について共同で検討を行うものとする。

(エ) 焼岳火山噴火対策協議会

焼岳を取り巻く関係機関が県及び市町村と、火山噴火における的確な初動対応および地域住民の防災意識の向上に資するため、焼岳における火山活動ならびに火山防災対策に関する情報交換・対策検討を行うものとする。

(オ) 新潟焼山火山防災協議会

新潟焼山を取り巻く県及び市町村との連携を確立し、平常時から新潟焼山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上を図るものとする。

また、新潟焼山の特性を考慮した複数の噴火シナリオを作成するとともに、必要に応じて避難計画を策定するものとする。

(カ) 弥陀ヶ原火山防災協議会

弥陀ヶ原を取り巻く関係市町村並びに関係機関との連携を確立し、平常時から弥陀ヶ原の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上を図るものとする。

(キ) 乗鞍岳火山噴火対策連絡会議

乗鞍岳における防災対策に関する検討のため、会員が情報共有、連絡調整を図る。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険個所を把握し、補強等を実施する。(総務部)

(イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室(防災センター)及び県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。(危機管理部、総務部、警察本部)

(ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設、合同現地対策本部としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。(危機管理部、総務部)

(エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)

(オ) 警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。

(イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【県(危機管理部)、市町村及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険個所を把握し、補強等を実施する。(総務部)

(イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室(防災センター)及び県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。(危機管理部、総務部、警察本部)

(ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設、合同現地対策本部としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。(危機管理部、総務部)

(エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)

(オ) 警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。

(イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【県(危機管理部)、市町村及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ【市町村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ【市町村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1カ所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 平成27年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車29台、救急自動車118台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.2%、救急自動車98.3%である。 これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、警察本部) (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。 (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。 (ウ) 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備を推進する。(危機管理部) (エ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言する。 (オ) 警察本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助</p>	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1カ所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 平成26年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車29台、救急自動車144台(うち高規格救急自動車119台)であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車83.8%[※]、救急自動車98.3%[※]である。(※÷H24.4.1現在) これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、警察本部) (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。 (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。 (ウ) 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備を推進する。(危機管理部) (エ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言する。</p>

隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。

- a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
- b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) aに掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材
 - (e) 火山における捜索、救助活動に必要となる資機材（火山ガス検知器、防毒マスクその他救助用機材）の配備に努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。
- (イ) 火山における捜索、救助活動に必要となる資機材（火山ガス検知器、防毒マスクその他救助用機材）の配備に努めるものとする。
- (ウ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。
- (エ) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。（日本赤十字社）
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。（日本赤十字社）
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。（自衛隊）

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等66品目を県下13箇所に、衛生材料29品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。また、日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液につ

(オ) 警察本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。

- a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
- b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) aに掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材
 - (e) 火山における捜索、救助活動に必要となる資機材（火山ガス検知器、防毒マスクその他救助用機材）の配備に努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。
- (イ) 火山における捜索、救助活動に必要となる資機材（火山ガス検知器、防毒マスクその他救助用機材）の配備に努めるものとする。
- (ウ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。
- (エ) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。（日本赤十字社）
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。（日本赤十字社）
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。（自衛隊）

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等66品目を県下13箇所に、衛生材料29品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。また、日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

いては、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の災害に対する安全性の確保等が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県における備蓄医薬品等について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。(健康福祉部)
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。(健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。
また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図るものとする。
また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - a 各事業者の備蓄・在庫状況が常時把握できるシステムの構築に努めるものとする。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。
 - c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の災害に対する安全性の確保等が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県における備蓄医薬品等について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。(健康福祉部)
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。(健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。
また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図るものとする。
また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - a 各事業者の備蓄・在庫状況が常時把握できるシステムの構築に努めるものとする。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。
 - c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図る

規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点となる適当な場所を選定し、災害拠点病院への傷病者の搬送を行うための体制整備に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(健康福祉部)

(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)による支援体制を確保する。

また、災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備、充実を図る。

(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。

(ウ) 災害拠点病院への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な場所を選定しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

(イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

(ウ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、傷病者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保

とともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、広域搬送拠点となる適当な場所を選定し、災害拠点病院への傷病者の搬送を行うための体制整備に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(健康福祉部)

(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)による支援体制を確保する。

また、災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備、充実を図る。

(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。

(ウ) 災害拠点病院への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な場所を選定しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

(イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

(ウ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、傷病者の受入状況、医療スタッフ

- するための整備を図る。(危機管理部、健康福祉部)
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)
 - (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)
 - (エ) 市町村において、集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を助言する。(危機管理部)
 - (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)
 - (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

の状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保するための整備を図る。(危機管理部、健康福祉部)

- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)
- (エ) 市町村において、集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を助言する。(危機管理部)
- (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第11節 避難受入れ活動計画</p> <p>第1 基本方針 災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客、（以下「帰宅困難者等」という。）、登山者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等、登山者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。 2 安全な指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題 激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。 また、特に火山災害予想区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】 県及び市町村は、火山防災協議会等における検討を通じた火山災害予想区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。（県有施設管理部局） 県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）</p> <p>(イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。（健康福祉部、県民文化部）</p> <p>(ウ) 帰宅困難者等や登山者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難収容活動計画</p> <p>第1 基本方針 災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客、（以下「帰宅困難者等」という。）、登山者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等、登山者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。 2 安全な指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題 激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。 また、特に火山災害予想区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】 県及び市町村は、火山防災協議会等における検討を通じた火山災害予想区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。（県有施設管理部局） 県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）</p> <p>(イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。（健康福祉部、県民文化部）</p> <p>(ウ) 帰宅困難者等や登山者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避</p>

難計画を策定するとともに、帰宅困難者等や登山者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。(危機管理部)

- (エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)
- (オ) 市町村が策定する避難計画について、市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者、帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (エ) 市町村及び関係機関と連携し、登山者等に最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。(危機管理部)
- (カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。(警察本部)
- (キ) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)

ウ【市町村が実施する計画】

- (ア) 避難計画の作成
 - 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。
 - a 避難指示、避難勧告の具体的な発令基準及び伝達方法
 - b 避難準備情報を伝達する基準及び伝達方法
(避難準備情報については風水害対策編第3章第12節を参照)
 - c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
 - e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
 - f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
 - g 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難受入れ中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
 - h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導

難計画を策定するとともに、帰宅困難者等や登山者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。(危機管理部)

- (エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)
- (オ) 市町村が策定する避難計画について、市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者、帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (エ) 市町村及び関係機関と連携し、登山者等に最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。(危機管理部)
- (カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。(警察本部)
- (キ) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)

ウ【市町村が実施する計画】

- (ア) 避難計画の作成
 - 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。
 - a 避難指示、避難勧告の具体的な発令基準及び伝達方法
 - b 避難準備情報を伝達する基準及び伝達方法
(避難準備情報については風水害対策編第3章第12節を参照)
 - c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
 - e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
 - f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
 - g 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難収容中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
 - h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導

○防災訓練等
 (b) 災害時における広報
 ○広報車による周知
 ○避難誘導員による現地広報
 ○住民組織を通じた広報
 なお市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
 また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措施をとるべきことにも留意するものとする。

(イ) 避難行動要支援者対策
 市町村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(ウ) 帰宅困難者等対策
 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(エ) 登山者等対策
 県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市町村の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。(全機関)
 (イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。(全機関)
 (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化、避難体制の確立を図るものとする。
 (エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から避難勧告又は指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。
 (オ) 県及び市町村、関係機関と連携し、登山者等に最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
 a 家の中でどこが一番安全か。
 b 救急医薬品や火気などの点検
 c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 d 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路はどこにあるか。
 e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 g 昼の場合、夜の場合での家族の分担。

○防災訓練等
 (b) 災害時における広報
 ○広報車による周知
 ○避難誘導員による現地広報
 ○住民組織を通じた広報
 なお市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
 また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措施をとるべきことにも留意するものとする。

(イ) 避難行動要支援者対策
 市町村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(ウ) 帰宅困難者等対策
 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(エ) 登山者等対策
 県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市町村の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。(全機関)
 (イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。(全機関)
 (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化、避難体制の確立を図るものとする。
 (エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から避難勧告又は指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。
 (オ) 県及び市町村、関係機関と連携し、登山者等に最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
 a 家の中でどこが一番安全か。
 b 救急医薬品や火気などの点検
 c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 d 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路はどこにあるか。
 e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 g 昼の場合、夜の場合での家族の分担。

- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、マスク等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。(県有施設管理部局)
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。(県有施設管理部局)
- (ウ) 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。(危機管理部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。
なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。
- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。
なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。
- (ウ) 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
- (エ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (オ) 緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (カ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法につ

- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、マスク等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。(県有施設管理部局)
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。(県有施設管理部局)
- (ウ) ~~火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕、退避舎その他指定緊急避難場所となる退避施設の整備を推進する。~~(危機管理部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。
なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。
- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。
なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。
- (ウ) ~~火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕、退避舎その他指定緊急避難場所となる退避施設の整備に努めるものとする。~~
- (エ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (オ) 緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (カ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法につ

いてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理局)

- (ア) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。
- (ウ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (イ) 市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (エ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (オ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- (カ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

いてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理局)

- (ア) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。
- (ウ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (イ) 市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (エ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (オ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- (カ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

- (キ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布、マスク等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。
- (ク) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (ケ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (コ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (サ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (シ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。
- (ス) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (セ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。
このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び、(一社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

- (キ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布、マスク等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。
- (ク) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (ケ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (コ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (サ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (シ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。
- (ス) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (セ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。
このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び、(一社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

火山の噴火等により災害が発生するおそれのある地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。

(ア) 防災計画（教育委員会）

- a 学校長は、火山災害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成に当たっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 火山災害対策等に係わる防災組織の編成
 - (b) 火山災害対策等に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引渡方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で火山災害等にあった場合の避難方法

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

火山の噴火等により災害が発生するおそれのある地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。

(ア) 防災計画（教育委員会）

- a 学校長は、火山災害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成に当たっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 火山災害対策等に係わる防災組織の編成
 - (b) 火山災害対策等に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引渡方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で火山災害等にあった場合の避難方法

<p>(i) 児童生徒等の救護方法 (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法 (k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法 (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等） (m) 防災訓練の回数、時期、方法 (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施 (o) 火山災害時等における応急教育に関する事項 (p) その他、学校長が必要とする事項</p> <p>(イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会） 学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。</p> <p>a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が火山噴火等の衝撃によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。</p> <p>b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。</p> <p>c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。</p> <p>(ウ) 防火管理（教育委員会） 火山災害等での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。</p> <p>a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。</p> <p>b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。</p> <p>(エ) 避難誘導（教育委員会）</p> <p>a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。</p> <p>b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。</p> <p>(a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする</p> <p>(オ) 私立学校に対する指導（県民文化部） 私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。</p> <p>イ【市町村（教育委員会）が実施する計画】 県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。</p>	<p>(i) 児童生徒等の救護方法 (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法 (k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法 (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等） (m) 防災訓練の回数、時期、方法 (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施 (o) 火山災害時等における応急教育に関する事項 (p) その他、学校長が必要とする事項</p> <p>(イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会） 学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。</p> <p>a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が火山噴火等の衝撃によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。</p> <p>b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。</p> <p>c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。</p> <p>(ウ) 防火管理（教育委員会） 火山災害等での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。</p> <p>a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。</p> <p>b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。</p> <p>(エ) 避難誘導（教育委員会）</p> <p>a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。</p> <p>b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。</p> <p>(a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする</p> <p>(オ) 私立学校に対する指導（県民文化部） 私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。</p> <p>イ【市町村（教育委員会）が実施する計画】 県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。</p>
---	---

新	旧
<p style="text-align: center;">第18節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。 火山が爆発した場合には、火山性地震及び溶岩・噴石により、製造所又は供給所の施設若しくは導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の高耐震化を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。 災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。 二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造供給施設及び導管については、災害に耐えられるものとするとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。 2 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害発生時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害発生時の対応を迅速に行う。 3 二次災害を防止するため消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題 製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス取締法、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計基準に準拠して災害に配慮している。 緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。 以前設置した導管の中には、材料・接合方法が災害に耐える力の弱いものがあり、取り替える必要がある。また、バックアップとしての導管の複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割(ブロック化)を推進している。 さらに、将来的には、ライフラインを確保するための共同溝設置の研究が必要である。 需要家の安全対策として、震度5強以上の火山性地震に自動的にガスを遮断するマイコンメータの全戸設置を推進している。 情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。 都市ガス事業者にあつては、製造施設、供給施設及び導管の火山性地震による被害を発生直後の確に判断する手段として、建築物の被害と相関のある数値(SI値又は最大速度値)を表示する地震計を設置している。</p> <p>(2) 実施計画 【都市ガス事業者が実施する計画】 共通事項 ア 橋に添架されている等露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検の実施 イ マイコンメータの全戸設置</p>	<p style="text-align: center;">第18節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。 火山が爆発した場合には、火山性地震及び溶岩・噴石により、製造所又は供給所の施設若しくは導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の高耐震化を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。 災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。 二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造供給施設及び導管については、災害に耐えられるものとするとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。 2 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害発生時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害発生時の対応を迅速に行う。 3 二次災害を防止するため消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題 製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス取締法、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計基準に準拠して災害に配慮している。 緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。 以前設置した導管の中には、材料・接合方法が災害に耐える力の弱いものがあり、取り替える必要がある。また、バックアップとしての導管の複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割(ブロック化)を推進している。 さらに、将来的には、ライフラインを確保するための共同溝設置の研究が必要である。 需要家の安全対策として、震度5強以上の火山性地震に自動的にガスを遮断するマイコンメータの全戸設置を推進している。 情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。 都市ガス事業者にあつては、製造施設、供給施設及び導管の火山性地震による被害を発生直後の確に判断する手段として、建築物の被害と相関のある数値(SI値又は最大速度値)を表示する地震計を設置している。</p> <p>(2) 実施計画 【都市ガス事業者が実施する計画】 共通事項 ア 橋に添架されている等露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検の実施 イ マイコンメータの全戸設置</p>

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

災害発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

休日・夜間の災害に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、震度5強以上の火山性地震が発生した場合は、職員は連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して、災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行う。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏洩による火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。

また、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

ウ【都市ガス事業者が実施する計画】

(ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地方事務所・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておくものとする。

(イ) 都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

- a (一社) 日本ガス協会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
- b (一社) 日本ガス協会関東中央部会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
「帝石パイプライン事故対策要領」
- c 長野県ガス協会
「会員相互の保安の確保の為の相互援助協定書」

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

災害発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

休日・夜間の災害に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、震度5強以上の火山性地震が発生した場合は、職員は連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して、災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行う。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏洩による火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。

また、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

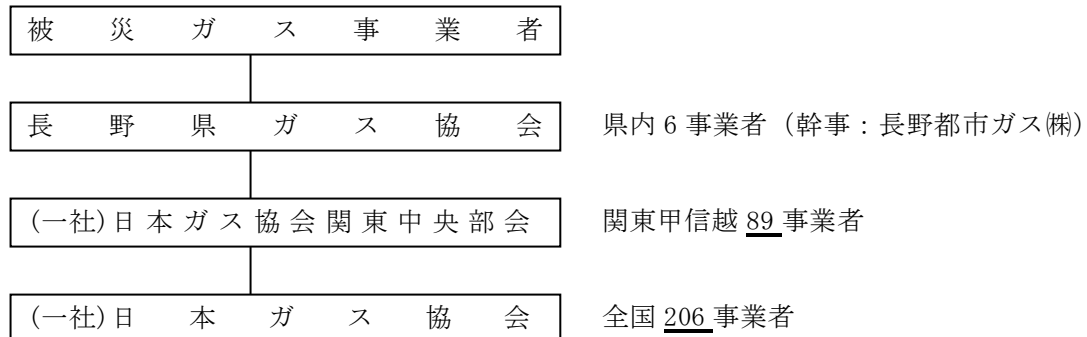
ウ【都市ガス事業者が実施する計画】

(ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地方事務所・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておくものとする。

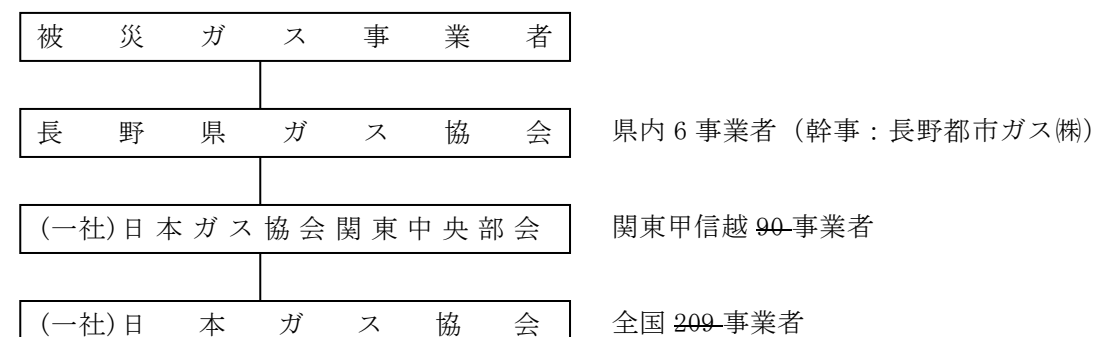
(イ) 都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

- a (一社) 日本ガス協会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
- b (一社) 日本ガス協会関東中央部会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
「東京パイプライン事故対策要領」
- c 長野県ガス協会
「会員相互の保安の確保の為の相互援助協定書」

都市ガス事業者応援系統図



都市ガス事業者応援系統図



新	旧
<p style="text-align: center;">第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下水道施設等の建設に当たっては、各火山が持つ固有の活動特性に応じ、施設の位置等について検討しなければならない。 下水道等管理者等は、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、<u>施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</u></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 2 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。 <u>3 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。</u> <u>4 管渠及び処理場施設等の系統の多重化を図る。</u> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 現状及び課題 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。 また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 【県（環境部）及び市町村が実施する計画】 ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定するものとする。 イ <u>業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。</u> ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、<u>関係団体等との協力体制を確立するものとする。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。</u></p> <p>2 緊急用・復旧用資機材の計画的な確保</p> <p>(1) 現状及び課題 被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 【県（環境部）及び市町村が実施する計画】 発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下水道施設等の建設に当たっては、各火山が持つ固有の活動特性に応じ、施設の位置等について検討しなければならない。 下水道等管理者は、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 2 緊急用・復旧用資材の計画的な確保に努める。 3 系統の多重化を図る。 4 下水道施設台帳等の整備・拡充を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 現状及び課題 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。 また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である。</p> <p>(2) 実施計画 【県（環境部）及び市町村が実施する計画】 ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定するものとする。 イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。 ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立するものとする。</p> <p>2 緊急用・復旧用資材の計画的な確保</p> <p>(1) 現状及び課題 被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 【県（環境部）及び市町村が実施する計画】 発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄するものとする。</p>

3 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備、充実

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。

下水道施設等が火山災害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

下水道台帳等の適切な調製・保管に努めるものとする。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備するものとする。

4 管渠及び処理場施設等の系統の多重化

(1) 現状及び課題

火山災害のように、復旧までに長期の期間を要する災害では、下水道施設等が被災した場合には、応急的な復旧のみでは対応に限界がある。

このため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

3 系統の多重化

(1) 現状及び課題

火山災害のように、~~復旧までに長期の期間を要する災害では、~~被災した場合には、~~応急的な復旧のみでは対応に限界があり、~~このため、~~火山災害を想定した場合には、~~系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めることが必要となる。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

4 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備、拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。

下水道施設等が火山災害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳等から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

下水道台帳等の適切な調製・保管に努めるものとする。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置をとる。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。 2 県は通信施設の耐震対策、災害に強い通信手段の整備および災害情報収集処理システムの整備を図る。 3 市町村は通信施設の耐震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。 4 電気通信事業者は通信施設の耐震・停電対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。 5 放送機関は通信施設の耐震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。 6 警察機関は通信機器の耐震対策、情報収集体制の強化を図る。 7 通信ケーブルの地中化を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(1) 現状および課題 災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。 <u>また、火山周辺の登山者等に防災情報を伝達するため、携帯電話の不感地域の解消を図ることが必要である。</u></p> <p>(2) 実施計画 各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。 また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。<u>この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</u></p> <p>2 県防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題 県と市町村および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。 電源の供給路が絶たれた場合の対策として各無線局には、非常用電源装置（発動発電）を設置している。</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置をとる。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。 2 県は通信施設の耐震対策、災害に強い通信手段の整備および災害情報収集処理システムの整備を図る。 3 市町村は通信施設の耐震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。 4 電気通信事業者は通信施設の耐震・停電対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。 5 放送機関は通信施設の耐震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。 6 警察機関は通信機器の耐震対策、情報収集体制の強化を図る。 7 通信ケーブルの地中化を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(1) 現状および課題 災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。</p> <p>(2) 実施計画 各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。 また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。</p> <p>2 県防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題 県と市町村および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。 電源の供給路が絶たれた場合の対策として各無線局には、非常用電源装置（発動発電）を設置している。</p> <p>(2) 実施計画</p>

【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、建設部）

- ア 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。（危機管理部、総務部、建設部）
- イ 端末系の途絶を防止するため、通信衛星を使った通信設備の整備を行う。（危機管理部）
- ウ 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。（危機管理部、建設部）
- エ 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。（危機管理部、建設部）
- オ 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。（危機管理部、総務部、建設部）
- カ 通信機器の作動状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。（危機管理部、総務部、建設部）

3 市町村防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成25年度末現在次のとおりである。

方式別	平成25年度末市町村数
同報系（一斉通報）	66（85.7%）
移動系（移動局）	69（89.6%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図るものとする。また、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。

4 電気通信施設災害予防

(1) 現状および課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

更に、火山周辺地域については、携帯電話の不感地域の解消に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、建設部）

- ア 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。（危機管理部、総務部、建設部）
- イ 端末系の途絶を防止するため、通信衛星を使った通信設備の整備を行う。（危機管理部）
- ウ 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。（危機管理部、建設部）
- エ 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。（危機管理部、建設部）
- オ 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。（危機管理部、総務部、建設部）
- カ 通信機器の作動状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。（危機管理部、総務部、建設部）

3 市町村防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成25年度末現在次のとおりである。

方式別	平成25年度末市町村数
同報系（一斉通報）	66（85.7%）
移動系（移動局）	69（89.6%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を図るものとする。また、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。

4 電気通信施設災害予防

(1) 現状および課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)が実施する計画】

通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など電気通信設備の安全信頼性強化及び火山周辺の携帯電話の不感地域の解消に向けた取組を推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて、電気通信設備とその付帯設備には必要な耐水、耐風及び耐雪を行うとともに、下記の施策を逐次実施するものとする。

- (ア) 被災状況の早期把握
県及び市町村防災機関等との情報連絡の強化を図る。
- (イ) 通信システムの高信頼化
 - a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
 - b 主要な交換機を分散設置する。
 - c 通信ケーブルの地中化を推進する。
 - d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

5 放送施設災害予防

(1) 現状および課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

火山災害等に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送(株)

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

- (ア) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。
- (イ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ (株)長野放送

火山等の災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

- (ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。（放送装置の現用予備2台化等）
- (イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。
- (ウ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ (株)テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

- (ア) 電源設備について
演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。
- (イ) 非常災害対策訓練の実施
災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送(株)

ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)が実施する計画】

通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて、電気通信設備とその付帯設備には必要な耐水、耐風及び耐雪を行うとともに、下記の施策を逐次実施するものとする。

- (ア) 被災状況の早期把握
県及び市町村防災機関等との情報連絡の強化を図る。
- (イ) 通信システムの高信頼化
 - a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
 - b 主要な交換機を分散設置する。
 - c 通信ケーブルの地中化を推進する。
 - d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

5 放送施設災害予防

(1) 現状および課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

火山災害等に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送(株)

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

- (ア) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。
- (イ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ (株)長野放送

火山等の災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

- (ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。（放送装置の現用予備2台化等）
- (イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。
- (ウ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ (株)テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

- (ア) 電源設備について
演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。
- (イ) 非常災害対策訓練の実施
災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送(株)

火山災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非

火山災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

- (ア) 電源設備について
自家発電および無停電設備により停電時に備えている。
- (イ) 放送設備について
災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送㈱
非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 予備放送設備の整備
- (イ) CS衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保
- (ウ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

平常時に実施する災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の転倒防止等の対策、非常電源設備の充実を推進するものとする。

イ【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの対策を行うものとする。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図るものとする。

ウ【㈱長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行うものとする。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行うものとする。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努めるものとする。

エ【㈱テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させるものとする。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送㈱が実施する計画】

- 放送回線・通信回線の拡充を図るものとする。
- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加
 - (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施
 - (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

- (ア) STL送信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行うものとする。
- (イ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行うものとする。
- (ウ) 演奏所電源系改修を行うものとする。
- (エ) STL非常回線の設置を検討するものとする。

常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

- (ア) 電源設備について
自家発電および無停電設備により停電時に備えている。
- (イ) 放送設備について
災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送㈱
非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 予備放送設備の整備
- (イ) CS衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保
- (ウ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

平常時に実施する災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の転倒防止等の対策、非常電源設備の充実を推進するものとする。

イ【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの対策を行うものとする。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図るものとする。

ウ【㈱長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行うものとする。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行うものとする。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努めるものとする。

エ【㈱テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させるものとする。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送㈱が実施する計画】

- 放送回線・通信回線の拡充を図るものとする。
- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加
 - (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施
 - (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

- (ア) STL送信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行うものとする。
- (イ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行うものとする。
- (ウ) 演奏所電源系改修を行うものとする。
- (エ) STL非常回線の設置を検討するものとする。
- (オ) 非常用送信機設置等の実施

(オ) 非常用送信機設置等の実施

6 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

警察通信施設では、横手山（草津白根山）、白骨（焼岳）の無線中継所が対象となるが、主要無線中継所である横手山については、無線多重回線の2ルート化（美ヶ原経由）を完了している。また、今後整備される無線中継所については、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っていく。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

- ア 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの整備を行う。
- イ 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信固定局の整備を行う。
- ウ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

7 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、火災等により焼失するおそれがある。このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】（建設部、市町村、地方整備局）

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備をおこない、通信ケーブルの地中化の推進を図るものとする。
事業者等と調整のついた箇所より共同溝の整備をおこない、地中化の実施を図るものとする。

6 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

警察通信施設では、横手山（草津白根山）、白骨（焼岳）の無線中継所が対象となるが、主要無線中継所である横手山については、無線多重回線の2ルート化（美ヶ原経由）を完了している。また、今後整備される無線中継所については、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っていく。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

- ア 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの整備を行う。
- イ 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信固定局の整備を行う。
- ウ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

7 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、火災等により焼失するおそれがある。このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】（建設部、市町村、地方整備局）

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備をおこない、通信ケーブルの地中化の推進を図るものとする。
事業者等と調整のついた箇所より共同溝の整備をおこない、地中化の実施を図るものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、火山噴火に起因する土石流等による被災が懸念される。 これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。 特に、近年要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する火山災害予想区域内については、特に万全の対策が必要とされる。 また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を行う。 2 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。 4 特に活動の活発な活火山では、火山噴火に伴い発生する土砂災害等に対し、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、関係機関が連携して被害をできる限り軽減する取組を推進する。（浅間山、焼岳、御嶽山、草津白根山） 5 土砂災害警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築する場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築するものとし、県・市町村は構築についての助言を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題 一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、火山活動によって土石流・泥流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流発生危険溪流は5,912溪流で、全国でも有数の土石流の発生地をもっている。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>（ア）土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村</p>	<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、火山噴火に起因する土石流等による被災が懸念される。 これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。 特に、近年要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する火山災害予想区域内については、特に万全の対策が必要とされる。 また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を行う。 2 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。 4 特に活動の活発な活火山では、火山噴火に伴い発生する土砂災害等に対し、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、関係機関が連携して被害をできる限り軽減する取組を推進する。（浅間山、焼岳、御嶽山、草津白根山） 5 土砂災害警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築する場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築するものとし、県・市町村は構築についての助言を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題 一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、火山活動によって土石流・泥流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流発生危険溪流は5,912溪流で、全国でも有数の土石流の発生地をもっている。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>（ア）土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村</p>

へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(イ) 砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指定地の指定を促進する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

(ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。

(イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 泥流対策

(1) 現状及び課題

本県は、浅間山、御嶽山、焼岳等の活火山を抱えており、火山の噴火による火砕流、降灰、泥流、土石流等が発生する危険性が高い。火山は、雲仙岳噴火災害にみるように、一度本格的な噴火活動を開始すると甚大かつ長期間に渡る災害が発生することになる。この被災を最小限に留めるため災害防止施設を整備することはもちろん、万一に備え事前に警戒避難体制を確立しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進める。

イ【市町村が実施する計画】

危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

火山噴火避難システムの整備を図る中で、当面直轄において、土砂移動現象に対する観測、情報システムの整備を進めるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(イ) 砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指定地の指定を促進する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

(ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。

(イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 泥流対策

(1) 現状及び課題

本県は、浅間山、御嶽山、焼岳等の活火山を抱えており、火山の噴火による火砕流、降灰、泥流、土石流等が発生する危険性が高い。火山は、雲仙岳噴火災害にみるように、一度本格的な噴火活動を開始すると甚大かつ長期間に渡る災害が発生することになる。この被災を最小限に留めるため災害防止施設を整備することはもちろん、万一に備え事前に警戒避難体制を確立しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進めるとともに観測監視システム及び警戒避難体制を整備する。

イ【市町村が実施する計画】

危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

火山噴火避難システムの整備を図る中で、当面直轄において、土砂移動現象に対する観測、情報システムの整備を進めるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)

(イ) 警戒避難体制の整備に資するため、緊急点検調査結果を当該施設及び市町村へ通知し、要配慮者利用施設を含む土砂災害危険区域図の作成・公表を推進する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

(ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)

(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)

(オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)

(カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に係る地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)

(キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険地区・準用地区のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)

(ク) 緊急点検調査結果の周知等

a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)

b 関係機関と連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。(林務部)

(ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、防災マップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

4 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成27年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,710箇所、崩壊土砂流出危険地区4,605箇所である。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(林務部)

3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)

(イ) 警戒避難体制の整備に資するため、緊急点検調査結果を当該施設及び市町村へ通知し、要配慮者利用施設を含む土砂災害危険区域図の作成・公表を推進する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

(ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)

(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)

(オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)

(カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に係る地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)

(キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険地区・準用地区のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)

(ク) 緊急点検調査結果の周知等

a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)

b 関係機関と連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。(林務部)

(ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、防災マップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

4 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成26年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,710箇所、崩壊土砂流出危険地区4,605箇所である。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(林務部)

山地災害危険地区については、毎年見直し調査を実施し、また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握している。

加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行っている。

これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

5 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成27年4月1日現在で25,026区域が土砂災害警戒区域に指定されているが、未指定箇所については、市町村の協力を得ながら速やかな指定を行う必要がある。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は20,543区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）

(ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。

(ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

- a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。

(オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

山地災害危険地区については、毎年見直し調査を実施し、また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握している。

加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行っている。

これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

5 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成26年4月1日現在で21,339区域が土砂災害警戒区域に指定されているが、未指定箇所については、市町村の協力を得ながら速やかな指定を行う必要がある。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は17,468区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、農政部、林務部、建設部）

(ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。

(ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

- a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

- (d) 要配慮者利用施設及び学校（小学校、中学校及び高等学校）の施設の名称及び所在地
- (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
- (f) 救助に関する事項
- (g) その他警戒避難に関する事項

b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

(エ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

ウ【住民等が実施する計画】

(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市町村に助言を求めるものとする。

- (d) 要配慮者利用施設及び学校（小学校、中学校及び高等学校）の施設の名称及び所在地
- (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
- (f) 救助に関する事項
- (g) その他警戒避難に関する事項

b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

ウ【住民等が実施する計画】

住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第26節 建築物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 火山の噴火等による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、建築物の安全性の向上を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 火山の噴火等による被害を最小限に抑えるため不燃堅牢化に努める。 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(1) 現状及び課題 火山の噴火等による被害を防止するため、建築物の不燃堅牢化を図る必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】 火山災害に対する安全性の確保にあたっては、公共建築物の不燃堅牢化に努めるものとする。</p> <p>イ【建築物の所有者等が実施する計画】 火山災害に対する安全性の確保にあたっては、建築物の不燃堅牢化に努めるものとする。</p> <p>2 文化財</p> <p>(1) 現状及び課題 文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。 本県における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、火山災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（教育委員会） 教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 (ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。 (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。 (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第26節 建築物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 火山の噴火等による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、建築物の安全性の向上を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 火山の噴火等による被害を最小限に抑えるため堅牢化に努める。 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(1) 現状及び課題 火山の噴火等による被害を防止するため、建築物の堅牢化を図る必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】 公共建築物の建築に当たっては、堅牢化に努めるものとする。</p> <p>イ【建築物の所有者等が実施する計画】 建築に当たっては、堅牢化に努めるものとする。</p> <p>2 文化財</p> <p>(1) 現状及び課題 文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。 本県における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、火山災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（教育委員会） 教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 (ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。 (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。 (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p>

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

ウ【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

ウ【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 火山噴火による道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、火山災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、火山災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び橋梁の火山災害に対する安全性を確保する。 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。 3 危険防止のための事前規制を行う。 <p style="text-align: center;">第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の火山災害に対する整備</p> <p>(1) 現状及び課題 火山噴火により、道路及び橋梁は火砕流・噴石降下で施設の破損、降灰による埋塞が予想される。また、噴火後の降雨による土石流で二次災害が予想される。 この対策として各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップを整備し、火山噴火等に対する避難のための道路整備を推進する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップを整備する。(全部局) (イ) ハザードマップにより火山噴火に対する避難のための道路整備を順次行う。(建設部、道路公社) (ウ) 信号機、信号柱等を火山災害に強い施設にするよう計画的に整備する。 また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置する。(警察本部) (エ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。(建設部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 市町村は、それぞれの施設整備計画により火山災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進するものとする。(地方整備局) (イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、火山災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。(地方整備局) (ウ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に</p>	<p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 火山噴火による道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、火山災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、火山災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び橋梁の火山災害に対する安全性を確保する。 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。 3 危険防止のための事前規制を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の火山災害に対する整備</p> <p>(1) 現状及び課題 火山噴火により、道路及び橋梁は火砕流・噴石降下で施設の破損、降灰による埋塞が予想される。また、噴火後の降雨による土石流で二次災害が予想される。 この対策として各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップを整備し、火山噴火等に対する避難のための道路整備を推進する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップを整備する。(全部局) (イ) ハザードマップにより火山噴火に対する避難のための道路整備を順次行う。(建設部、道路公社) (ウ) 信号機、信号柱等を火山災害に強い施設にするよう計画的に整備する。 また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置する。(警察本部) (エ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。(建設部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 市町村は、それぞれの施設整備計画により火山災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進するものとする。(地方整備局) (イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、火山災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。(地方整備局) (ウ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に</p>

従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

(エ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

火山災害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておく交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)

(イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平時より連携を強化しておく。(全機関)

(ウ) 災害時における応急対策業務に関する協定等に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)

(エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。

(イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)

(イ) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)

(ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

火山の異常な活動を把握し、道路及び橋梁に火山災害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

(エ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

火山災害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておく交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)

(イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平時より連携を強化しておく。(全機関)

(ウ) 災害時における応急対策業務に関する協定等に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)

(エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。

(イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)

(イ) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)

(ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

火山の異常な活動を把握し、道路及び橋梁に火山災害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者、警察が実施する計画】

火山災害が予想される場合、道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、火山活動に関する情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。

(2) 実施計画

【道路管理者、警察が実施する計画】

火山災害が予想される場合、道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、火山活動に関する情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 火山災害における農林水産関係の被害は、降灰による水稲、果樹、野菜等の農作物の生育不良や病害発生、水産物の斃死被害が予想されるとともに、噴火に伴う火砕流等による立木の倒壊・消失や生産・流通・加工施設被害なども予想される。 そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。</p> <p>第2 主な取組み 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市町村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。</p> <p>第3 計画の内容 1 農水産物災害予防計画 (1) 現状及び課題 火山災害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（農政部） (ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。 (イ) 正確な情報を迅速に農業者等に伝達するため、農業情報等ネットワーク機能を強化する。 (ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策 a 水稲 育苗期間は常に被覆できるようにし、降灰の恐れのある場合には直ちに被覆する。 b 野菜及び花き 育苗中の苗等は、寒冷しゃ、ポリフィルム等のべたがけができるように準備し、降灰に備える。また、トンネルやハウス栽培は降灰に対して有効である。 c 畜産 屋外にある乾草、稲わら等の飼料作物は、集積してポリフィルム又はビニールフィルムで被覆するとともに、長期間の降灰に備えて飼料の確保を図る。 d 水産物 降灰に伴う濁水により養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。 イ【市町村が実施する計画】 農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。 ウ【関係機関が実施する計画】 市町村等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 火山災害における農林水産関係の被害は、降灰による水稲、果樹、野菜等の農作物の生育不良や病害発生、水産物の斃死被害が予想されるとともに、噴火に伴う火砕流等による立木の倒壊・消失や生産・流通・加工施設被害なども予想される。 そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。</p> <p>第2 主な取組み 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市町村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。</p> <p>第3 計画の内容 1 農水産物災害予防計画 (1) 現状及び課題 火山災害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（農政部） (ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。 (イ) 正確な情報を迅速に農業者等に伝達するため、農業情報等ネットワーク機能を強化する。 (ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策 a 水稲 育苗期間は常に被覆できるようにし、降灰の恐れのある場合には直ちに被覆する。 b 野菜及び花き 育苗中の苗等は、寒冷しゃ、ポリフィルム等のべたがけができるように準備し、降灰に備える。また、トンネルやハウス栽培は降灰に対して有効である。 c 畜産 屋外にある乾草、稲わら等の飼料作物は、集積してポリフィルム又はビニールフィルムで被覆するとともに、長期間の降灰に備えて飼料の確保を図る。 d 水産物 降灰に伴う濁水により養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。 イ【市町村が実施する計画】 農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。 ウ【関係機関が実施する計画】 市町村等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p>

エ【住民が実施する計画】

農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施するものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

火山災害による立木の倒壊・消失防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。

(イ) 健全な森林を育成するため、間伐総合対策に基づき間伐を実施する。

(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。（中部森林管理局）

(イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。

(ウ) 関係業界は、県、市町村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

エ【住民が実施する計画】

市町村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

エ【住民が実施する計画】

農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施するものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

火山災害による立木の倒壊・消失防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。

(イ) 健全な森林を育成するため、間伐総合対策に基づき間伐を実施する。

(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。（中部森林管理局）

(イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。

(ウ) 関係業界は、県、市町村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

エ【住民が実施する計画】

市町村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 自らの安全は、自らが守るのが防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。 3 学校における実践的な防災教育を推進する。 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題 災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時要援者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。 現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。 また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（全部局） (ア) 県民、登山者等に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ、マスク等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 a 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、<u>簡易トイレ</u>、<u>トイレットペーパー</u>等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 <u>c 警報等や、避難勧告・避難指示等の意味や内容</u> <u>d 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動</u></p>	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 自らの安全は、自らが守るのが防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。 3 学校における実践的な防災教育を推進する。 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題 災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時要援者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。 現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。 また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（全部局） (ア) 県民、登山者等に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ、マスク等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 a 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、<u>トイレットペーパー</u>等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p>

- e 火山噴火、火山災害に関する一般的な知識
- f 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- g 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- h 様々な条件下（登山中、家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
- i 正確な情報入手の方法
- j 要配慮者に対する配慮
- k 男女のニーズの違いに対する配慮
- l 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- m 平常時から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容
- n 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- o 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。
- (ウ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (エ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するマニュアルの配布、火山防災エキスパート、火山専門家等の有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (オ) 登山者等に対し観光関係の事業者を通じて防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、関連施設等を通じて火山災害履歴や防災に関する知識の普及を図る。
- (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難の方法及び住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップを用いて火山災害の危険性を周知するものとする。
- (ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、火山防災エキスパート等の有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (カ) 登山者等に対し観光関係の事業者を通じて防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、関連施設等を通じて火山災害履歴や防災に関する知識の普及を図る。
- (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災

- e 火山噴火、火山災害に関する一般的な知識
- f 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- g 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- h 災害時にとるべき行動に関する知識
- i 正確な情報入手の方法
- j 要配慮者に対する配慮
- k 男女のニーズの違いに対する配慮
- l 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- m 平常時から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容
- n 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- o 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。
- (ウ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (エ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するマニュアルの配布、火山防災エキスパート、火山専門家等の有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (オ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難の方法及び住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップを用いて火山災害の危険性を周知するものとする。
- (ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、火山防災エキスパート等の有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災

に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【気象台が実施する計画】

(ア) 登山者等が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、自ら登山するかどうか判断することができるように、噴火警報、予報、噴火警戒レベル、臨時の解説情報、噴火警報等の火山情報を気象庁ホームページ等で周知に努める。

(イ) 登山者等が遅延なく防災対応が取ることができるよう、平時から火山観測データを公表するものとする。

オ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

カ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

キ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

ク【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

カ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

キ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

ク【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮

(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮

(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意

識の高揚を図るものとする。

- a 火山災害等に関する一般的な知識
- b 火山災害等が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- c 職員等が果たすべき役割
- d 火山災害等対策として現在講じられている対策に関する知識
- e 今後火山災害等対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部)

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

識の高揚を図るものとする。

- a 火山災害等に関する一般的な知識
- b 火山災害等が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- c 職員等が果たすべき役割
- d 火山災害等対策として現在講じられている対策に関する知識
- e 今後火山災害等対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部)

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第40節 観光地の災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。 御嶽山噴火災害では登山者に多くの被害が発生したことから、登山者等の安全確保対策を推進するとともに安全確保対策の推進に当たっては、各火山防災協議会での検討結果を踏まえたものとする。 また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。 3 火山噴火時の登山者等の安全確保を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1)【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>ア 観光地での災害発生時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。(観光部)</p> <p>イ <u>火山防災協議会において、避難場所、避難経路、避難手段等を協議し、あらかじめ住民、山小屋関係者等に周知を図る。</u></p> <p>ウ <u>火山災害時の登山者の把握、安否確認等を早期に行うため、登山計画書の届出について十分な周知を図る。</u></p> <p>(2)【市町村が実施する計画】</p> <p>ア 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。</p> <p>イ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。</p> <p>ウ <u>火山防災協議会において、避難場所、避難経路、避難手段等を協議し、あらかじめ住民、山小屋関係者等に周知を図る。</u></p> <p>エ <u>火山災害時の登山者の把握、安否確認等を早期に行うため、登山計画書の届出について十分な周知を図る。</u></p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策</p> <p>(1)【県が実施する計画】(県民文化部、観光部)</p> <p>ア 研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備する。</p> <p>(2)【県及び市町村が実施する計画】(観光部)</p> <p>ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。</p> <p>イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行</p>	<p style="text-align: center;">第40節 観光地の災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。 御嶽山噴火災害では登山者に多くの被害が発生したことから、登山者等の安全確保対策を推進するとともに安全確保対策の推進に当たっては、各火山防災協議会での検討結果を踏まえたものとする。 また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。 3 火山噴火時の登山者等の安全確保を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1)【県及び市町村が実施する計画】(観光部)</p> <p>観光地での災害発生時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。</p> <p>(2)【市町村が実施する計画】</p> <p>ア 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。</p> <p>イ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策</p> <p>(1)【県が実施する計画】(県民文化部、観光部)</p> <p>ア 研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備する。</p> <p>(2)【県及び市町村が実施する計画】(観光部)</p> <p>ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。</p> <p>イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行</p>

うものとする。

(3) 【市町村が実施する計画】

ア 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備するものとする。

(4) 【関係機関が実施する計画】

ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。
イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。

3 登山者等の安全確保

(1) 【県が実施する計画】(危機管理部、観光部)

ア 火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知に努める。(観光部)
イ 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。(危機管理部)
ウ 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備に努める。(危機管理部)
エ 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品(ヘルメット等)の配備に努める。(観光部)
オ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努める。

(2) 【市町村が実施する計画】

ア 火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知に努めるものとする。
イ 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
ウ 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品(ヘルメット、マスク等)の配備に努めるものとする。
エ 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備に努めるものとする。
オ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努めるものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

ア 観光施設の管理者は火山災害の発生を想定し、防災用品(ヘルメット、マスク等)や避難体制の整備に努めるものとする。
イ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努めるものとする。
ウ 県及び市町村と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

うものとする。

(3) 【市町村が実施する計画】

ア 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備するものとする。

(4) 【関係機関が実施する計画】

ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。
イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。

3 登山者等の安全確保

(1) 【県が実施する計画】(危機管理部、観光部)

ア 火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知に努める。(観光部)
イ ~~火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕、退避舎その他指定緊急避難場所となる退避施設の整備を推進する。~~(危機管理部)
ウ 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備に努める。(危機管理部)
エ 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品(ヘルメット等)の配備に努める。(観光部)
オ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努める。

(2) 【市町村が実施する計画】

ア 火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知に努めるものとする。
イ ~~火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕その他指定緊急避難場所となる退避施設の整備するものとする。~~
ウ 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品(ヘルメット、マスク等)の配備に努めるものとする。
エ 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備に努めるものとする。
オ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努めるものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

ア 観光施設の管理者は火山災害の発生を想定し、防災用品(ヘルメット、マスク等)や避難体制の整備に努めるものとする。
イ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努めるものとする。
ウ 県及び市町村と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第1 基本方針 火山災害については、その活動状況から、噴火等の災害発生の危険性を予測することが可能であり、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。また要配慮者については、迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。 2 噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難勧告等を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策</p> <p>(1) 基本方針 火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報が発表された時は、住民、登山者等に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ） (ア)【県が実施する対策】 市町村への通知 火山噴火に対する特別警報は、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合の噴火警報（噴火警戒レベル4以上）及び噴火警報（居住地域）が該当する。 気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村により発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地方事務所を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。</p> <p>(イ)【市町村が実施する対策】 住民等への周知の措置 県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。 なお周知に当たっては、<u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用</u>や関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。</p> <p>イ 噴火警報・予報等発表時の対応 (ア)【県が実施する対策】 火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。 a 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報、火山活動解説資料の各市町村及び関係事務所等への伝達</p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第1 基本方針 火山災害については、その活動状況から、噴火等の災害発生の危険性を予測することが可能であり、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。また要配慮者については、迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。 2 噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難勧告等を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策</p> <p>(1) 基本方針 火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報が発表された時は、住民、登山者等に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ） (ア)【県が実施する対策】 市町村への通知 火山噴火に対する特別警報は、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合の噴火警報（噴火警戒レベル4以上）及び噴火警報（居住地域）が該当する。 気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村により発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地方事務所を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。</p> <p>(イ)【市町村が実施する対策】 住民等への周知の措置 県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。 なお周知に当たっては、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。</p> <p>イ 噴火警報・予報等発表時の対応 (ア)【県が実施する対策】 火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。 a 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報、火山活動解説資料の各市町村及び関係事務所等への伝達</p>

- b 関係市町村に対する助言
 - (a) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報の住民、登山者等への広報
 - (b) 登山禁止措置についての広報

イ【長野地方気象台が実施する対策】

- (ア) 気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達するものとする。
- (イ) 噴火警報・予報等の通報伝達系統図は、別紙1のとおり。通報及び伝達を行う噴火警報・予報は、本文の対象市町村等に長野県内の市町村を含んだものとする。また、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料もこれに準ずる。なお、活動火山対策特別措置法第21条の規定に該当する情報とは、「噴火警報」をいう。
- (ウ) 噴火警報・予報
 - ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。
 - ・ 噴火予報

気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、警報の解除等を行う場合に発表する。
- (エ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

国の防災基本計画(火山災害対策編)に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山、御嶽山、焼岳、新潟焼山
噴火警戒レベルが運用されていない火山	乗鞍岳、横岳、アカランダナ山、妙高山、弥陀ヶ原

- b 関係市町村に対する助言
 - (a) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報の住民、登山者等への広報
 - (b) 登山禁止措置についての広報

イ【長野地方気象台が実施する対策】

- (ア) 気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達するものとする。
- (イ) 噴火警報・予報等の通報伝達系統図は、別紙1のとおり。通報及び伝達を行う噴火警報・予報は、本文の対象市町村等に長野県内の市町村を含んだものとする。また、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料もこれに準ずる。なお、活動火山対策特別措置法第21条の規定に該当する情報とは、「噴火警報」をいう。
- (ウ) 噴火警報・予報
 - ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。
 - ・ 噴火予報

気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、警報の解除等を行う場合に発表する。
- (エ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

国の防災基本計画(火山災害対策編)に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山、御嶽山、焼岳、新潟焼山
噴火警戒レベルが運用されていない火山	乗鞍岳、横岳、アカランダナ山、妙高山、弥陀ヶ原

a 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	発表基準	レベル	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域お よびそれよ り火口側	居住地域に重大な被害を及 ぼす噴火が切迫している状 態と予想される場合	レベル5	避難
			居住地域に重大な被害を及 ぼす噴火が発生する可能性 が高まってきていると予想 される場合	レベル4	避難準備
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警 報	火口から居 住地域近く までの広い 範囲の火口 周辺	居住地域の近くまで重大な 影響を及ぼす噴火が発生す ると予想される場合	レベル3	入山規制
			火口から少 し離れたと ころまでの 火口周辺	レベル2	火口周辺 規制
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、 火口内で火山灰の噴出等が みられる。(噴火警報解除 時)	レベル1	平常

b 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域又 は山麓及び それより火 口側	居住地域又は重大な被害を及ぼす 噴火が発生する可能性が高まって きていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は噴火警報	火口から居 住地域近く までの広い 範囲の火口 周辺	居住地域の近くまで重大な影響を 及ぼす噴火が発生すると予想され る場合	入山危険
			火口から少 し離れたと ころまでの 火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発 生すると予想される場合
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、火口内 で火山灰の噴出等がみられる。(噴 火警報解除時)	平常

(ウ) 降灰予報

噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

(エ) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(オ) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが発表する。

a 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	発表基準等	レベル	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域お よびそれよ り火口側	居住地域に重大な被害を及 ぼす噴火が切迫している状 態と予想される場合	レベル5	避難
			居住地域に重大な被害を及 ぼす噴火が発生する可能性 が高まってきていると予想 される場合	レベル4	避難準備
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警 報	火口から居 住地域近く までの広い 範囲の火口 周辺	居住地域の近くまで重大な 影響を及ぼす噴火が発生す ると予想される場合	レベル3	入山規制
			火口から少 し離れたと ころまでの 火口周辺	レベル2	火口周辺 規制
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、 火口内で火山灰の噴出等が みられる。(噴火警報解除 時)	レベル1	平常

b 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域又 は山麓及び それより火 口側	居住地域又は重大な被害を及ぼす 噴火が発生する可能性が高まって きていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は噴火警報	火口から居 住地域近く までの広い 範囲の火口 周辺	居住地域の近くまで重大な影響を 及ぼす噴火が発生すると予想され る場合	入山危険
			火口から少 し離れたと ころまでの 火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発 生すると予想される場合
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、火口内 で火山灰の噴出等がみられる。(噴 火警報解除時)	平常

(ウ) 降灰予報

噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

(エ) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(オ) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが発表する。

・火山の状況に関する解説情報

- ・火山の状況に関する解説情報
火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。
- ・火山活動解説資料
地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月上旬又は必要に応じて臨時に発表する。
- ・週間火山概況
過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。
- ・月間火山概況
前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。
- ・噴火に関する火山観測報
噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

ウ【市町村が実施する対策】

- (ア) 住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達するものとする。
- (イ) 長野地方気象台から県（危機管理防災課）を通じて噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、住民、登山者等に対して広報活動を行うものとする。

エ【住民が実施する対策】

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。

- (ア) 噴煙：噴煙の増加または減少、色の変化
- (イ) 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化
- (ウ) 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現または拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
- (エ) 鳴動：異常音の発生
- (オ) 火山性地震：有感地震の発生
- (カ) 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、温度の変化
- (キ) 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
- (ク) その他：火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

2 防災対応等

(1) 基本方針

噴火警戒レベルが運用されている火山では、噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベルが運用されていない火山では、レベルが運用されている火山に準じて、その噴火警報・予報に記載されている影響範囲などに応じた防災対応を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

市町村及び防災関係機関が行う防災対応について、必要に応じて協力援助する。

イ【長野地方気象台が実施する対策】

通報及び伝達を行った噴火警報・予報等について、必要に応じて関係機関に対

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。

・火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月上旬又は必要に応じて臨時に発表する。

・週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

・月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

ウ【市町村が実施する対策】

- (ア) 住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達するものとする。
- (イ) 長野地方気象台から県（危機管理防災課）を通じて噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、住民、登山者等に対して広報活動を行うものとする。

エ【住民が実施する対策】

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。

- (ア) 噴煙：噴煙の増加または減少、色の変化
- (イ) 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化
- (ウ) 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現または拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
- (エ) 鳴動：異常音の発生
- (オ) 火山性地震：有感地震の発生
- (カ) 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、温度の変化
- (キ) 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
- (ク) その他：火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

2 防災対応等

(1) 基本方針

噴火警戒レベルが運用されている火山では、噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベルが運用されていない火山では、レベルが運用されている火山に準じて、その噴火警報・予報に記載されている影響範囲などに応じた防災対応を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

市町村及び防災関係機関が行う防災対応について、必要に応じて協力援助する。

イ【長野地方気象台が実施する対策】

通報及び伝達を行った噴火警報・予報等について、必要に応じて関係機関に対し解説を行うものとする。

し解説を行うものとする。

ウ【市町村が実施する対策】

- (ア) 噴火警戒レベルが運用されている火山では、関係機関と連携を取りながら、レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベルが運用されている火山のレベルに応じた防災対応は、各市町村の地域防災計画等で定めるものとする。
- (イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山では、噴火警戒レベルが運用されている火山に準じて、噴火警報・予報で発表される警報対象範囲等に応じた防災対応を行うものとする。

3 警戒区域の設定、避難勧告等

(1) 基本方針

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難準備情報を伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。

- (ア) 本庁各部の警戒体制の強化
- (イ) 隣接県との情報の共有
- (ウ) 地方事務所
 - a 警戒体制の強化
 - b 火山防災協議会等の開催
 - c その他
- (エ) 関係市町村に対する助言
 - a 災害対策本部の事前設置等警戒体制の強化
 - b 登山禁止措置
 - c その他
- (オ) 防災関係機関への要請
 - a 警戒体制の強化
 - b その他

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うものとする。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (イ) 市町村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。
- (ウ) 災害が発生するおそれのある場合には避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の設定、避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- (エ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。

ウ【市町村が実施する対策】

- (ア) 噴火警戒レベルが運用されている火山では、関係機関と連携を取りながら、レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベルが運用されている火山のレベルに応じた防災対応は、各市町村の地域防災計画等で定めるものとする。
- (イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山では、噴火警戒レベルが運用されている火山に準じて、噴火警報・予報で発表される警報対象範囲等に応じた防災対応を行うものとする。

3 警戒区域の設定、避難勧告等

(1) 基本方針

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難準備情報を伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。

- (ア) 本庁各部の警戒体制の強化
- (イ) 隣接県との情報の共有
- (ウ) 地方事務所
 - a 警戒体制の強化
 - b 火山防災協議会等の開催
 - c その他
- (エ) 関係市町村に対する助言
 - a 災害対策本部の事前設置等警戒体制の強化
 - b 登山禁止措置
 - c その他
- (オ) 防災関係機関への要請
 - a 警戒体制の強化
 - b その他

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うものとする。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (イ) 市町村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。
- (ウ) 災害が発生するおそれのある場合には避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の設定、避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、市町村防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- (エ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。
- (オ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避

(オ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。

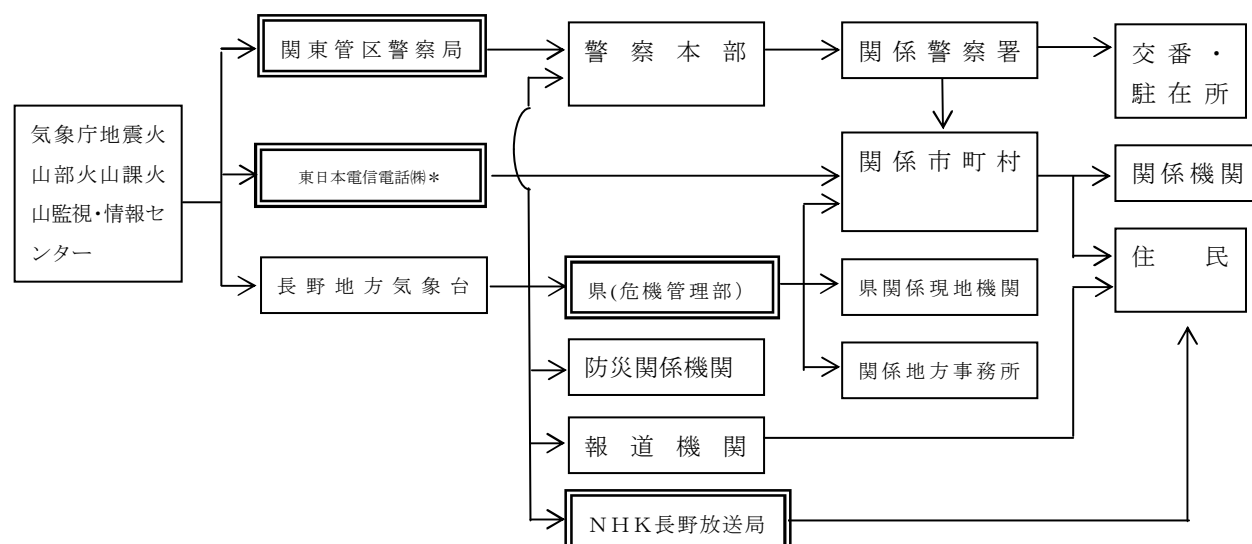
(カ) 警戒区域、避難準備情報、避難勧告、避難指示の解除をする場合には、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえで、食料、日用品等の備蓄物資を携行するものとする。

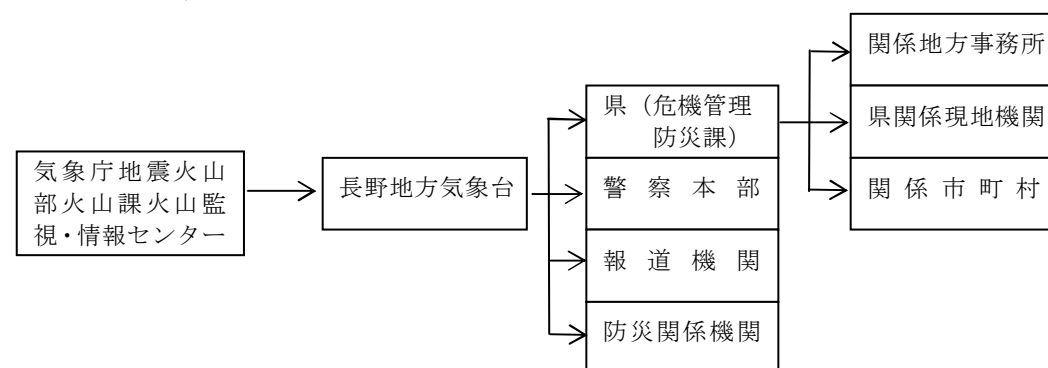
別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統

(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図



注) 特別警報発表時については、風水害編第3章第1節「災害直前活動」の警報等伝達系統図により伝達を行う。
二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号の規定に基づく法定通知先
* 東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。
注2 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

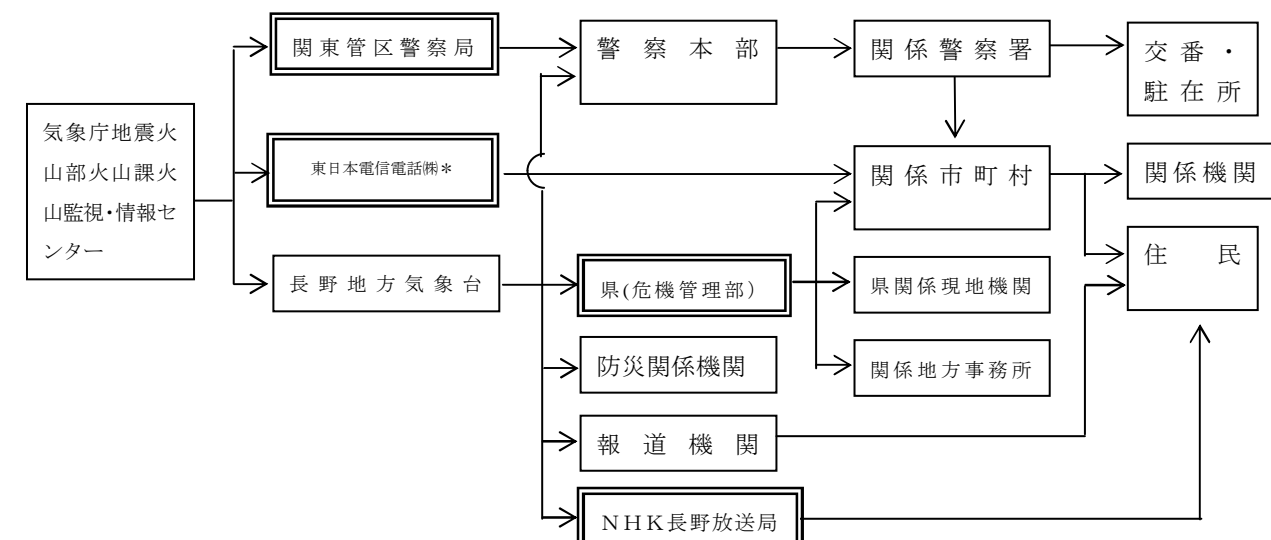
難に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。
(カ) 警戒区域、避難準備情報、避難勧告、避難指示の解除をする場合には、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえで、食料、日用品等の備蓄物資を携行するものとする。

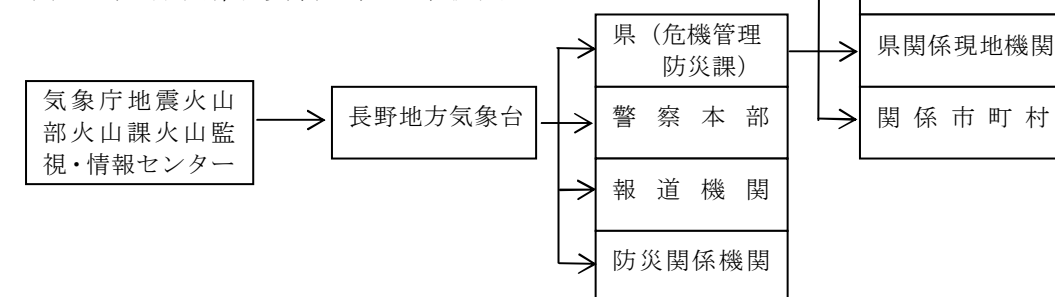
別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統

(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図



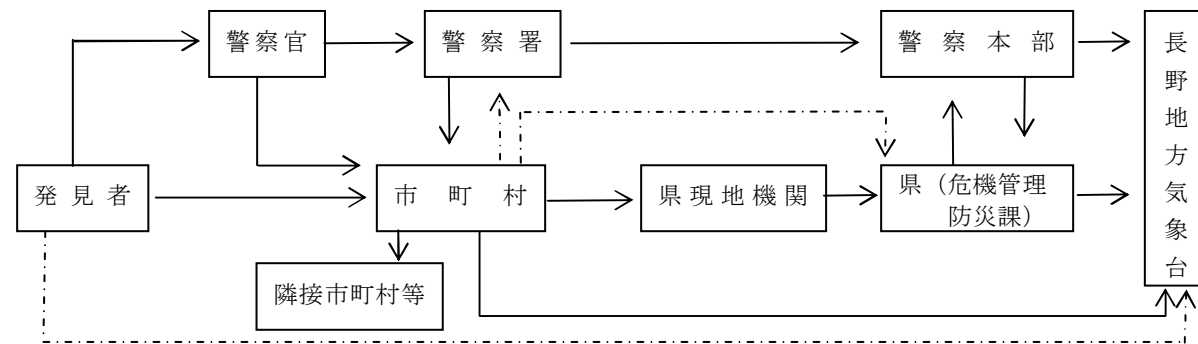
注) 特別警報発表時については、風水害編第3章第1節「災害直前活動」の警報等伝達系統図により伝達を行う。
二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号の規定に基づく法定通知先
* 東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。
注2 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

別紙2 異常現象の通報系統図 (-----は副系統を示す)

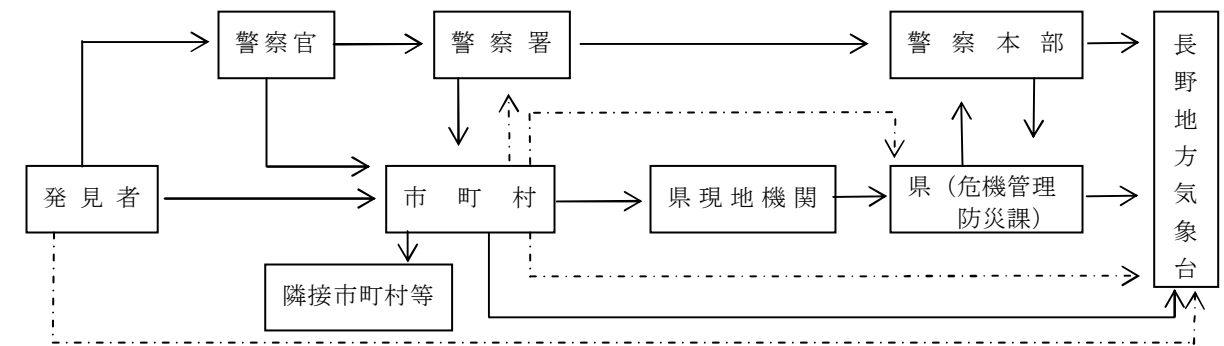


別紙3 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表
及び噴火警戒レベルが運用されていない火山の警戒事項等

浅間山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
噴火警報(居住地)又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	5(避)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ○天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火(1783年)の事例】 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 ○中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している 【天明噴火(1783年)の事例】 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる ○積雪期中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる 【過去事例】 観測事例なし
		4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ○中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【天明噴火(1783年)の事例】 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生 ○噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし ○積雪期中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある

別紙2 異常現象の通報系統図 (-----は副系統を示す)



別紙3 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表
及び噴火警戒レベルが運用されていない火山の警戒事項等

浅間山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
噴火警報(居住地)又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ○天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火(1783年)の事例】 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 ○中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している 【天明噴火(1783年)の事例】 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる ○積雪期中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる 【過去事例】 観測事例なし
		4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ○中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【天明噴火(1783年)の事例】 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生 ○噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし ○積雪期中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある

噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○山頂火口から中噴火が発生し、4 km 以内に噴石や火砕流が到達 【2004年噴火の事例】 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が約1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達 1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ○中噴火が切迫している 【過去事例】 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日：地震急増
		2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達 【1982年噴火の事例】 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が到達 ○小噴火の発生が予想される 【2004年噴火の事例】 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加
	1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	○火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり	

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
 注2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。
 注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。
 注4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4 km 以内に噴石飛散させる噴火とする（稀に噴石が概ね4 km をこえることがある）。
 注5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2 km 以内に噴石飛散させる噴火とする。

噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○山頂火口から中噴火が発生し、4 km 以内に噴石や火砕流が到達 【2004年噴火の事例】 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が約1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達 1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ○中噴火が切迫している 【過去事例】 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日：地震急増
		2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達 【1982年噴火の事例】 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が到達 ○小噴火の発生が予想される 【2004年噴火の事例】 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加
	1 （平常）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	○火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり	

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
 注2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。
 注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。
 注4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4 km 以内に噴石飛散させる噴火とする（稀に噴石が概ね4 km をこえることがある）。
 注5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2 km 以内に噴石飛散させる噴火とする。

草津白根山の噴火警戒レベル						草津白根山の噴火警戒レベル					
名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約3,000年前:本白根山で噴火、溶岩流が南側約6kmの石津まで到達 約18,000年前:白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達 ○山頂火口から概ね3km以内に噴石飛散、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約3,000年前:本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約3,000年前:本白根山で噴火、溶岩流が南側約6kmの石津まで到達 約18,000年前:白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達 ○山頂火口から概ね3km以内に噴石飛散、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約3,000年前:本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散
		4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし			4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○山頂火口から噴火が発生し、半径2km程度まで噴石飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生 【過去事例】 有史以降の事例なし	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○山頂火口から噴火が発生し、半径2km程度まで噴石飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生 【過去事例】 有史以降の事例なし
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○山頂火口から小噴火が発生し、半径1km程度まで噴石飛散 【過去事例】 1983年11月:噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月:南東斜面で割れ目噴火 1902年9月:弓池北東岸から噴火 1882年8月:噴石が湯釜・涸釜火口から約550mまで飛散 ○地震多発等により、小噴火の発生が予想される 【過去事例】 1990年~1991年:火山性地震や火山性微動の多発 1976年3月:水釜火口内に新火孔形成、降灰		2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○山頂火口から小噴火が発生し、半径1km程度まで噴石飛散 【過去事例】 1983年11月:噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月:南東斜面で割れ目噴火 1902年9月:弓池北東岸から噴火 1882年8月:噴石が湯釜・涸釜火口から約550mまで飛散 ○地震多発等により、小噴火の発生が予想される 【過去事例】 1990年~1991年:火山性地震や火山性微動の多発 1976年3月:水釜火口内に新火孔形成、降灰	

噴火予報	火口内等	1 (活火山である) (ことに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	○火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり 2007年12月現在の状態 【過去事例】 1997年5月：噴気突出、水柱 1989年1月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発
------	------	--------------------------	---	------------------	--

噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等 (2007年12月現在、湯釜火口から500m以内規制中、ただし、夏期日中に限り登山道周辺のみ一時規制緩和)。	○火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり 2007年12月現在の状態 【過去事例】 1997年5月：噴気突出、水柱 1989年1月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発
------	------	-----------	---	--	--

1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、涸釜火口およびその周辺をいう。表は湯釜火口からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。
注2) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注4) レベル5では危険範囲を確定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

御嶽山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 (※)	想定される現象等
噴火警戒報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし
噴火警戒報 (火口周辺) 又は火口周辺警戒報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。	○大きな噴石の飛散が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される 【過去事例】 1979年10月28日：剣ヶ峰南西側斜面(79-1~10火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があると予想。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想 ○大きな噴石が1km以上飛散する。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される 【過去事例】

1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、涸釜火口およびその周辺をいう。表は湯釜火口からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。
注2) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注4) レベル5では危険範囲を確定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

御嶽山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 (※)	想定される現象等
噴火警戒報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし
噴火警戒報 (火口周辺) 又は火口周辺警戒報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。	○大きな噴石の飛散が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される 【過去事例】 1979年10月28日：剣ヶ峰南西側斜面(79-1~10火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があると予想。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想 ○大きな噴石が1km以上飛散する。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される 【過去事例】

	火口から少し離れた 所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○地震活動の高まりや地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 2007年3月後半:79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月~2007年2月:山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬:79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月~7月:火山性地震・微動の増加 ○小規模噴火が発生し、火口から約1km以内に大きな噴石が飛散する 【過去事例】 有史以降の事例なし
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	○火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり 2008年3月現在の状態

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

【参考】

2014年9月27日11時52分頃に剣ヶ峰山頂の南西側で北西から南東にのびる火口列から水蒸気噴火が発生しました。火砕流が南西方向に3キロメートル以上流下し、噴煙は、東に流れその高度は火口上約7,000メートル(推定)に到達、大きな噴石が火口列から1キロメートルの範囲に飛散しました。御嶽山で噴火が発生したのは2007年以来で、この噴火の規模は1979年と同程度と考えられています。(火山噴火予知連絡会拡大幹事会見解から引用)

焼岳の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象
噴火警報 又は噴火警報 (居住地域)	居地域及びそれより口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)

	火口から少し離れた 所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○地震活動の高まりや地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 2007年3月後半:79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月~2007年2月:山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬:79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月~7月:火山性地震・微動の増加 ○小規模噴火が発生し、火口から約1km以内に大きな噴石が飛散する 【過去事例】 有史以降の事例なし
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等(2008年3月現在、八丁たるみ内規制中)。	○火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり 2008年3月現在の状態

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

【参考】

2014年9月27日11時52分頃に剣ヶ峰山頂の南西側で北西から南東にのびる火口列から水蒸気噴火が発生しました。火砕流が南西方向に3キロメートル以上流下し、噴煙は、東に流れその高度は火口上約7,000メートル(推定)に到達、大きな噴石が火口列から1キロメートルの範囲に飛散しました。御嶽山で噴火が発生したのは2007年以来で、この噴火の規模は1979年と同程度と考えられています。(火山噴火予知連絡会拡大幹事会見解から引用)

焼岳の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
噴火警報 又は噴火警報 (居住地域)	居地域及びそれより口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)

			4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成 ○火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ○火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 入山規制		居地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ火が生、あるいは発生すると予想される)。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2kmまで噴石が飛散 【過去事例】 1915年:水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から1km程度で倒木
	火口から少し離れた所での火口周辺	2 (火口周辺規制)		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1kmまで噴石が飛散 【過去事例】 1962年:水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍の立入規制等。	○火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり

注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

新潟焼山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域及それより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○マグマ噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 887年:火砕流・溶岩流の発生。火砕流は日本海に達したと思われる。溶岩流は火口から約6.5kmまで到達。 1361年:火砕流が日本海へ到達。 1773年:火砕流発生。一部は南側にも流下

			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成 ○火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ○火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ火が発生、あるいは発生すると予想される)。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2kmまで噴石が飛散 【過去事例】 1915年:水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から1km程度で倒木
	火口から少し離れた所での火口周辺	2 (火口周辺規制)		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1kmまで噴石が飛散 【過去事例】 1962年:水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散
噴火予報	火口内等	1 (平常)		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍の立入規制等。	○火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり

注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

新潟焼山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応(※)	想定される現象等
噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○マグマ噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 887年:火砕流・溶岩流の発生。火砕流は日本海に達したと思われる。溶岩流は火口から約6.5kmまで到達。 1361年:火砕流が日本海へ到達。 1773年:火砕流発生。一部は南側にも流下

		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ○火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。
噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○山頂から半径4km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 ○居住地域に到達しない程度の火砕流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○山頂から半径2km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1974年：水蒸気噴火が発生し、噴石が火口から約1km程度まで飛散
噴火予報	火口内等	1 (<u>活火山であることに留意</u>)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	○火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

※各レベルにおける具体的な規制範囲、防災対応等については、市町村防災計画等(正式に計画等になるまでの間は、浅間山においては「浅間山噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書」及び「浅間山中噴火に伴う融雪型火山泥流に係る防災対応についての申し合わせ書」、草津白根山においては「草津白根山噴火警戒レベル移行に係る火山噴火(爆発)防災計画暫定要領」、御嶽山においては「御嶽山噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書」、焼岳においては「焼岳火山防災計画」、新潟焼山においては「新潟焼山噴火警戒レベル導入に関する申し合わせ書」)に記載。

噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等(キーワード)
特別警報	噴火警報(居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒
警報	噴火警報(火口周辺) 又は 火口噴火警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒(火口周辺危険)
予報	噴火予報	火口内等	(<u>活火山であることに留意</u>)

		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ○火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。
噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○山頂から半径4km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 ○居住地域に到達しない程度の火砕流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○山頂から半径2km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1974年：水蒸気噴火が発生し、噴石が火口から約1km程度まで飛散
噴火予報	火口内等	1 (<u>平常</u>)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	○火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

※各レベルにおける具体的な規制範囲、防災対応等については、市町村防災計画等(正式に計画等になるまでの間は、浅間山においては「浅間山噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書」及び「浅間山中噴火に伴う融雪型火山泥流に係る防災対応についての申し合わせ書」、草津白根山においては「草津白根山噴火警戒レベル移行に係る火山噴火(爆発)防災計画暫定要領」、御嶽山においては「御嶽山噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書」、焼岳においては「焼岳火山防災計画」、新潟焼山においては「新潟焼山噴火警戒レベル導入に関する申し合わせ書」)に記載。

噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等(キーワード)
特別警報	噴火警報(居住地域) 又は 噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒(居住地域嚴重警戒)
警報	噴火警報(火口周辺) 又は 火口噴火警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒(火口周辺危険)
予報	噴火予報	火口内等	(<u>平常</u>)

新	旧																		
<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第1 基本方針 災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 報告の種別</p> <p>(1) 概況速報 災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。</p> <p>(2) 被害中間報告 被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。</p> <p>(3) 被害確定報告 同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 県地方事務所長は、被災地における被害の状況から県危機管理防災課（災害対策本部室）の応援が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（災害対策本部室）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。 また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">調査事項</th> <th style="width: 33%;">調査機関</th> <th style="width: 33%;">協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市町村</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市町村</td> <td>地方事務所</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市町村	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市町村	地方事務所	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第1 基本方針 災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 報告の種別</p> <p>(1) 概況速報 災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。</p> <p>(2) 被害中間報告 被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。</p> <p>(3) 被害確定報告 同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 県地方事務所長は、被災地における被害の状況から県危機管理防災課（災害対策本部室）の応援が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（災害対策本部室）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。 また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">調査事項</th> <th style="width: 33%;">調査機関</th> <th style="width: 33%;">協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市町村</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市町村</td> <td>地方事務所</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市町村	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市町村	地方事務所
調査事項	調査機関	協力機関																	
概況速報	市町村	県関係現地機関																	
人的及び住家の被害	市町村	地方事務所																	
調査事項	調査機関	協力機関																	
概況速報	市町村	県関係現地機関																	
人的及び住家の被害	市町村	地方事務所																	

避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市町村	地方事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地方事務所・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・森林組合
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農地農業用施設被害	市町村	地方事務所・土地改良区
林業関係被害	地方事務所・市町村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村	建設事務所
水道施設被害	市町村	地方事務所
廃棄物処理施設被害	市町村	地方事務所
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地方事務所・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地方事務所
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地方事務所
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災速報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報、被災・避難・救援情報等を県関係機関へ提供するものとする。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。

避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市町村	地方事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地方事務所・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・森林組合
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農地農業用施設被害	市町村	地方事務所・土地改良区
林業関係被害	地方事務所・市町村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村	建設事務所
水道施設被害	市町村	地方事務所
廃棄物処理施設被害	市町村	地方事務所
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地方事務所・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地方事務所
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地方事務所
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災速報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報、被災・避難・救援情報等を県関係機関へ提供するものとする。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。

	なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（災害対策本部室）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地方事務所等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

- ア 被害報告等
- (ア) 県（本庁）の実施事項

	なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（災害対策本部室）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地方事務所等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

- ア 被害報告等
- (ア) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部等と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況をとりまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等をとりまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別冊災害広報計画により報道機関に発表する。
この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。
 - (a) 県において災害対策本部を設置した災害
 - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害
なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。
- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地方事務所を通じ被災市町村へ連絡する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。
- (イ) 県現地機関等の実施事項
 - a 各課（所）は、市町村単位に被害状況をとりまとめる。
 - b 各機関の管理に属する施設の被害状況をとりまとめる。
 - c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
 - d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。
 - e 市町村に災害対策本部が設置された場合には、現地に赴き情報収集を行う。
- (ウ) 市町村の実施事項
 - a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
 - b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地方事務所長に応援を求めるものとする。
 - c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。
この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。
なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部等と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況をとりまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等をとりまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別冊災害広報計画により報道機関に発表する。
この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。
 - (a) 県において災害対策本部を設置した災害
 - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害
なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。
- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地方事務所を通じ被災市町村へ連絡する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。
- (イ) 県現地機関等の実施事項
 - a 各課（所）は、市町村単位に被害状況をとりまとめる。
 - b 各機関の管理に属する施設の被害状況をとりまとめる。
 - c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
 - d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。
 - e 市町村に災害対策本部が設置された場合には、現地に赴き情報収集を行う。
- (ウ) 市町村の実施事項
 - a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
 - b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地方事務所長に応援を求めるものとする。
 - c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。
この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。
なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

る。

- (エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項
各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。
- (オ) 「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める

イ 水防情報

- (ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）
- a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。
- (イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）
- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

ウ 噴火口情報

噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や、避難対象地域の判断等に重要であることから、気象庁、地方公共団体等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）
- ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）
- エ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。（危機管理部）
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）
- カ 県（警察）有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）

(2) 【市町村が実施する事項】

- ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。

る。

- (エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項
各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。
- (オ) 「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める

イ 水防情報

- (ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）
- a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。
- (イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）
- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

ウ 噴火口情報

噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や、避難対象地域の判断等に重要であることから、気象庁、地方公共団体等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）
- ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）
- エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。（危機管理部）
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）
- カ 県（警察）有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）

(2) 【市町村が実施する事項】

- ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。

(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱を図るものとする。

別記 災害情報収集連絡系統

→ 風水害対策編 第3章第2節 参照

(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱を図るものとする。

別記 災害情報収集連絡系統

→ **風水害対策編 第3章第2節 参照**

新	旧
<p style="text-align: center;">第11節 障害物の処理活動</p> <p>第1 基本方針 発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、<u>火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ</u>これら活動を阻害する道路上の火山灰等の火山噴出物（以下「火山噴出物」という）、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。 障害となる物件については、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。</p> <p>第2 主な活動 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。 2 所有又は管理する施設、敷地内の障害物に係る集積、処分については、原則としてその所有者又は管理者において集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 障害物除去処理 (1) 基本方針 障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の<u>火山噴出物</u>、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（各部局） (ア) 実施機関 a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。 b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。 (イ) 障害物除去の方法 a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。 b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。 c 緊急輸送路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送路を通行止めとする。（警察本部） d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。（警察本部） e 障害の除去のため、レッカー車、クレーン車の出動要請を行う。（警察本部） f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。（警察本部） g 障害物除去のため、放置物件等を保管場所へ移送、保管する。（警察本部） (ウ) 放置車両等の移動等 a 通行禁止区域等において緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策に著しい障害が生じるおそれがあると認められる場合には、放置車両等を付近の道路外の場所に移動等する。（警察本部） b 県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。（建設部）</p>	<p style="text-align: center;">第11節 障害物の処理活動</p> <p>第1 基本方針 発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の火山灰（火山噴出物）、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。 障害となる物件については、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。</p> <p>第2 主な活動 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。 2 所有又は管理する施設、敷地内の障害物に係る集積、処分については、原則としてその所有者又は管理者において集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 障害物除去処理 (1) 基本方針 障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の火山灰、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（各部局） (ア) 実施機関 a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。 b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。 (イ) 障害物除去の方法 a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。 b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。 c 緊急輸送路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送路を通行止めとする。（警察本部） d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。（警察本部） e 障害の除去のため、レッカー車、クレーン車の出動要請を行う。（警察本部） f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。（警察本部） g 障害物除去のため、放置物件等を保管場所へ移送、保管する。（警察本部） (ウ) 放置車両等の移動等 a 通行禁止区域等において緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策に著しい障害が生じるおそれがあると認められる場合には、放置車両等を付近の道路外の場所に移動等する。（警察本部） b 県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。（建設部）</p>

- c 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確認するため広域的な見地から指示を行う。

(エ) 必要な資機材等の整備

- a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確認する。
- b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場等とする。

(オ) 応援協力体制

- a 緊急輸送路として確保すべき農道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部)
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(イ) 放置車両等の移動等

- a 市町村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確認するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(ウ) 応援協力体制

- a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
- b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(各機関)

(ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物の除去は、その者が行うものとする。

(イ) 障害物除去の方法

緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去を行うものとする。(地方整備局)

除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 放置車両等の移動等

- a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確認するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(エ) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

- c 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確認するため広域的な見地から指示を行う。

(エ) 必要な資機材等の整備

- a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確認する。
- b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場等とする。

(オ) 応援協力体制

- a 緊急輸送路として確保すべき農道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部)
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(イ) 放置車両等の移動等

- a 市町村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確認するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(ウ) 応援協力体制

- a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
- b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(各機関)

(ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物の除去は、その者が行うものとする。

(イ) 障害物除去の方法

緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去を行うものとする。(地方整備局)

除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 放置車両等の移動等

- a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確認するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(エ) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（各部局）

(ア) 実施機関

a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得てその所有者又は管理者が行う。

b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

c 放置物件は、保管場所へ移送、保管する。（警察本部）

(ウ) 必要な資機材等の整備

a 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てることとする。

b 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。

c 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。

(エ) 障害物の集積場所（全部局）

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

c 障害物が二次災害の原因にならないような場所

d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(イ) 応援協力体制

a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（各機関）

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。

b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う

障害物の集積、処分は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（各部局）

(ア) 実施機関

a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得てその所有者又は管理者が行う。

b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

c 放置物件は、保管場所へ移送、保管する。（警察本部）

(ウ) 必要な資機材等の整備

a 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てることとする。

b 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。

c 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。

(エ) 障害物の集積場所（全部局）

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

c 障害物が二次災害の原因にならないような場所

d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(イ) 応援協力体制

a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（各機関）

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。

b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う

ものとする。

- (ウ) 必要な資機材等の整備
障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 障害物の集積場所
それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。
 - a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

4 火山噴出物等の火山噴出物の除去

(1) 基本方針

火山灰等の火山噴出物（以下「火山噴出物」という）の除去は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る火山噴出物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、事前に集積場所の確保を図るとともに、速やかな除去を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（各部局）

- (ア) 実施機関
 - a 県管理の道路施設上の火山噴出物に係る除去、集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得て行う。
 - b その他の施設、敷地内の除去は、その所有者又は管理者が行う。
- (イ) 火山噴出物の除去の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
 - b 除去は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - a 火山噴出物の多寡により、それぞれ対策を立てることとする。
 - b 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - c 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去、集積又は処分作業現場等とする。
- (エ) 火山噴出物の集積場所
それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。
 - a 集積するものについては、その集積する火山噴出物の多寡に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 火山噴出物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

ものとする。

- (ウ) 必要な資機材等の整備
障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 障害物の集積場所
それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。
 - a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

4 火山灰（火山噴出物）の除去

(1) 基本方針

火山灰の除去は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る火山灰が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、事前に集積場所の確保を図るとともに、速やかな除去を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（各部局）

- (ア) 実施機関
 - a 県管理の道路施設上の火山灰に係る除去、集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得て行う。
 - b その他の施設、敷地内の除去は、その所有者又は管理者が行う。
- (イ) 火山灰の除去の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
 - b 除去は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - a 火山灰の多寡により、それぞれ対策を立てることとする。
 - b 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - c 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去、集積又は処分作業現場等とする。
- (エ) 火山灰の集積場所
それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。
 - a 集積するものについては、その集積する火山灰の多寡に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 火山灰が二次災害の原因にならないような場所
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 火山噴出物の除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (イ) 応援協力体制
 - a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
 - b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（各機関）

- (ア) 実施機関
 - 各機関の施設、敷地内の火山噴出物の除去、集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。
- (イ) 火山噴出物の除去の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
 - b 除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 火山噴出物の集積場所
 - それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。
 - a 集積するものについては、その集積する火山噴出物の多寡に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 火山噴出物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 火山灰の除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (イ) 応援協力体制
 - a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
 - b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（各機関）

- (ア) 実施機関
 - 各機関の施設、敷地内の火山灰の除去、集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。
- (イ) 火山灰の除去の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
 - b 除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 火山灰の集積場所
 - それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。
 - a 集積するものについては、その集積する火山灰の多寡に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 火山灰が二次災害の原因にならないような場所
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

新	旧																																																										
<p>第12節 避難受入れ及び情報提供活動</p>	<p>第12節 避難収容及び情報提供活動</p>																																																										
<p>第1 基本方針</p> <p>火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、県内には、多くの要配慮者関連施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、県内には、多くの要配慮者関連施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p>																																																										
<p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 市町村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 	<p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 市町村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 																																																										
<p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備情報、避難勧告、避難指示</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。</p> <p>避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備情報、避難勧告、避難指示</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。</p> <p>避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p>																																																										
<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ア)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機 関 等</th> <th>根 拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>市町村長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示</td> <td>市町村長</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難所の開設、受入</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができ</p>	実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害	避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般	避難指示	市町村長	〃	〃	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	〃		避難所の開設、受入	市町村長			<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ア)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機 関 等</th> <th>根 拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>市町村長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示</td> <td>市町村長</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難所の開設、収容</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができ</p>	実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害	避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般	避難指示	市町村長	〃	〃	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	〃		避難所の開設、収容	市町村長		
実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害																																																								
避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																								
避難指示	市町村長	〃	〃																																																								
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																								
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																								
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般																																																								
自衛官	自衛隊法第94条	〃																																																									
避難所の開設、受入	市町村長																																																										
実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害																																																								
避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																								
避難指示	市町村長	〃	〃																																																								
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																								
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																								
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般																																																								
自衛官	自衛隊法第94条	〃																																																									
避難所の開設、収容	市町村長																																																										

なくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。
(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

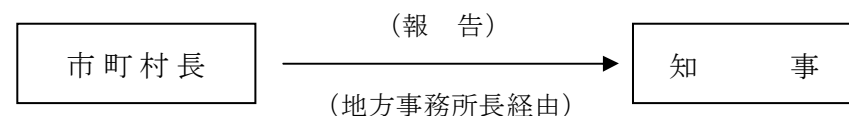
イ 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

- 「避難準備情報」
人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。
- 「避難勧告」
その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。
- 「避難指示」
被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等

- (ア) 市町村長の行う措置
 - a 避難指示、避難勧告
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行うものとする。
なお、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努めるものとする。
 - (a) 長野地方気象台から噴火警報等が伝達され、避難を要すると判断される地域
 - (b) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
 - (c) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
 - (d) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
 - (e) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
 - (f) 避難路の断たれる危険のある地域
 - (g) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
 - (h) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域
 - b 避難準備情報
人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。

c 報告（災害対策基本法第60条等）



なくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。
(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

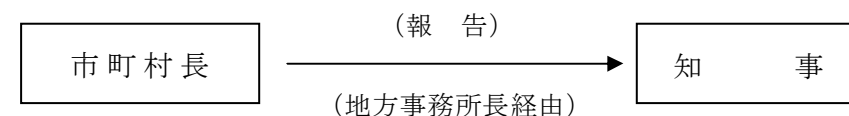
イ 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

- 「避難準備情報」
人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。
- 「避難勧告」
その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。
- 「避難指示」
被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等

- (ア) 市町村長の行う措置
 - a 避難指示、避難勧告
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行うものとする。
なお、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努めるものとする。
 - (a) 長野地方気象台から噴火警報等が伝達され、避難を要すると判断される地域
 - (b) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
 - (c) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
 - (d) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
 - (e) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
 - (f) 避難路の断たれる危険のある地域
 - (g) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
 - (h) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域
 - b 避難準備情報
人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。

c 報告（災害対策基本法第60条等）



(報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照)

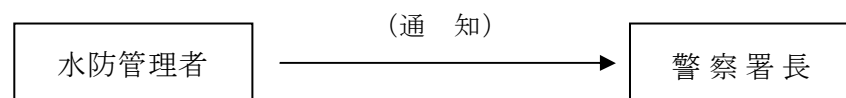
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知 (水防法第29条)



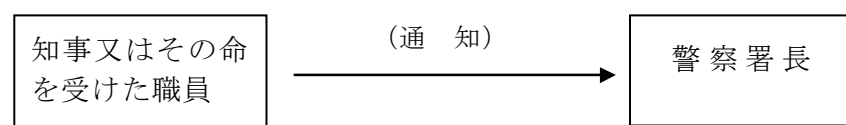
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示 (地すべり等防止法第25条)

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

(e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f) 被災地域、災害危険個所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照)

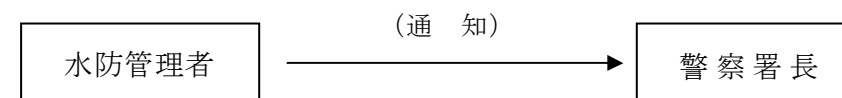
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知 (水防法第29条)



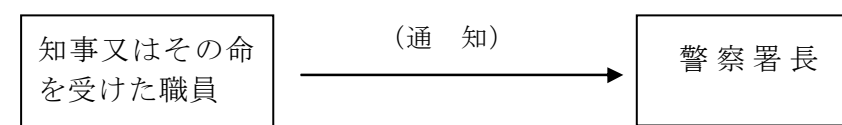
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示 (地すべり等防止法第25条)

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

(e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f) 被災地域、災害危険個所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

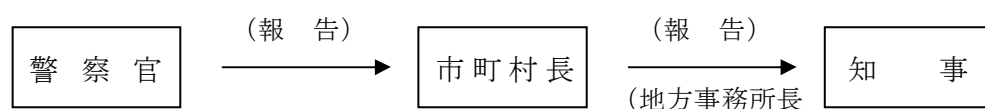
(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

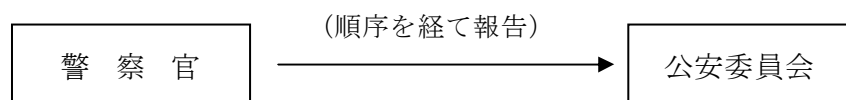
(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c)による場合 (災害対策基本法第61条)



(b) 上記 a (d)による場合 (警察官職務執行法第4条)

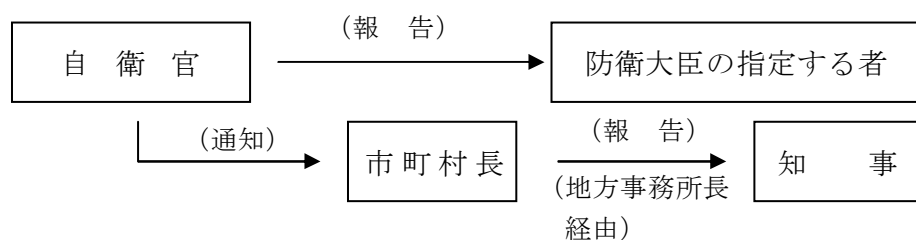


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場
にいない場合限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の
措置をとる。

b 報告 (自衛隊法第94条)



エ 避難指示、避難勧告の時期

上記ウ(ア)a(a)～(h)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身
体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確保に努める
ものとする。

オ 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容

避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備
情報の伝達についても同様とする。

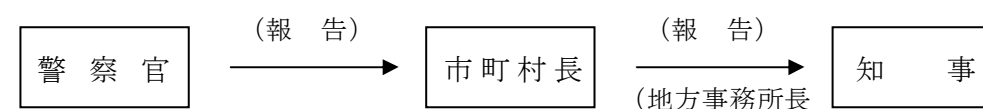
- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

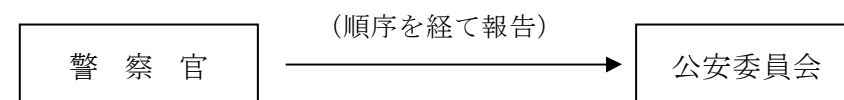
(ア) 避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市町村防
災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。
避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、
確実に伝達する。

(a) 上記 a (c)による場合 (災害対策基本法第61条)



(b) 上記 a (d)による場合 (警察官職務執行法第4条)

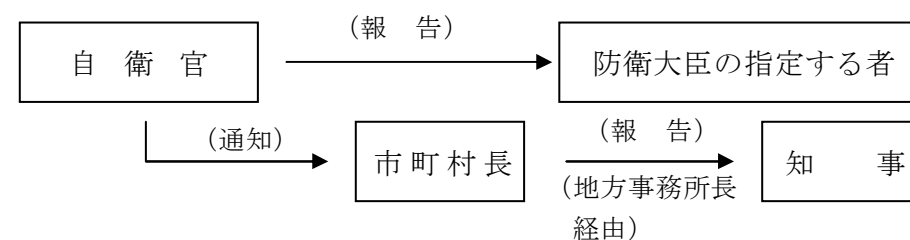


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場
にいない場合限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の
措置をとる。

b 報告 (自衛隊法第94条)



エ 避難指示、避難勧告の時期

上記ウ(ア)a(a)～(h)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身
体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確保に努める
ものとする。

オ 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容

避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備
情報の伝達についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市町村防
災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。
避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、
確実に伝達する。

- (イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (オ) 県及び市町村は、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努めるものとする。
また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 県有施設における避難活動

災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。
(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
(イ) 避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市町村長、市町村職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を

- (イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (オ) 県及び市町村は、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努めるものとする。
また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 県有施設における避難活動

災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。
(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
(イ) 避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市町村長、市町村職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた

一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

- (ア) 誘導の優先順位
 - 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。
- (イ) 誘導の方法
 - a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
 - b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
 - c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
 - d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
 - e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
 - f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。
 - g 市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
 - h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置で

工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

- (ア) 誘導の優先順位
 - 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。
- (イ) 誘導の方法
 - a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
 - b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
 - c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
 - d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
 - e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
 - f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。
 - g 市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
 - h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地方事務所を經由して県へ応援を要請するものとする。

きないときは、市町村は所轄の地方事務所を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行うものとする。

被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。

i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品、マスク等）とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。

この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は受入れを必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。(危機管理部)

a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんを図るものとする。

b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図るものとする。

(イ) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。

(ウ) 災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)

(エ) 県立学校における対策（教育委員会）

a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行うものとする。

被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。

i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品、マスク等）とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。

この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。(危機管理部)

a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんを図るものとする。

b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図るものとする。

(イ) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。

(ウ) 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)

(エ) 県立学校における対策（教育委員会）

a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させ

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

- b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力するものとする。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努めるものとする。
 - c 幼児及び児童生徒が在学時に災害が発生し、避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (オ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れ保護するため避難所を開設するものとする。
- また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。
- (イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
- a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザー

る場所についての優先順位等を定めておく。

- b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力するものとする。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。
 - c 幼児及び児童生徒が在学時に災害が発生し、避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (オ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。
- また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。
- (イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
- a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに

の配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
 - e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (シ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (ス) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するものとする。

エ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に

配慮した避難所の運営に努めるものとする。

- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
 - e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (シ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (ス) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するものとする。

エ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努

協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。
- (エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）
- (ウ) （一社）長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。（建設部）
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号

めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。
- (エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）
- (ウ) （一社）長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。（建設部）
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。（建設部）

に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)

- a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。また、応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
- b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。
- c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
- d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
- e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
- f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合(12団体)との協定に基づき、以下について協力を求める。(健康福祉部)
 - a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供するものとする。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力をを行うものとする。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- (エ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

- a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

- b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。
- c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
- d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
- e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
- f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合(12団体)との協定に基づき、以下について協力を求める。(健康福祉部)
 - a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供するものとする。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力をを行うものとする。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- (エ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であ

- (イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (エ) 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 県要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

ることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

- (ウ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (エ) 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 県要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第1 基本方針 火山噴火により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。</p> <p>第2 主な活動 被災、降灰等の規模を早急に調査し、土石流、泥流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し火山噴火緊急減災対策砂防計画等に基づき関係機関が連携して応急工事を進める。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 土砂流出、泥流対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部） (ア) 危険区域等の情報を各機関と共有するとともに応急工事を実施する。 (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。 (ウ) <u>情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</u></p> <p>イ【国が実施する対策】（地方整備局） (ア) 河川勾配が10度以上ある区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。 (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。 (ウ) <u>必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</u></p> <p>ウ【市町村が実施する対策】 (ア) 火山活動の状況を伝え、的確な警戒避難体制を敷くものとする。 (イ) <u>警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じ避難勧告、避難指示等の措置を講じるとるものとする。</u> (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第1 基本方針 火山噴火により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。</p> <p>第2 主な活動 被災、降灰等の規模を早急に調査し、土石流、泥流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し火山噴火緊急減災対策砂防計画等に基づき関係機関が連携して応急工事を進める。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 土砂流出、泥流対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部） (ア) 危険区域等の情報を各機関と共有するとともに応急工事を実施する。 (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</p> <p>イ【国が実施する対策】（地方整備局） (ア) 河川勾配が10度以上ある区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。 (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。 (ウ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。</p> <p>ウ【市町村が実施する対策】 (ア) 火山活動の状況を伝え、的確な警戒避難体制を敷くものとする。 (イ) 必要に応じ避難勧告等の措置をとるものとする。 (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</p>

(エ)情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。 被害を最小限に抑えるために以下のような応急活動を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物や構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。 3 <u>大規模土砂流出</u>、倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。 4 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>〔建築物関係〕 災害発生時に被災した建築物は、倒壊等の危険がある場合もあり、これらの建築物の倒壊による二次災害から県民を守るための措置をとる必要がある。</p> <p>〔道路及び橋梁関係〕 道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>〔建築物関係〕</p> <p>【県及び市町村が実施する対策】（建設部） 火山性地震が発生して建築物に被害があった場合は応急危険度判定士の制度を活用するものとする。</p> <p>〔道路及び橋梁関係〕</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。（林務部）</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等から情報の収集を行う。（建設部、警察本部、道路公社）</p> <p>(ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。（建設部、警察本部、道路公社）</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、警察本部、道路公社）</p> <p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路</p>	<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。 被害を最小限に抑えるために以下のような応急活動を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物や構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。 3 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。 4 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>〔建築物関係〕 災害発生時に被災した建築物は、倒壊等の危険がある場合もあり、これらの建築物の倒壊による二次災害から県民を守るための措置をとる必要がある。</p> <p>〔道路及び橋梁関係〕 道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>〔建築物関係〕</p> <p>【県及び市町村が実施する対策】（建設部） 火山性地震が発生して建築物に被害があった場合は応急危険度判定士の制度を活用するものとする。</p> <p>〔道路及び橋梁関係〕</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。（林務部）</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等から情報の収集を行う。（建設部、警察本部、道路公社）</p> <p>(ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。（建設部、警察本部、道路公社）</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、警察本部、道路公社）</p> <p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路</p>

の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。
また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。（建設部、警察本部、道路公社）

イ【市町村が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、火山による直接的被害よりも施設の延焼、倒壊等による誘爆・紛失などによる二次災害の危険性がある。
このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、災害後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。
被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

[液化石油ガス関係]

二次災害を防止するためには、状況に応じて液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び容器の回収を実施することが必要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うと

の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。
また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。（建設部、警察本部、道路公社）

イ【市町村が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、火山による直接的被害よりも施設の延焼、倒壊等による誘爆・紛失などによる二次災害の危険性がある。
このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、災害後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。
被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

[液化石油ガス関係]

二次災害を防止するためには、状況に応じて液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び容器の回収を実施することが必要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うと

もに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）
危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（本章第8節 消防・水防活動参照）
- (イ) 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等
市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。
- (イ) 災害発生時等における連絡
危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。
- (ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導
危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

ウ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。
- (イ) 危険物施設の緊急点検
危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。
- (ウ) 危険物施設における災害防止措置
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。
- (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。
 - b 関係機関への通報
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。
- (オ) 相互応援体制の整備
必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。
- (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

もに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）
危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（本章第8節 消防・水防活動参照）
- (イ) 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等
市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。
- (イ) 災害発生時等における連絡
危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。
- (ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導
危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

ウ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。
- (イ) 危険物施設の緊急点検
危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。
- (ウ) 危険物施設における災害防止措置
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。
- (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。
 - b 関係機関への通報
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。
- (オ) 相互応援体制の整備
必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。
- (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

[火薬関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時使用停止を命ずる。(産業労働部)
- (イ) 下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。(産業労働部)
- (ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。
さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。(警察本部)

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。
- (イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知するものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する対策】 (産業労働部)

下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

- (ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。
 - a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。
 - b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。
 - c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。
 - d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。
 - e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移すものとする。
 - f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。
 - g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。
 - h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所(資料編参照)に応援要請するものとする。
- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。
 - a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないよう

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

[火薬関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時使用停止を命ずる。(産業労働部)
- (イ) 下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。(産業労働部)
- (ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。
さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。(警察本部)

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。
- (イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知するものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する対策】 (産業労働部)

下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

- (ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。
 - a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。
 - b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。
 - c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。
 - d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。
 - e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移すものとする。
 - f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。
 - g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。
 - h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所(資料編参照)に応援要請するものとする。
- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。
 - a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないよう

- にする。
- b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させるものとする。
 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請するものとする。

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで、緊急点検活動及び容器の回収を行うよう、（一社）長野県LPガス協会に要請する。

イ【（一社）長野県LPガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで緊急点検及び容器の回収を行うものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）
 - a 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
 - b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
 - c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。
- (イ) 緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
- (ウ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。
- (イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道利用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。
- ウ【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）
 - (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。
 - (イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。
 - (ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

- にする。
- b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させるものとする。
 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請するものとする。

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで、緊急点検活動及び容器の回収を行うよう、（一社）長野県LPガス協会に要請する。

イ【（一社）長野県LPガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで緊急点検及び容器の回収を行うものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）
 - a 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
 - b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
 - c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。
- (イ) 緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
- (ウ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。
- (イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道利用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。
- ウ【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）
 - (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。
 - (イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。
 - (ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

- b 従業員及び周辺地域住民に対する措置
保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

3 大規模土砂流出、倒木等の対策

(1) 基本方針

火山噴火による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止、火山噴火等により森林の機能が失われた場合、次期降雨等により、倒木の流下等による二次災害が予想されるため、対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（林務部）

(ア) 火山噴火による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止のため、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、ハザードマップの開示等を速やかに行うものとする。

(イ) 機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、倒木等の移動を防止するための対策を実施する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

降灰後の大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から県民を守るための措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。
(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
(ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
(エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

- b 従業員及び周辺地域住民に対する措置
保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

3 倒木等の対策

(1) 基本方針

火山噴火等により森林の機能が失われた場合、次期降雨等により、倒木の流下等による二次災害が予想されるため、対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（林務部）

機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、倒木等の移動を防止するための対策を実施する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

降灰後の大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から県民を守るための措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。
(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
(ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
(エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第35節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。 また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動 被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置をとる。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(1) 基本方針 被害を受けた作物の技術指導は、県、市町村及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫等の発生・まん延防止の徹底に努める。 また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（農政部） (ア) 県及び地方事務所は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。 (イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、農業改良普及センター、病害虫防除所等を通じて、指導の徹底を図る。 (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】 (ア) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を地方事務所に報告するものとする。 (イ) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】 市町村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】 (ア) 市町村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害の発生防止対策を実施するものとする。 (イ) 作目別の主な応急対策 a 水稲 (a) 降灰が付着している水田は、深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努めるも</p>	<p style="text-align: center;">第35節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。 また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動 被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置をとる。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(1) 基本方針 被害を受けた作物の技術指導は、県、市町村及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫等の発生・まん延防止の徹底に努める。 また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（農政部） (ア) 県及び地方事務所は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。 (イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を樹立し、農業改良普及センター、病害虫防除所等を通じて、指導の徹底を図る。 (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】 (ア) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を地方事務所に報告するものとする。 (イ) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】 市町村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】 (ア) 市町村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害の発生防止対策を実施するものとする。 (イ) 作目別の主な応急対策 a 水稲 (a) 降灰が付着している水田は、深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努めるも</p>

のとする。

(b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

b 果樹

(a) 散水して灰の除去を図る。

(b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

c 野菜及び花き

(a) 散水・水洗いを実施し、灰の除去を図るものとする。

(b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

d 畜産

(a) 放牧中の家畜は直ちに下牧させ、降灰で汚れた牧草・河川水は採食させないものとする。

(b) 刈取期にある飼料作物、牧草は、灰をよく払い落としての収穫に努めるものとする。

e 水産

(a) 養殖場に流入した降灰はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐものとする。

(ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（林務部）

被害状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図りその防止に努めるものとする。（中部森林管理局）

(イ) 市町村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市町村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

エ【住民が実施する対策】

市町村等が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

のとする。

(b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

b 果樹

(a) 散水して灰の除去を図る。

(b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

c 野菜及び花き

(a) 散水・水洗いを実施し、灰の除去を図るものとする。

(b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うものとする。

d 畜産

(a) 放牧中の家畜は直ちに下牧させ、降灰で汚れた牧草・河川水は採食させないものとする。

(b) 刈取期にある飼料作物、牧草は、灰をよく払い落としての収穫に努めるものとする。

e 水産

(a) 養殖場に流入した降灰はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐものとする。

(ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（林務部）

被害状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図りその防止に努めるものとする。（中部森林管理局）

(イ) 市町村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市町村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

エ【住民が実施する対策】

市町村等が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

新	旧
<p>第36節 文教活動</p>	<p>第36節 文教活動</p>
<p>第1 基本方針</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。</p> <p>このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。</p> <p>このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。</p>
<p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助 	<p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助
<p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（総務部、県民文化部、教育委員会）</p> <p>(ア) 県立の学校において、学校長は、火山災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 児童生徒等が登校する前の措置 <p>噴火警報、火口周辺警報などの情報収集に努め、休業の措置の判断を行い、休業とする場合は、児童生徒等に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）にその旨連絡する。</p> b 児童生徒等が在校中の場合の措置 <ol style="list-style-type: none"> (a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。 (b) 市町村長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。 (c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。また、避難状況を県教委に報告するとともに、保護者、当該市町村及び関係機関に連絡する。 c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護 <ol style="list-style-type: none"> (a) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。 (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。 	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（教育委員会）</p> <p>(ア) 県立の学校において、学校長は、火山災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 児童生徒等が登校する前の措置 <p>噴火警報、火口周辺警報などの情報収集に努め、休業の措置の判断を行い、休業とする場合は、児童生徒等に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）にその旨連絡する。</p> b 児童生徒等が在校中の場合の措置 <ol style="list-style-type: none"> (a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。 (b) 市町村長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。 (c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。また、避難状況を県教委に報告するとともに、保護者、当該市町村及び関係機関に連絡する。 c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護 <ol style="list-style-type: none"> (a) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。 (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

- (c) 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。
- (イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。(県民文化部)

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（総務部、県民文化部、教育委員会）

(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。

a 県立学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。

(イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復すよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

- (c) 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。
- (イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。(県民文化部)

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。

a 県立学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。

(イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復すよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

(a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。

(b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

e 教育施設・設備の確保

(a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。

(b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

f 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

(ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。
(県民文化部)

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供与及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア)【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ)【市町村（教育委員会）が実施する対策】

市町村教育委員会は、所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行うものとする。

市町村における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼するものとする。

イ 授業料の減免

【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

a 県立高等学校長は、法令の原則により授業料を不徴収とされている生徒が被災した場合は、引き続き不徴収となるよう必要な手続をとるとともに、例外的に徴収されている生徒が納付困難となった場合は、減免の措置をとる。

(d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

(a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。

(b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

e 教育施設・設備の確保

(a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。

(b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

f 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

(ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。
(県民文化部)

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供与及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア)【県が実施する対策】（教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ)【市町村（教育委員会）が実施する対策】

市町村教育委員会は、所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行うものとする。

市町村における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼するものとする。

イ 授業料の減免

【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

a 県立高等学校長は、法令の原則により授業料を不徴収とされている生徒が被災した場合は、引き続き不徴収となるよう必要な手続をとるとともに、例外的に徴収されている生徒が納付困難となった場合は、減免の措置をとる。

b 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

ウ 就学援助

(ア)【県が実施する対策】（教育委員会）

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

(イ)【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

b 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

ウ 就学援助

(ア)【県が実施する対策】（教育委員会）

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

(イ)【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">雪害対策編</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p>基本方針 豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。 なお、本計画を円滑に実施するため、毎年、長野県雪対策連絡会議において協議し、「長野県雪害予防実施計画」を定める。</p> <p style="text-align: center;">第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第1 基本方針 県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い県づくり、市町村づくりを行う。 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。 8 豪雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。 9 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。 11 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。 14 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 雪害に強い県づくり</p> <p>(1) 基本方針 県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">雪害対策編</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p>基本方針 豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。 なお、本計画を円滑に実施するため、毎年、長野県雪対策連絡会議において協議し、「長野県雪害予防実施計画」を定める。</p> <p style="text-align: center;">第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第1 基本方針 県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い県づくり、市町村づくりを行う。 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。 8 豪雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。 9 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。 11 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。 14 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 雪害に強い県づくり</p> <p>(1) 基本方針 県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。</p>

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 雪害に強い県土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 雪害に強い市町村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

- 県内の冬期道路交通を確保するため、県、市町村、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。
- 県、市町村及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、県、市町村及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。(建設部)
- (イ) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、市町村及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。(建設部)

イ【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、排雪場所の設定その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。(建設部)
- (イ) 豪雪時に迅速かつ適切な交通規制を行うため、道路管理者、警察が連携体制を整備する。(建設部、警察本部)
- (エ) 豪雪時に県と市町村が相互に連携して除雪できる体制を整備する。(建設部)
- (カ) 豪雪時には豪雪地域、小雪地域等の県内地域間で資機材の融通等を図る。(建設部)
- (オ) 豪雪時に隣接県と相互に連携して除雪できる体制を整備をする。(建設部)
- (カ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。(建

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 雪害に強い県土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 雪害に強い市町村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

- 県内の冬期道路交通を確保するため、県、市町村、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。
- 県、市町村及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、県、市町村及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。(建設部)
- (イ) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、市町村及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。(建設部)

イ【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、排雪場所の設定その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。(建設部)
- (イ) 豪雪時に迅速かつ適切な交通規制を行うため、道路管理者、警察が連携体制を整備する。(建設部、警察本部)
- (エ) 豪雪時に県と市町村が相互に連携して除雪できる体制を整備する。(建設部)
- (カ) 豪雪時には豪雪地域、小雪地域等の県内地域間で資機材の融通等を図る。(建設部)
- (オ) 豪雪時に隣接県と相互に連携して除雪できる体制を整備をする。(建設部)
- (カ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。(建

設部)

(キ) 有料道路における交通確保(道路公社)

除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

ウ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うものとする。

(イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図るものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

(ア) 一般国道(指定区間)について、国土交通省計画により除雪を行うものとする。(地方整備局)

なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握するものとする。

(イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。(地方整備局)

(ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

(エ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努めるものとする。(路線バス会社等)

(カ) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

オ【住民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

3 鉄道運行確保計画(鉄道会社)

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(鉄道会社)

ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備

イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

設部)

(キ) 有料道路における交通確保(道路公社)

除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

ウ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うものとする。

(イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図るものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

(ア) 一般国道(指定区間)について、国土交通省計画により除雪を行うものとする。(地方整備局)

なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握するものとする。

(イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。(地方整備局)

(ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

(エ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努めるものとする。(路線バス会社等)

(カ) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

オ【住民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

3 鉄道運行確保計画(鉄道会社)

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(鉄道会社)

ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備

イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

- ウ 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備
- エ 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

4 雪崩災害予防計画

(1) 基本方針

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成及び維持を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。(林務部)
- (イ) 雪崩危険箇所の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。(林務部)
- (ウ) 除排雪機能又は融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。(建設部)
- (エ) 雪崩災害から人命・財産を守るため、雪崩防止柵の設置等、雪崩対策事業を実施する。(建設部)
- (オ) 豪雪地帯における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。(産業労働部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置をとるものとする。

5 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

ア 中部電力株式会社が実施する計画

- (ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施するものとする。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置するものとする。
- (イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行うものとする。
- (ウ) 配電設備については、以下の対策を行うものとする。
 - a 電線の太線化
 - b 難着雪化電線の使用
 - c 支持物の強化

- ウ 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備
- エ 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

4 雪崩災害予防計画

(1) 基本方針

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。(林務部)
- (イ) 雪崩危険箇所の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。(林務部)
- (ウ) 除排雪機能又は融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。(建設部)
- (エ) 雪崩災害から人命・財産を守るため、雪崩防止柵の設置等、雪崩対策事業を実施する。(建設部)
- (オ) 豪雪地帯における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。(産業労働部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置をとるものとする。

5 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

ア 中部電力株式会社が実施する計画

- (ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施するものとする。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置するものとする。
- (イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行うものとする。
- (ウ) 配電設備については、以下の対策を行うものとする。
 - a 電線の太線化
 - b 難着雪化電線の使用
 - c 支持物の強化

- d 冠雪対策装柱の採用
 - e 雪害対策支線ガードの採用
 - f 支障木の伐採
- イ 東北電力株式会社が実施する計画
- (ア) 水力設備については、雪崩防止柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、水中ケーブルの採用等を実施するものとする。
- (イ) 送電設備については、支障木の伐採を行うとともに、鉄塔にオフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置の対張型化または必要な個所の電線に難着雪化を実施するものとする。

6 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。(産業労働部)
- (イ) 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護措置をとるとともに、設備破損によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。(産業労働部)
- (ウ) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築を図るよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。
- 特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。
- 排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。(産業労働部)

7 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(東日本電信電話㈱長野支店)

電気通信設備の予防措置

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図るものとする。

8 医療の確保

(1) 基本方針

豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

- d 冠雪対策装柱の採用
 - e 雪害対策支線ガードの採用
 - f 支障木の伐採
- イ 東北電力株式会社が実施する計画
- (ア) 水力設備については、雪崩防止柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、水中ケーブルの採用等を実施するものとする。
- (イ) 送電設備については、支障木の伐採を行うとともに、鉄塔にオフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置の対張型化または必要な個所の電線に難着雪化を実施するものとする。

6 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。(産業労働部)
- (イ) 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護措置をとるとともに、設備破損によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。(産業労働部)
- (ウ) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築を図るよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。
- 特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。
- 排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。(産業労働部)

7 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(東日本電信電話㈱長野支店)

電気通信設備の予防措置

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図るものとする。

8 医療の確保

(1) 基本方針

豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

- (ア) へき地診療所整備事業の実施(健康福祉部)
- (イ) 患者輸送車整備事業の実施(健康福祉部)

9 農林産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行うものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- (ア) 水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。(農政部)
- (イ) 雪害に対処するため、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。(農政部)
- (ウ) 積雪による園芸施設等の農業用建物の倒壊を防止するよう指導する。(農政部)
- (エ) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。
また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。(林務部)

10 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- (イ) 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- (ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- (エ) 豪雪地帯の市町村に対し、住宅マスタープランの策定による克雪住宅等の普及推進を指導する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。
- (イ) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行うものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。
- (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

11 授業の確保等

(1) 基本方針

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

- (ア) へき地診療所整備事業の実施(健康福祉部)
- (イ) 患者輸送車整備事業の実施(健康福祉部)

9 農林産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行うものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- (ア) 水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。(農政部)
- (イ) 雪害に対処するため、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。(農政部)
- (ウ) 積雪による園芸施設等の農業用施設の倒壊を防止するよう指導する。(農政部)
- (エ) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。
また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。(林務部)

10 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- (イ) 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- (ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- (エ) 豪雪地帯の市町村に対し、住宅マスタープランの策定による克雪住宅等の普及推進を指導する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。
- (イ) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行うものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。
- (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

11 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という。)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において児童生徒等という。)の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(教育委員会)

(ア) 県立の学校においては、以下の対策を実施する。

- a 積雪が一定量をこえると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。
- b 豪雪地帯あるいは山間地にある学校の施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。
- c 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。
- d 学校長は、緊急時、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡できる体制を整備する。
- e 特別支援学校において、学校長は、児童生徒等の通学の便を考慮し、冬期間の寄宿舎の受け入れに配慮する。

(イ) 県教育委員会は、冬期分校及び冬期寄宿舎の設置を行う市町村に対して、学級編制の認可等を行う。

イ【市町村が実施する計画】(教育委員会)

(ア) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置するものとする。

(イ) 県が実施する対策に準じて、市町村の防災計画等をふまえ適切な対策を行うものとする。

12 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財(資料編参照)の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(教育委員会)

市町村教育委員会を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導する。

イ【市町村が実施する計画】(教育委員会)

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。

ウ【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という。)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において児童生徒等という。)の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(教育委員会)

(ア) 県立の学校においては、以下の対策を実施する。

- a 積雪が一定量をこえると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。
- b 豪雪地帯あるいは山間地にある学校の施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。
- c 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。
- d 学校長は、緊急時、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡できる体制を整備する。
- e 特別支援学校において、学校長は、児童生徒等の通学の便を考慮し、冬期間の寄宿舎の受け入れに配慮する。

(イ) 県教育委員会は、冬期分校及び冬期寄宿舎の設置を行う市町村に対して、学級編制の認可等を行う。

イ【市町村が実施する計画】(教育委員会)

(ア) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置するものとする。

(イ) 県が実施する対策に準じて、市町村の防災計画等をふまえ適切な対策を行うものとする。

12 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財(資料編参照)の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(教育委員会)

市町村教育委員会を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導する。

イ【市町村が実施する計画】(教育委員会)

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。

ウ【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

13 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平常時から努めるものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(警察本部)

警備措置

平常時の措置

危険地域等の調査

(a) 調査対象

- ・ 雪崩災害危険箇所
- ・ 地すべり災害危険箇所

(b) 調査事項

- ・ 危険地域の状況
- ・ 危険・被害予想
- ・ 警備措置(事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等)

14 雪害に関する知識の普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部・健康福祉部)

(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。

- a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- d 屋根の雪下ろしの際の転落防止への注意

(イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について助言するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。

イ【市町村が実施する計画】

降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。

13 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平常時から努めるものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(警察本部)

警備措置

平常時の措置

危険地域等の調査

(a) 調査対象

- ・ 雪崩災害危険箇所
- ・ ~~交通途絶地域~~
- ・ ~~融雪災害危険地域~~
- ・ 地すべり災害危険箇所

(b) 調査事項

- ・ 危険地域の状況
- ・ 危険・被害予想
- ・ 警備措置(事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等)

14 雪害に関する知識の普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部・健康福祉部)

(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。

- a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- d 屋根の雪下ろしの際の転落防止への注意

(イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について助言するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。

イ【市町村が実施する計画】

降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>第1 基本方針 雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。 このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施 4 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施 5 冬期における児童生徒の教育の確保 6 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施 7 警備体制の確立による応急活動の実施 8 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 除雪等活動</p> <p>(1) 基本方針 救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。 また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。 除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 路上の障害物の除去、除雪、応急復旧等の実施について、道路管理者、警察は必要に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て、必要な措置をとる。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等により迅速に情報提供すること。</p> <p>(イ) 国県道の緊急除雪体制の確保（建設部）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」及び連絡会議で確認した実施内容により緊急確保路線及び除雪優先道路の除雪を行う。</p> <p>(ウ) 道路管理者、警察が連携し、豪雪時に迅速かつ適切な交通規制等を実施する。（建設部）</p> <p>(エ) 有料道路については、きめ細かな除雪と道路状況の情報提供により、事故防止を図る。（道路公社）</p> <p>(オ) 空港管理者は、空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を要請するものとする。（企画振興部）</p>	<p style="text-align: center;">第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>第1 基本方針 雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。 このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施 4 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施 5 冬期における児童生徒の教育の確保 6 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施 7 警備体制の確立による応急活動の実施 8 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 除雪等活動</p> <p>(1) 基本方針 救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。 また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。 除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 路上の障害物の除去、除雪、応急復旧等の実施について、道路管理者、警察は必要に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て、必要な措置をとる。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等により迅速に情報提供すること。</p> <p>(イ) 国県道の緊急除雪体制の確保（建設部）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」及び連絡会議で確認した実施内容により緊急確保路線及び除雪優先道路の除雪を行う。</p> <p>(ウ) 道路管理者、警察が連携し、豪雪時に迅速かつ適切な交通規制等を実施する。（建設部）</p> <p>(エ) 有料道路については、きめ細かな除雪と道路状況の情報提供により、事故防止を図る。（道路公社）</p> <p>(オ) 空港管理者は、空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を要請するものとする。（企画振興部）</p>

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

道路交通の確保のため、国道事務所長が除雪量等適切に判断して随時除雪の出動を実施するものとする。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

2 鉄道運行確保計画（鉄道各社）

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたつて、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、地元市町村とも事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】（鉄道会社）

ア 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれにあたるものとする。

イ 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施するものとする。

ウ 雪崩発生危険個所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ予防措置をとり安全運行の確保を図るものとする。

エ 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、市町村・住民等に協力を求めて給食・医療の万全を期するものとする。

オ 雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請するものとする。自衛隊については自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

3 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話株）

ア 電気通信設備の復旧体制

(ア) 災害が発生し、又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信のそ通確保と迅速な復旧に努めるものとする。

(イ) 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用するものとする。

又通信のそ通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

道路交通の確保のため、国道事務所長が除雪量等適切に判断して随時除雪の出動を実施するものとする。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

2 鉄道運行確保計画（鉄道各社）

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたつて、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、地元市町村とも事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】（鉄道会社）

ア 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれにあたるものとする。

イ 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施するものとする。

ウ 雪崩発生危険個所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ予防措置をとり安全運行の確保を図るものとする。

エ 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、市町村・住民等に協力を求めて給食・医療の万全を期するものとする。

オ 雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請するものとする。自衛隊については自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

3 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話株）

ア 電気通信設備の復旧体制

(ア) 災害が発生し、又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信のそ通確保と迅速な復旧に努めるものとする。

(イ) 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用するものとする。

又通信のそ通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及

び車両を配備するものとする。

(ウ) 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施するものとする。

4 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全を確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

特別豪雪地帯市町村の高齢者世帯、傷病・障がい者世帯等に対して、市町村が行う、住宅除雪支援員の派遣に対して支援を行い、人命の安全と生活の安定確保を図る。
(危機管理部)

イ【県、市町村、社会福祉協議会等が実施する対策】

(ア) 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施するものとする。

(イ) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施するものとする。

5 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（教育委員会）

県立の学校においては、以下の対策を実施する。

ア 学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。

イ 学校長は、天候の急変に際して県教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

ウ 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

エ 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。

オ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なもの

び車両を配備するものとする。

(ウ) 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施するものとする。

4 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全を確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

特別豪雪地帯市町村の高齢者世帯、傷病・障がい者世帯等に対して、市町村が行う、住宅除雪支援員の派遣に対して支援を行い、人命の安全と生活の安定確保を図る。
(危機管理部)

イ【県、市町村、社会福祉協議会等が実施する対策】

(ア) 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施するものとする。

(イ) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施するものとする。

5 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（教育委員会）

県立の学校においては、以下の対策を実施する。

ア 学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。

イ 学校長は、天候の急変に際して県教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

ウ 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

エ 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。

オ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なもの

を指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財（資料編参照）の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

7 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努めるものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（警察本部）

ア 警備措置

(ア) 事前措置

- a 事前情報の収集と情勢判断
- b 警備体制の確立
- c 装備資器材等の確保
- d 関係機関との連絡協調
- e 広報活動の実施

(イ) 雪害発生時の措置

- a 雪害情報の収集・被害の調査等
 - (a) 事前情報
 - (b) 雪害発生時の情報
 - (c) 関係機関に対する連絡
- b 避難措置等
 - (a) 雪崩予想箇所等危険区域の警戒
 - (b) 市町村長の行う「避難指示」に対する必要な助言及び協力
 - (c) 避難誘導
 - (d) 避難後の措置

c 被災者の救出（救助）活動

- (a) 人命救助活動
- (b) 関係機関の行う救護活動に対する協力

(ウ) 雪害発生後の措置

- a 犯罪の予防・取締
- b 行方不明者の捜索・死体の見分
- c 各種紛争事案に対する措置
- d 他機関の行う応急対策実施に対する協力
- e 広報の実施
 - (a) 雪害の状況
 - (b) 今後の見通し
 - (c) 復旧措置の状況

を指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財（資料編参照）の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

7 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努めるものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（警察本部）

ア 警備措置

(ア) 事前措置

- a 事前情報の収集と情勢判断
- b 警備体制の確立
- c 装備資器材等の確保
- d 関係機関との連絡協調
- e 広報活動の実施

(イ) 雪害発生時の措置

- a 雪害情報の収集・被害の調査等
 - (a) 事前情報
 - (b) 雪害発生時の情報
 - (c) 関係機関に対する連絡
- b 避難措置等
 - (a) 雪崩予想箇所等危険区域の警戒
 - (b) 市町村長の行う「避難指示」に対する必要な助言及び協力
 - (c) 避難誘導
 - (d) 避難後の措置

c 被災者の救出（救護）活動

- (a) 人命救助活動
- (b) 関係機関の行う救護活動に対する協力

(ウ) 雪害発生後の措置

- a 犯罪の予防・取締
- b 行方不明者の捜索・死体の見分
- c 各種紛争事案に対する措置
- d 他機関の行う応急対策実施に対する協力
- e 広報の実施
 - (a) 雪害の状況
 - (b) 今後の見通し
 - (c) 復旧措置の状況

<p>(d) <u>被災者の収容状況</u></p> <p>イ 交通の確保（規制）措置 (ア) 道路交通の実態把握 (イ) 関係機関との連絡協調 (ウ) 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置 (エ) 交通整理・取締員の配置 (オ) 交通情報の収集・提供 (カ) 交通安全施設等の視認性の向上 (キ) 交通規制等の広報</p> <p>8 雪崩災害の発生及び拡大の防止 (1) 基本方針 本県は、急峻な地形が多く、また一日に1 m以上の降雪を記録する地域もあることから、雪崩等の災害が発生する蓋然性が高く、適切な応急対策を実施する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) 雪崩災害の発生防止、軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所の点検を実施する。 (イ) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。 (ウ) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施するものとする。</p> <p>イ【中部森林管理局が実施する対策】 雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について市町村等から要請があった場合、協力するものとする。</p>	<p>(d) <u>罹災者の収容状況</u></p> <p>イ 交通の確保（規制）措置 (ア) 道路交通の実態把握 (イ) 関係機関との連絡協調 (ウ) 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置 (エ) 交通整理・取締員の配置 (オ) 交通情報の収集・提供 (カ) 交通安全施設等の視認性の向上 (キ) 交通規制等の広報</p> <p>8 雪崩災害の発生及び拡大の防止 (1) 基本方針 本県は、急峻な地形が多く、また一日に1 m以上の降雪を記録する地域もあることから、雪崩等の災害が発生する蓋然性が高く、適切な応急対策を実施する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) 雪崩災害の発生防止、軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所の点検を実施する。 (イ) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。 (ウ) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施するものとする。</p> <p>イ【中部森林管理局が実施する対策】 雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について市町村等から要請があった場合、協力するものとする。</p>
---	---

新	旧
<p style="text-align: center;">航空災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p>基本方針 航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第1 基本方針 県・市町村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。 2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、車両、画像情報収集の整備を行う。</p> <p>第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 基本方針 県・市町村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。 (2) 実施計画 ア【関係機関が実施する計画】 (ア) 松本空港の離着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、東京航空局との連携により可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。(国土交通省東京航空局松本空港出張所(以下「CAB」(Civil Aviation Bureau)という。)) (イ) 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備するものとする。(東京航空地方気象台松本航空気象台) イ【県が実施する計画】 (ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報網が円滑に機能するよう常に見直しを図る。(企画振興部) (イ) 住民から消防機関等を通じた災害情報を、CABや救難調整本部へ伝達する</p>	<p style="text-align: center;">航空災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p>基本方針 航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第1 基本方針 県・市町村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。 2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、車両、画像情報収集の整備を行う。</p> <p>第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 基本方針 県・市町村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。 (2) 実施計画 ア【関係機関が実施する計画】 (ア) 松本空港の離着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、東京航空局との連携により可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。(国土交通省東京航空局松本空港出張所(以下「CAB」(Civil Aviation Bureau)という。)) (イ) 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備するものとする。(東京航空地方気象台松本空港分室) イ【県が実施する計画】 (ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報網が円滑に機能するよう常に見直しを図る。(企画振興部) (イ) 住民から消防機関等を通じた災害情報を、CABや救難調整本部へ伝達する</p>

方法等をあらかじめ定めておく。(危機管理部、企画振興部、警察本部)

2 情報収集を行うための情報収集手段の整備

(1) 基本方針

航空機が消息をたつ等、遭難が予想される場合は、上空からの捜索が有効である。機動的な情報収集が行えるよう、航空機等の有効利用ができる体制づくりを行う。

ア【県が実施する計画】

(ア) 消防防災ヘリコプターの活用について、緊急運航要綱等あらかじめ定める。(危機管理部)

(イ) 県警ヘリコプターによる、ヘリコプターテレビ画像伝送システムを利用した情報収集体制を整えておく。(警察本部)

イ【関係機関が実施する計画】

航空運送事業者においては、災害情報の収集及び連絡に必要な、情報収集機材の整備に務めるものとする。

方法等をあらかじめ定めておく。(危機管理部、企画振興部、警察本部)

2 情報収集を行うための情報収集手段の整備

(1) 基本方針

航空機が消息をたつ等、遭難が予想される場合は、上空からの捜索が有効である。機動的な情報収集が行えるよう、航空機等の有効利用ができる体制づくりを行う。

ア【県が実施する計画】

(ア) 消防防災ヘリコプターの活用について、緊急運航要綱等あらかじめ定める。(危機管理部)

(イ) 県警ヘリコプターによる、ヘリコプターテレビ画像伝送システムを利用した情報収集体制を整えておく。(警察本部)

イ【関係機関が実施する計画】

航空運送事業者においては、災害情報の収集及び連絡に必要な、情報収集機材の整備に務めるものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 基本方針 自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平常時から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係各機関において緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 基本方針 自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れる恐れがある。 この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。 また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県との協定を締結しており、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。（危機管理部） (イ) 自然災害・事故等発生時に速やかに交通規制、交通誘導等ができるよう、訓練等を通じて普段から災害応急体制の整備を図る。（警察本部） (ウ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時から連携を強化しておく。（全機関） (エ) 応急復旧に関して、建設業協会等と事前に災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、交通の確保を図る。（建設部、道路公社、警察本部） (オ) 地域医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。また、県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部） (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部） <p>イ【市町村が実施する計画】 市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力を体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p>	<p style="text-align: center;">第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 基本方針 自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平常時から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係各機関において緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 基本方針 自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れる恐れがある。 この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。 また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。（危機管理部） (イ) 自然災害・事故等発生時に速やかに交通規制、交通誘導等ができるよう、訓練等を通じて普段から災害応急体制の整備を図る。（警察本部） (ウ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時から連携を強化しておく。（全機関） (エ) 応急復旧に関して、建設業協会等と事前に災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、交通の確保を図る。（建設部、道路公社、警察本部） (オ) 地域医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。また、県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部） (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部） <p>イ【市町村が実施する計画】 市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力を体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p>

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県、市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要な場合に備え、事前に必要な措置をとっておくものとする。(地方整備局)
- (ウ) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。(医療機関)
- (エ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。(医師会)

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県、市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要な場合に備え、事前に必要な措置をとっておくものとする。(地方整備局)
- (ウ) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。(医療機関)
- (エ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。(医師会)

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。